

・資料1 条例・規定等

● 資料1-1 川俣町防災会議条例

○川俣町防災会議条例

昭和37年9月30日

条例第23号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、川俣町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌の事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 川俣町地域防災計画を作成し及びその実施を推進すること。
- (2) 町の地域に係る災害が発生した場合において当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は町長をもって充てる。
- 3 会長は会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が委嘱する者
 - (2) 福島県の知事の部内の職員のうちから町長が委嘱する者
 - (3) 福島県警察官のうちから町長が委嘱する者
 - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関のうちから町長が委嘱する者
- 6 前項第1号、第2号、第3号、第4号及び第7号の委員の定数はそれぞれ2人以内、2人以内、1人、10人以内及び13人以内とする。
- 7 第5項第7号の委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、福島県の職員、川俣町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命又は委嘱する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和51年条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年条例第4号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

● 資料 1 - 2 川俣町災害対策本部条例

○川俣町災害対策本部条例

昭和37年9月30日

条例第24号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第6項の規定に基づき、川俣町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け災害本部長に事故があるときはその職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は部の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 前各条に定めるもののほか災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

● 資料 1 - 3 川俣町災害対策本部規程

○川俣町災害対策本部規程

昭和38年11月30日

規程第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、川俣町災害対策本部条例(昭和37年川俣町条例第24号)第4条の規定に基づき、同条例に定めるもののほか、川俣町災害対策本部(以下「本部」という。)に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(災害対策副本部長、災害対策本部員及びその他の職員)

第2条 災害対策副本部長は川俣町副町長をもって充てる。

2 災害対策本部員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

(1) 川俣町行政組織規則(昭和38年川俣町規則第3号)に定める課長・室長

(2) 川俣町教育委員会教育長

3 町長は、必要があると認めるときは、前項に定めるもののほか町の職員のうちから、随時、相当と認める者を災害対策本部員として、任命することができる。

4 本部のその他の職員は、別表1に定める者(災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)、災害対策副本部長及び災害対策本部員である者を除く。)をもって充てる。

(本部の組織)

第3条 本部に、別表1に定める部及び班を置き、必要に応じその他の班を編成することができる。

2 部長及び部員は、別表1に定める者をもって充てる。

3 班長は別表1に定める者をもって充て、班員は部員のうちから副本部長の指命するものをもって充てる。

(部及び班の事務分掌)

第4条 部の事務分掌は別表2に定めるとおりとする。

2 班は必要に応じ現地に派遣するものとし、事務分掌は災害の状況によりそのつど部長が定める。

(災害対策現地本部の設置)

第5条 副本部長は、災害が発生した場合において、当該災害の規模その他の状況により災害応急対策を推進するため特にその必要があると認めるときは、名称、所管区域及び設置の場所を定めて、災害対策現地本部(以下「現地本部」という。)を設置することができる。

(災害対策現地副本部長)

第6条 現地本部の長は、災害対策現地副本部長とし、災害対策本部員のうちから、副本部長が指命する者をもって充てる。

2 災害対策現地副本部長は、副本部長の命を受け、現地本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(災害対策現地本部の組織その他)

第7条 前条に定めるもののほか、現地本部の組織その他現地本部に関して必要な事項は、そのつど副本部長が定める。

附 則

この規程は、昭和38年12月1日から施行する。

附 則(平成18年訓令第7号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年訓令第85号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年訓令第11号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成28年訓令第33号)

この訓令は、平成28年4月28日から施行し、改正後の川俣町災害対策本部規程の規定は、平成28年4月1日から適用する。

附 則(平成29年訓令第11号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年訓令第14号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

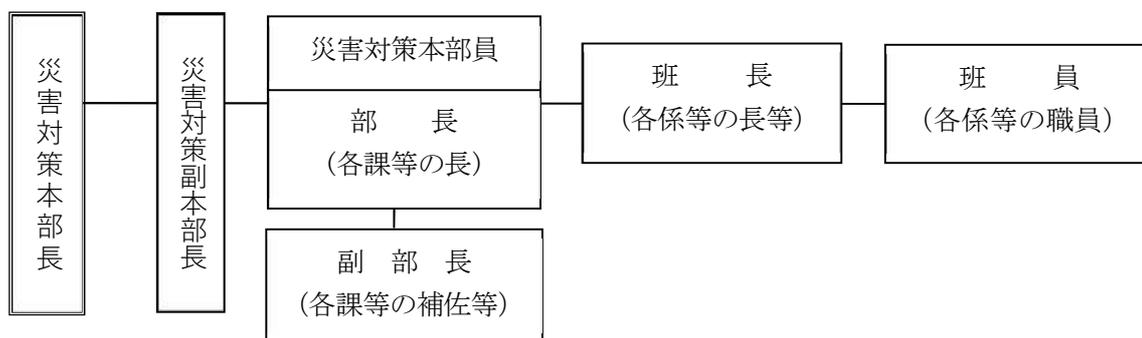
附 則 (令和2年訓令第4号)

この訓令は、令和2年2月26日から施行する。

別表第1(第3条関係)

川俣町災害対策本部組織編成表

編成の概要



災害対策本部編成表 (略)

別表2(第4条関係)

川俣町災害対策本部事務分掌表 (略)

○川俣町防災行政無線局管理運用規程〔移動系〕

平成3年12月5日

訓令第21号

(目的)

第1条 この規程は、川俣町が地域防災計画に基づく災害対策に係る行政事務に関して開設する防災行政無線局(以下「無線局」という。)の適正な管理、運用を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線局 電波法第2条第5号に規定する無線局をいう。
- (2) 基地局 陸上移動局と通信を行うため陸上に開設する移動しない無線局をいう。
- (3) 陸上移動局 陸上を移動中又は特定しない地点に停止中運用する無線局をいう。
- (4) 広域共通波 市町村相互間で防災対策に関する通信を行うために全国の市町村が共通して使用する移動通信系の周波数をいう。
- (5) 市町村波 市町村が防災行政活動を実施するために、当該市町村のみにおいて使用する移動通信系の周波数をいう。
- (6) 無線従事者 無線設備の操作を行うものであって、総務大臣の免許を受け、かつ、当該無線設備を操作する資格を有する者をいう。

(無線局の回線構成)

第3条 無線局の回線構成及び配置は、それぞれ別表1及び別表2のとおりとする。

(無線局の総括管理者)

第4条 無線局に総括管理者を置く。

2 総括管理者は、無線局の管理、運用の業務を総括し、管理責任者を指揮監督する。

3 総括管理者は、町長とする。

(管理責任者)

第5条 無線局に管理責任者を置く。

2 管理責任者は、総括管理者の命を受け、無線局の管理、運用の業務を行うとともに通信取扱責任者を指揮監督する。

3 管理責任者には、管理責任部署の総務課長の職にある者をあてる。

(通信取扱責任者)

第6条 無線局に通信取扱責任者を置く。

2 通信取扱責任者は、管理責任者の命を受け、無線局を管理、運用し、無線局に係る業務を所掌する。

3 通信取扱責任者は、無線従事者の資格を有する職員の中から、管理責任者が指名する。

(無線従事者の配置、養成等)

第7条 総括管理者は、無線局の運用体制に見合った員数の無線従事者を配置するものとする。

2 総括管理者は、無線従事者の適正な配置を確保するため、常に無線従事者の養成に留意するものとする。

3 総括管理者は、無線従事者の現状を把握するため、毎年12月末日をもって無線従事者名簿(様式1)を作成するものとする。

(無線従事者の任務)

第8条 無線従事者は、無線設備の操作を行うとともに無線局業務日誌(様式2)に記載する。

2 基地局に配置された無線従事者は、通信の相手方である陸上移動局の通信取扱者の行う無線設備の操作を指揮監督する。

(通信取扱者)

第9条 通信取扱者は、無線従事者の管理のもとに電波法令を遵守し、法令に基づく無線局の運用を行う。

2 通信取扱者は、無線局の運用にたずさわる一般職員とする。

(備え付け書類等の管理)

第10条 管理責任者は、電波法令に基づく業務書類を管理、保管する。

2 管理責任者は、電波法令集を常に現行のものに維持しておくものとする。

3 無線局業務日誌は、管理責任者及び通信取扱責任者の査閲を毎日受けるものとする。

4 管理責任者は、無線局業務日誌抄録(様式3)を毎年12月までに作成し、総括管理者に提出するものとする。

5 管理責任者は、無線従事者選解任届(様式4)及び無線局業務日誌抄録の写しを整理保管しておくものとする。

(提出書類)

第11条 総括管理者は、無線従事者を選任又は解任したときは遅滞なく東北総合通信局長に届出をするものとする。また、無線局業務日誌抄録は、毎年1月から12月までの期間における必要事項を記載して、翌年速やかに東北総合通信局長に提出するものとする。

(無線局の運用)

第12条 無線局の運用方法については、別に定める運用細則によるものとする。

(無線設備の保守点検)

第13条 無線設備の正常な機能維持を確保するため、次のとおり保守点検を行う。

- (1) 日点検
- (2) 月点検
- (3) 年点検(年2回以上)

2 点検項目は、次のとおりとし、日点検及び月点検の結果は、点検記録簿(様式5～様式6)に記録しておくものとする。

- (1) 日点検 通信試験
- (2) 月点検 予備電源及び遠隔制御器の動作試験
- (3) 年点検
- (4) 次の項目について、専門業者に委託して行う。

設備機器精密点検、周波数編移測定・調整
周波数測定・調整、送信スプリアス測定・調整
電力測定・調整
受信感度測定・調整

3 保守点検の責任者は、次のとおりとする。

- (1) 日点検 通信取扱責任者
- (2) 月点検 管理責任者
- (3) 年点検 総括管理者

4 予備装置及び予備電源は、毎月1回以上使用し、機能を確認しておくものとする。

5 点検の結果、異常を発見したときは、直ちに責任者に報告し、措置するとともに保守契約を締結している業者等に連絡し、障害の除去に努めるものとする。

(通信訓練)

第14条 総括管理者は、非常災害発生に備え、通信機能の確認及び運用の習熟化を図るため、次により定期的に通信訓練を行うものとする。

- (1) 総合防災訓練に併せた総合通信訓練 毎年2回以上
- (2) 定期通信訓練 四半期ごと

2 訓練は通信統制訓練、移動系による情報収集・伝達訓練を重点として行うものとする。

(研修)

第15条 総括管理者は、毎年1回以上、通信取扱者等に対して電波法令、運用方法及び無線機の取扱要領等

について研修を行うものとする。

(役場庁舎外配置の陸上移動局の管理)

第16条 役場庁舎外に配置する陸上移動局の管理については、別に定める細則によるものとする。

附 則

この規程は、平成3年12月5日から施行する。

附 則(平成13年訓令第12号)

この訓令は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成17年訓令第87号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年訓令第10号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成29年訓令第35号)

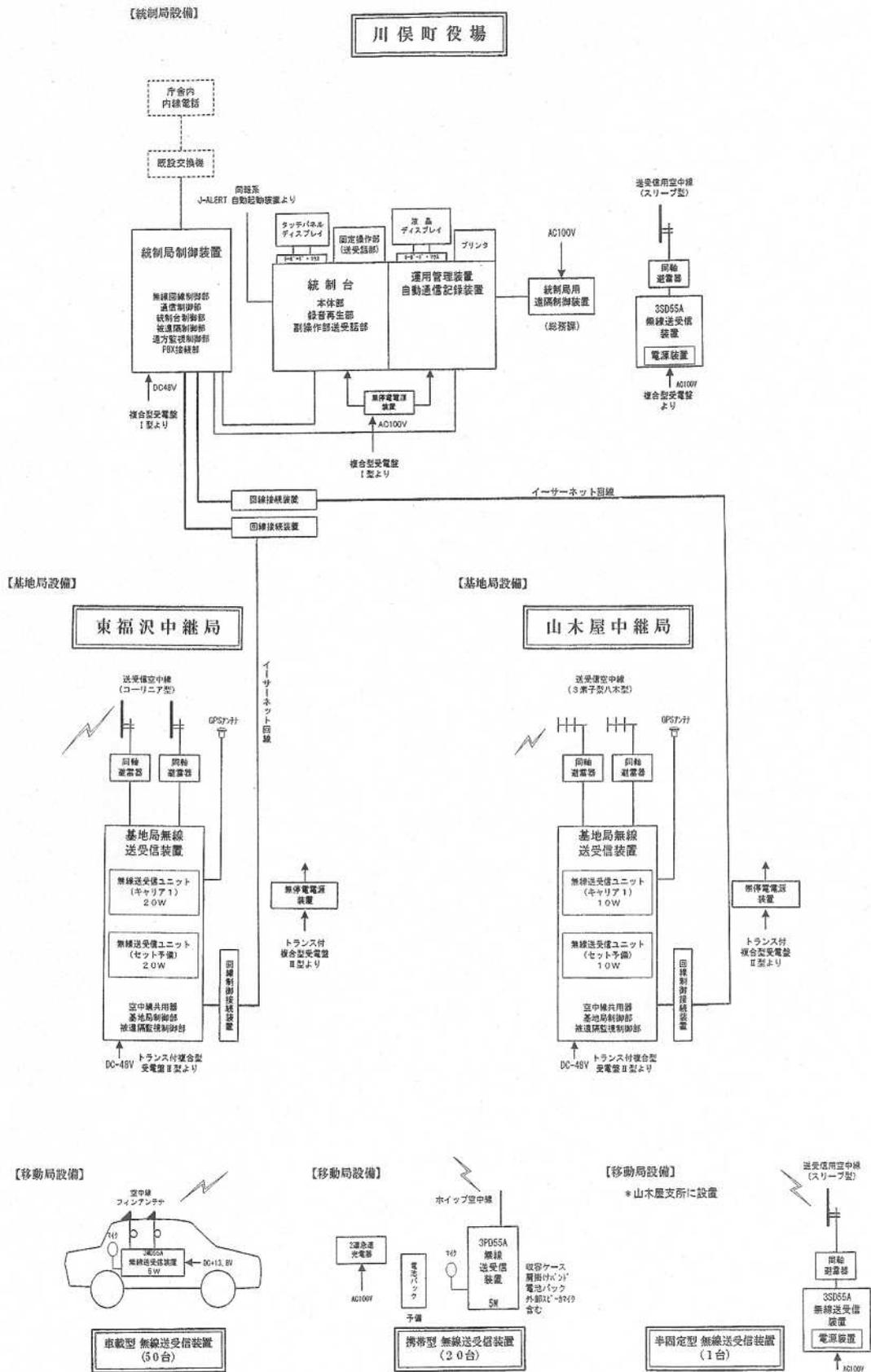
この訓令は、平成29年7月1日から施行する。

附 則(令和4年訓令第11号)

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

別表1

回線構成図



別表2

無線局配置表

種別	名称	台数	内容
移動局（半固定）	役場半固定 山木屋半固定	2台	
移動局（携帯型）	消防団 消防交通係	20台	団長・副団長2名・各分団長・本団（班長） 消防交通係 6台
移動局（車載型）	消防団 公用車	50台	消防車両40台 公用車10台

無線局業務日誌抄録

年 月 日

免許人住所

殿

氏名

印

無線局名 (呼出名称又は 呼出符号)		期 間	年 月から 年 月まで
無線従事者の資 格	現在員数	今期中の無線従事者の異動状況	
	名	選任 名	解任 名
	名	選任 名	解任 名
	名	選任 名	解任 名
	名	選任 名	解任 名
	名	選任 名	解任 名
機器の故障の事 実及びこれに対 する措置の概要			
空電、混信、受信 感度の減退等不 良の通信状態の 概要			

	月 別	通 信 時 間	通 信 回 数
毎月の延べ通信時間又は通信回数	1月	時間 分	回
	2月	時間 分	回
	3月	時間 分	回
	4月	時間 分	回
	5月	時間 分	回
	6月	時間 分	回
	7月	時間 分	回
	8月	時間 分	回
	9月	時間 分	回
	10月	時間 分	回
	11月	時間 分	回
	12月	時間 分	回
	合計		
その他参考となる事項			

無線従事者選(解)任届

殿

住所

氏名(又は名称)

印

無線従事者を選(解)任したので、選(解)任後の無線従事者を下記のとおり届けます。

記

無線局の種別等

年 月 日現在

(ふりがな) 氏 名	資 格	免許証の番号	選任年月日	職 務 経 歴

無線局年点検記録簿
(設備関係)

点検(測定)年月日 年 月 日
測定者氏名

測定器名		測定器諸元		主任無線従事者
				⑩
				管理責任者
				⑩
局名(呼出名称)				
局種、現用、予備の別				
点検項目		点検結果		
製造番号				
電波の型式及び周波数 (MHz)				
空中線電力(W)				
測定値	周波数偏差(±Hz)			
	偏移(kHz)			
	電源電圧(V)			
	空中線電力(W)			
	スプリ アス $2n, 3n, \frac{n}{2}, \frac{n-1}{n+1}$			
	S/N (FXに限る)			
T V I ・ F M I				
動作試験	予備装備			
	予備電源			
総合テスト				
備考	均等補充充電の実施			

● 資料 1-5 川俣町防災行政無線局運用細則〔移動系〕 【本編関連箇所：2-2-4-2・3-2-4-2】

○川俣町防災行政無線局運用細則〔移動系〕

平成3年12月5日

訓令第22号

(目的)

第1条 この細則は、川俣町防災行政無線局管理運用規程(以下「規定」という。)第12条に基づき、無線局(移動系)の運用を円滑に行うために必要な事項を定めることを目的とする。

(通信の種類)

第2条 通信の種類は、移動系においては随時通信及び緊急通信とする。

(通信事項)

第3条 通信事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 地震、台風等に関する予・警報の伝達など、防災行政に関する事項
- (2) 地方自治法第2条第3項に定められた事項

(通信時間)

第4条 通信時間は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 随時通信は一般通信とする。
- (2) 緊急通信は地震、台風その他緊急事態が発生し、又は発生が予測されるときに行うものとする。

(通信の制限)

第5条 管理責任者は、災害発生その他特に理由があるときは通信を制限することができる。

(通信の記録)

第6条 通信取扱責任者は、通信を行ったとき無線局業務日誌(規定の様式2)に必要事項を記載しなければならない。

(通信の方法)

第7条 必要のない無線通信を行わないこと。

- 2 無線通信の使用する用語は、できるかぎり簡潔にする。
- 3 無線通信を行うときは、自局の呼出名称を付して、その出所を明らかにする。
- 4 無線通信は、正確に行うものとし、通信上の誤りを知ったときは直ちに訂正する。
- 5 通信の方法は、原則として、次の各号により行うものとする。

(1) 呼出し

- ① 相手局の呼出名称 3回以下 例 防災川俣20
- ② こちらは 1回 例 こちらは
- ③ 自局の呼出名称 3回以下 例 防災川俣22

(2) 応答

- ① 相手局の呼出名称 3回以下 例 防災川俣22
- ② こちらは 1回 例 こちらは
- ③ 自局の呼出名称 1回 例 防災川俣20

(3) 試験電波の発射

- ① ただいま試験電波発射中 3回
- ② こちらは 1回
- ③ 自局の呼出名称 3回以下 例 防災川俣20

(4) 呼出し又は応答の簡素化

呼出し又は応答を行う場合において確実に連絡設定が認められるときは、呼出しの場合は「こちらは」及び自局の呼出名称を、応答の場合は相手局の呼出名称を省略することができる。

(5) これらの事項を省略した場合は、通信中少なくとも1回以上自局の呼出名称を送信する。

附 則

この細則は、平成3年12月5日から施行する。

● 資料 1-6 防災行政無線局(陸上移動局)庁舎外設備管理運用規程

【本編関連箇所：2-2-4-2・3-2-4-2】

○防災行政無線局(陸上移動局)庁舎外設備管理運用規程

平成3年12月5日

訓令第23号

(目的)

第1条 この規程は、地域防災計画に基づきあらかじめ定められた場所に配備する陸上移動局の管理運用について定めるものとする。

(所掌)

第2条 免許人は、庁舎外に配備された陸上移動局についての運用及び保管に係わる業務を消防団長に所掌させる。

(総括管理者)

第3条 総括管理者は、庁舎外設置の陸上移動局の管理、運用業務を総括し、使用管理者を指導、監督する。総括管理者は、町長の職にある者をあてる。

(使用管理者)

第4条 免許人から運用及び保管に係わる業務の所掌を命じられた消防団長とする。使用管理者は規則で定める保管証書を町長に提出しなければならない。

(機器の管理)

第5条 使用管理者は、機器の取り扱いに十分注意し、保管する機器の管理に努めるものとする。

(機器の委譲及び貸借の禁止)

第6条 機器は、第三者に対し、譲渡等の行為をしてはならない。また、総括管理者が認める者以外に貸借してはならない。

(機器の運用)

第7条 機器使用は、次の場合に限るものとする。

- (1) 非常の事態が発生した場合
- (2) 非常の事態が発生する恐れがある場合
- (3) 非常通信訓練を実施する場合
- (4) 機器の点検を実施する場合

(その他)

第8条 運用管理規程に定めるもののほか、機器の管理及び運用の細則について別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成3年12月5日から施行する。

● 資料 1-7 災害弔慰金の支給等に関する条例

○災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和50年3月25日

条例第11号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」という。)及び同法施行令(昭和48年政令第374号。以下「令」という。)の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 町民とは、災害により被害を受けた当時、川俣町の区域内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金

(災害弔慰金の支給)

第3条 町は、町民が令第1条に規定する災害(以下この章及び次章において単に「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族(兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。)を先にし、その他の遺族を後にする。
 - (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順とする。
 - ア 配偶者
 - イ 子
 - ウ 父母
 - エ 孫
 - オ 祖父母
 - (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者。)に対して、災害弔慰金を支給するものとする。
- 2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
 - 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち町長が適当と認めるものに支給することができる。
 - 4 前3項の場合においては、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当りの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時において、その死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に既定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場にあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、町長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、町長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手續)

第8条 町長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 町長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 町は、町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に、法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民(以下「障害者」という。)に対し災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 町は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当りの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額が、その家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

- (2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合
- ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円
 - イ 住居が半壊した場合 170万円
 - ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く) 250万円
 - エ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 350万円

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年(令第7条第2項括弧書きの場合は5年)とする。

(利率)

第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還(又は半年賦償還)とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上げ償還をすることができる。

3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第12条までの規定によるものとする。

(規則への委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和56年条例第1号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和55年12月23日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被災を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(昭和56年条例第21号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、昭和55年12月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は、当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(昭和57年条例第17号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例の第9条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害見舞金の支給について適用する。

附 則(昭和62年条例第21号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第13条第1項の規定は、昭和61年7月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主の災害援護資金の貸し付けについて適用する。

附 則(平成3年条例第28号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条の規定は当該災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第13条第1項の規定は、同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(平成24年条例第5号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成23年3月11日から適用する。
(災害援護資金の貸付けに係る特例)
- 2 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号。以下「平成23年特別法」という。)第2条第1項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令(平成23年政令第131号。以下「平成23年特別令」という。)第14条第1項に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第13条第2項及び第14条の適用については、第13条第2項中「10年」とあるのは「13年」と、「3年」とあるのは「6年」と、「5年」とあるのは「8年」と、第14条中「年3パーセント」を「年1.5パーセント(保証人を立てる場合にあっては無利子)」とする。
- 3 前項の災害援護資金の貸付けに係る償還免除及び保証人については、第15条第3項の規定にかかわらず、平成23年特別法第103条第1項の規定により読み替えられた法第13条第1項及び平成23年特別令第14条第7項の規定によるものとする。

● 資料 1 - 8 災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

○災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和56年6月11日

規則第7号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和50年川俣町条例第11号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 災害弔慰金の支給

(支給の手續)

第2条 町長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者(行方不明者を含む。以下同じ。)の氏名、性別、生年月日
- (2) 死亡(行方不明を含む。)の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第3条 町長は、川俣町の区域外で死亡した町民の遺族に対して遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第3章 災害障害見舞金の支給

(支給の手續)

第4条 町長は条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別、生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第5条 町長は、この町の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった町民に対し、負傷し又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書提出させるものとする。

2 町は障害者に対し、法別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書(様式第1号)を提出させるものとする。

第4章 災害援護資金の貸付け

(借入れの申込み)

第6条 災害援護資金(以下「資金」という。)の貸付けを受けようとする者(以下「借入申込者」という。)は、次に掲げる事項を記載した借入申込書(様式第2号)を、町長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- (4) 保証人となるべき者に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

2 借入申込書には次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
 - (2) 被害を受けた日の属する年の前年(当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては前々年とする。以下この号において同じ。)において、他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
 - (3) その他町長が必要と認めた書類
- 3 借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。
- (調査)
- 第7条 町長は、借入申込書の提出を受けたときは、すみやかに、その内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。
- (貸付けの決定)
- 第8条 町長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した貸付決定通知書(様式第3号)を、借入申込者に交付するものとする。
- 2 町長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、貸付不承認決定通知書(様式第4号)を借入申込者に通知するものとする。
- (借用書の提出)
- 第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、すみやかに、保証人の連署した借用書(様式第5号)に、資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)及び保証人の印鑑証明書を添えて町長に提出しなければならない。
- (貸付金の交付)
- 第10条 町長は、前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。
- (償還の完了)
- 第11条 町長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれらに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。
- (繰上償還の申出)
- 第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書(様式第6号)を町長に提出するものとする。
- (償還金の支払猶予)
- 第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間、その他町長が必要と認める事項を記載した申請書(別紙様式第7号)を町長に提出しなければならない。
- 2 町長は、支払の猶予を認める旨の決定をしたときは、支払を猶予した期間、その他町長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書(様式第8号)を、当該借受人に交付するものとする。
- 3 町長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書(様式第9号)を、当該借受人に交付するものとする。
- (違約金の支払免除)
- 第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した申請書(様式第10号)を町長に提出しなければならない。
- 2 町長は、違約金の支払免除を認める旨の決定をしたときは、違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書(別紙様式第11号)を当該借受人に交付するものとする。
- 3 町長は、違約金の支払免除を認めない旨の決定をしたときは、違約金支払免除不承認通知書(様式第12号)を当該借受人に交付するものとする。
- (償還免除)
- 第15条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免

除申請者」という。)は、償還免除を受けようとする理由その他町長が必要と認める事項を記載した申請書(様式第13号)を町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神若しくは身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

3 町長は、償還の免除を認める旨の決定をしたときは、償還免除承認通知書(様式第14号)を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 町長は、償還の免除を認めない旨の決定をしたときは、償還免除不承認通知書(様式第15号)を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

(督促)

第16条 町長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第17条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動が生じたときは、借受人はすみやかに、その旨を氏名等変更届(様式第16号)に記載のうえ、町長に提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代ってその旨を届け出るものとする。

第18条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続きについて必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、昭和56年6月11日から施行する。

2 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号。以下「平成23年特別法」という。)第2条第1項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令(平成23年政令第131号。以下「平成23年特別令」という。)第14条第1項に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第6条第3項の適用については、「その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日」とあるのは「平成30年3月31日」とする。

3 前項の災害援護資金の貸付けであって保証人を立てないものに係る第9条の適用については、「保証人の連署した借用書」とあるのは「借用書」と、資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)及び保証人の印鑑証明書」とあるのは「資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)の印鑑証明書」とする。

4 平成23年特別例第14条第1項に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第6条第2項第2号の適用については、同号中「被害を受けた日の属する年の前年(当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあつては前々年とする。以下この号において同じ。)」と、「前年の所得」とあるのは、「平成21年(平成23年の所得が平成21年の所得を下回る場合は平成23年とする。以下この号において同じ。)」と、「前年の所得」とあるのは「平成21年の所得」とする。

附 則(昭和58年規則第1号)

この規則は、昭和58年4月1日から施行し、改正後の第4条及び第5条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則(平成24年規則第2号)

この規則は、公布の日から施行し、平成23年3月11日から適用する。

附 則(平成25年規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

診 断 書

氏 名		生年月日	昭和 大正 年 月 日 明治	性別	男・ 女					
傷 病 名			負傷発病年月日	年 月 日						
障害の部位			初 診 年 月 日	年 月 日						
既 往 症		既存障害	治 ゆ 年 月 日	年 月 日						
療養の内容及び経過										
障害の状態の詳細	(図で示すことができるものは図解すること)									
関節運動範囲	種類範囲									
	部位									
		右								
		左								
		右								
		左								
局 上記のとおり診断します。 郵便番号 _____ 電話番号 _____ 番										
年 月 日 病院又は 所在地 _____ 診療所の 名称 _____										
診療担当者 氏 名 _____ (印)										

連 帯 保 証 人 (保証人が書いて下さい)	氏 名				男 女	明治 大正 年 月 日生(歳) 昭和		
	現 住 所				本 籍 地			
	職 業		月 収	円	申込者との関係		家 族 数	人
	資 産	土 地	(1) 宅地 m ² (2) 田畑 m ² (3) 山林 m ²	勤 務 先	名 称			
建 物		(1) 自宅 m ² (2) その他 m ²	所 在 地			電 話 局 番		
この災害の前一年以内に被災したことの有無及びその状況						(有・無) (状況)		
この災害により世帯主が死亡又は重度障害者となった事実の有無						(有・無)		
資 金 の 使 途	資金の使い方総額	円		資金の内訳	合計 円			
	に	円		災害援護資金で	円			
	に	円		手持資金で	円			
	に	円		その他()で	円			
被 害 の 状 況	被災時の具体的状況				負・傷	全治	ヵ月	
	住 居 の 被 害	(1) 全壊 (2) 半壊						
家 財 の 被 害 状 況	品 名	現在購入に要する費用	被 害 額	品 名	現在購入に要する費用	被 害 額		
	和 だ ん す			婦 人 用 腕 時 計				
	整 理 だ ん す			畳(畳中で畳が被害)				
	洋 服 だ ん す							
	鏡	台		障 子				
	腰 掛 机			ふすま				
	本 箱・本 だ な							
	食 器・戸 だ な			小 計				
	食 卓・茶 ぶ 台			その他被害のあった家財				
	げ た 箱							
	照 明 器 具			品 名	現在購入に要する費用	被 害 額		
	じ ゅ う た ん							
	扇 風 機							
	石 油 ス ト ー プ							
	電 気 や ぐ ら こ た つ							
	電 気 冷 蔵 庫							
	電 気・ガ ス 炊 飯 器							
	電 気 洗 た く 機							
	電 気 掃 じ 機							
	ミ シ ン							
	電 気 ア イ ロ ン							
	自 転 車							
	テ レ ビ							
	ラ ジ オ							
	柱 時 計							
	目 覚 し 時 計					小 計		

被害状況	家	本箱・本だな					
	被害財	食器・戸だな			小計		
	の	食卓・茶ぶ台			その他被害のあった家財		
	状	げた箱					
	被	照明器具			品名	現在購入に要する費用	被害額
	害	じゅうたん					
	の	扇風機					
	状	石油ストーブ					
	被	電気やぐらこたつ					
	害	電気冷蔵庫					
	の	電気・ガス炊飯器					
	状	電気洗たく機					
	被	電気掃じ機					
	害	ミシン					
	の	電気アイロン					
	状	自転車					
	被	テレビ					
	害	ラジオ					
	の	柱時計					
	状	目覚し時計				小計	
被	紳士用腕時計				合計		
<p>上記のとおり災害援護資金を借入れたく申し込みます。 年 月 日</p> <p>上記の借入れに対し、連帯して債務を負担します。 年 月 日</p> <p>川俣町長</p> <p style="text-align: right;">借入申込者 ㊦</p> <p style="text-align: right;">連帯保証人 ㊦</p>							

第 号

年 月 日

川俣町長



様

災害援護資金貸付決定通知書

年 月 日お申込みになりました災害援護資金は、下記のとおり貸付けを決定いたしましたのでお知らせします。

記

貸付番号	第	号			
貸付金額			円		
据置期間	年	月	日から	年	月 日まで
償還期間	年	月	日から	年	月 日まで
償還方法	年 賦	・	半年賦		
利 子	年 3	パーセント			

資金をお渡しする日と手続について

- 1 貸付金交付日 年 月 日
- 2 場 所
- 3 ご持参なさるもの
 - (1) この通知書
 - (2) 同封の借用書
 - (3) あなたの印鑑
 - (4) あなたと保証人の印鑑証明書各一通

様式第4号（第8条第2項関係）

第 号

年 月 日

川俣町長



様

災害援護資金貸付不承認決定通知書

年 月 日お申込みになりました災害援護資金は次の理由で不承認となりましたのでお知らせします。

（不承認の理由）

貸付決定番号 号

災害援護資金借用書

借用金額 円
利 子 年3パーセント
据置期間 年 月 日から 年 月 日まで
償還期間 年 月 日から 年 月 日まで
償還方法 年 賦 ・ 半年賦

上記の通り借用いたします。

ついては、災害弔慰金の支給等に関する法律及びこれに基づく命令等の定めるところに誠実に従い、相違なく償還いたします。

年 月 日

住 所
借受人氏名 ⑩
住 所
保証人氏名 ⑩

繰上償還申出書

下記のとおり災害援護資金の繰上償還を行います。

年 月 日

借受人 住 所
氏 名

印

川俣町長

記

貸付番号
借受人氏名
貸付けを受けた日
貸付けを受けた金額
償還期限
償還金額
償還未済額
繰上償還をする日
繰上償還をする金額

償 還 金 支 払 猶 予 申 請 書

下記のとおり償還金の支払猶予を申請いたします。

年 月 日

借 受 人 住 所
氏 名 ⑩
連 帯 保 証 人 住 所
氏 名 ⑩

川俣町長

申請の理由 (具体的に)				
貸付の条件	借 入 金 額	円	貸 付 番 号	
	据 置 期 間	1 3年 2 5年	希 望 猶 予 期 間 等	た だ し 年 月 日 第 回 償 還 以 降 ヶ 月
	償 還 方 法	1 年 賦 2 半 年 賦	変 更 後 の 償 還 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
	償 還 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで		
支払猶予期 間の根拠	(変更後の償還期日に支払が可能と認められる具体的な理由)			

様式第8号（第13条第2項関係）

第 号

年 月 日

川俣町長



様

支 払 猶 予 承 認 通 知 書

年 月 日申出のあった償還金の支払猶予については、次の通り承認となったのでお知らせいたします。

支払猶予承認期間	年	月	日から	ヶ月
変更後の償還期間	年	月	日から	年 月 日まで

様式第9号（第13条第3項関係）

第 号

年 月 日

様

川俣町長



支 払 猶 予 不 承 認 通 知 書

年 月 日申出がありました償還金の支払猶予につきましては、次の理由で不承認となりましたので、当初の計画により償還されるようお願い致します。

（不承認の理由）

違 約 金 支 払 免 除 申 請 書

下記のとおり違約金の支払免除を申請します。

年 月 日

借 受 人 住 所
氏 名 ⑩
連 帯 保 証 人 住 所
氏 名 ⑩

川俣町長

記

貸 付 番 号					
支払免除を申請する違約金の金額				円	
内 容	回 数	期 別	元 金	利 子	申請日までの 違約金
		年 月 期			
違約金の支払免除を要する具体的な理由					

様式第11号（第14条第2項関係）

第 号

年 月 日

川俣町長



違 約 金 支 払 免 除 承 認 通 知 書

年 月 日に申出のありました違約金の支払免除につきましては下記の通り承認されましたのでお知らせいたします。

記

年	月	日	償還予定の第	回償還金元金	円、利子	円
に係る	年	月	日における違約金	円の支払を免除致します。		

様式第12号（第14条第3項関係）

第 号

年 月 日

川俣町長



違 約 金 支 払 免 除 不 承 認 通 知 書

年 月 日に申出のありました違約金の支払免除につきましては、次の理由で不承認となりましたのでお知らせいたします。

（理由）

なお、あなたの 年 月 日償還予定の第 回償還金（元利合計 円）に係る違約金は 年 月 日現在 円となっておりますので至急償還を願います。

災害援護資金償還免除申請書

貸付番号					
借受人氏名		貸付けを受けた日	年 月 日	貸付金額	円
償還方法	年賦・半年賦	償還期限	年 月 日	償還金額	円
免除申請額	円〔償還未済額の全部一部で 円〕				
免除申請理由及び理由発生年月日又は理由継続期間					
免除申請者	フリガナ			男・女	年 月 日生
	氏名				
	現住所				
	本籍				
	借受人との関係			職業	
	勤務先及び所在地				
借相続人又はその	フリガナ			男・女	年 月 日生
	氏名				
	現住所			借受人との続柄	
	職業			勤務先及び所在地	
保証人	フリガナ			男・女	年 月 日生
	氏名				
	現住所			借受人との関係	
	職業		勤務先及び所在地		
<p>上記のとおり災害援護資金の償還を免除されたく申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>川俣町長 免除申請者 ㊞</p>					

第 号

年 月 日

川俣町長



様

災害援護資金償還免除承認通知書

年 月 日に申出のあった災害援護資金の償還免除については、次のとおり行うことになりましたのでお知らせいたします。

(承認内容)

全額免除・一部免除

申請日現在の償還未済額

元 金	円
利 子	円
違約金	円
合 計	円
元 金	円

償還を免除した額

申請日現在の状況で今後償還を必要とする額

利 子	円
違約金	円
合 計	円

償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年利 10.75%の率で違約金がさらに加算されます。

第 号

年 月 日

川俣町長



様

災害援護資金償還免除不承認通知書

年 月 日申出のあった災害援護資金の償還免除については、次の理由で不承認となりましたのでお知らせいたします。

（不承認の理由）

なお、申請日現在の状況で今後償還を必要とする額は次のとおりとなっており、償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年10.75%の率で違約金がさらに加算されます。

元 金	円
利 子	円
違約金	円
合 計	円

氏 名 等 変 更 書

貸付番号				
借 受 人	氏 名		住 所	
連帯保証人	氏 名		住 所	
○で囲むこと 1 住 所 変 更 2 改 姓 又 は 改 名 3 死 亡 又 は 行 方 不 明 4 そ の 他	(異動の内容)			
<p>災害援護資金を借用中のところ、上記のとおり異動いたしましたのでお届けいたします。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">借受人（又は同居の親族） 住 所 氏 名 ⑩ 連帯保証人 住 所 氏 名 ⑩</p> <p>川俣町長</p>				

(参考) 第2条の調査事項

災害弔慰金支給調査票				決定番号		
死亡に関する事項	フリガナ			男・女	大正 昭和 平成 令和	年 月 日生
	死亡した者の氏名					
	死亡した年月日	年 月 日	住所			
	死亡の状況 (行方不明)	災害名		死亡した場所		
遺族に関する事項	死者との続柄	氏 名	住 所	備 考		
支給に関する事項	支給日	年 月 日	支給場所			
	災害弔慰金を支給した遺族について	氏 名	続 柄	支 給 金 額		
		住 所	円			
	先順位者の有無	有 ・ 無	同順位者の有無	有 ・ 無		
先順位者又は他の同順位者に支給しなかった理由		支給制限事由に該当の有無	有 (その事由) 無			
備考	支給した職員					

● 資料 1 - 9 川俣町災害弔慰金支給審査委員会設置要綱

○川俣町災害弔慰金支給審査委員会設置要綱

平成24年6月1日

告示第37号

(目的)

第1条 この要綱は、災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和50年川俣町条例第11号)に定めた災害弔慰金(以下「弔慰金」という。)の支給について、災害との関連や因果関係の有無等を審査することを目的とし、川俣町災害弔慰金支給審査委員会(以下「委員会」という。)の設置等に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 弔慰金の支給に係る事実の審査に関すること
- (2) その他弔慰金の支給に係る事項の検討に関すること

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する委員5人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健・医療関係者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から4年とする。ただし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、町長が指名する委員をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

(意見聴取等)

第7条 委員長は、特に必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、保健福祉課健康福祉係において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

● 資料 1-10 川俣町災害見舞金支給要綱

○川俣町災害見舞金支給要綱

令和3年4月1日

告示第35号

(趣旨)

第1条 町は、町民が火災又は町長が認める災害により被害を受けたときは、この要綱の定めるところにより災害見舞金(以下「見舞金」という。)を支給する。

(見舞金)

第2条 第1条に規定する見舞金は、居住の用に供している家屋(以下「家屋」という。)が被害を受けたとき、その被害を受けた世帯の世帯主に対し次のとおり支給するものとし、災害区分の認定等については、町長が行う。

- (1) 家屋の全焼・全壊 1世帯当たり7万円及び世帯に属する人数一人につき2万円
- (2) 家屋の半焼・大規模半壊、中規模半壊、半壊 1世帯当たり3万円及び世帯に属する人数一人につき1万円
- (3) 家屋の準半壊 1世帯当たり2万円及び世帯に属する人数一人につき5千円
- (4) 家屋に準半壊に至らない(一部損壊) 1世帯当たり2万円
- (5) 床上浸水 1世帯当たり2万円
- (6) 床下浸水 1世帯当たり2万円
- (7) 家屋の火災による放水損傷 1世帯当たり2万円及び世帯に属する人数一人につき5千円

2 前項に規定する世帯とは、同一家屋において生計を一にしている場合を1世帯とする。

(原子力災害による見舞金)

第3条 東日本大震災(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害をいう。)により、東京電力株式会社福島第一原子力発電所において原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号。以下「法」という。)の規定に該当する事象が発生し、原子力災害の拡大の防止を図るため、法第20条第3項の規定に基づき原子力災害対策本部長(内閣総理大臣)が指示した計画的避難区域に設定された、山木屋の区域(以下「被災地区」という。)に住所を有する者(以下「被災者」という。)に見舞金を支給する。

2 見舞金は、被災者一人当たり1回目支給を5万円とし、2回目支給を2万円とする。

3 第1項に規定する被災者は、平成23年3月11日から平成23年4月22日までの間、被災地区に住所を有し、かつ現に居住していた者とする。

(計画的避難区域以外の見舞金)

第4条 川俣町に住所を有する者のうち、前条に規定する計画的避難区域に設定された被災地区以外の区域に住所を有する者(以下「避難区域以外の被災者」という。)に見舞金を支給する。

2 見舞金は、避難区域以外の被災者一人当たり1万円とする。

3 第1項に規定する避難区域以外の被災者は、平成23年3月11日現在、川俣町に住所を有し、平成23年9月1日(以下「支給基準日」という。)までの間、居住していた者とする。

4 前項の規定にかかわらず、平成23年3月11日から支給基準日までの間(以下「支給対象期間」という。)に出生した者及び死亡した者については、見舞金を支給する。

5 第3項の規定にかかわらず、支給対象期間に川俣町に転入し、又は川俣町から転出した者で、支給対象期間内に居住していた期間がある者については、見舞金を支給する。

(被災者見舞金)

第5条 東日本大震災により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和50年川俣町条例第11号)第3条の規定による災害弔慰金が支給されない場合には、同条例第4条に規定する遺族に対し、死亡した者1人当たり40万円の被災者見舞金を支給する。

(見舞金の制限)

第6条 見舞金の支給が火災の場合、その火災が故意又は重大な過失によるものであるとき及び支給することが不適当と認められるときは、減額又は支給しないことができる。

(見舞金の返還)

第7条 すでに見舞金の支給を受けたもので、前条の規定に該当すると認められるときは、その全額又は一部を返還させることができる。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、災害による見舞金の支給について必要な事項は、その状況に応じ、その都度町長が定める。

付 則

この告示は、令和3年4月1日に施行し、令和3年2月1日から適用する。

● 資料 1-11 川俣町消防団設置等に関する条例

○川俣町消防団設置等に関する条例

昭和42年6月30日
条例第12号

(目的)

第1条 この条例は、消防組織法(昭和22年12月23日法律第226号)第9条の規定に基づき、川俣町消防団の設置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 川俣町の消防事務を処理するため消防団をおく。

(名称及び区域)

第3条 消防団は川俣町消防団と称し、管轄区域は川俣町の区域の全部とする。

(消防団員)

第4条 消防団に、消防団長、副団長、分団長、副分団長、部長、班長及び団員(以下「消防団員」という。)をおく。

2 消防団員は、基本団員及び機能別団員に区分する。

3 基本団員は、機能別団員以外の消防団員とする。

4 機能別団員は、特定の消防活動に限定して従事する消防団員とする。

5 基本団員は、次の各号に定める者でなければならない。

(1)本町に居住する者。ただし、消防団長が必要と認める場合は、この限りでない。

(2)年齢満18歳以上65歳以下の者。ただし、消防団長及び副団長については、この限りでない。

6 基本団員が、前項の年齢に達したときは、年齢に達した日以後における最初の6月30日に退職する。ただし、分団長、副分団長、部長及び班長が前項の年齢に達したときは、その任期の満了日まで退職を延長できるものとする。

(定員及び配置)

第5条 消防団員の定員及び配置は、別表第1のとおりとする。

(退職)

第6条 消防団員が退職しようとする場合は、あらかじめ任命権者の許可を受けなければならない。

(懲戒)

第7条 消防団員であって、次の各号の一に該当する場合においては、任命権者は、これを懲戒することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は義務を怠ったとき。

(2) 職務の内外を問わず、消防団員の体面を傷つける行為のあったとき。

(3) その他職務規律に違背する行為のあったとき。

(懲戒の種類)

第8条 前条の懲戒は、次の区分により行なう。

(1) 免職

(2) 停職

(3) 戒告

2 停職は1月以内の期間を定めて行なう。

(懲戒権者)

第9条 前3条の規定による消防団員の退職又は懲戒は、町長の承認を得て消防団長が行ない、消防団長については町長がこれを行なうものとする。

(服務規律)

第10条 消防団員は、消防団長の召集によって出動し、服務するものとする。

2 召集の命を受けないときであっても、火災その他非常災害の発生を知ったときは、あらかじめ指定された要領に従い、直ちに出動して服務しなければならない。

第11条 消防団員が10日以上居住地を離れる場合は、消防団長にあつては、町長に消防団長以外の消防団員にあつては、消防団長に届け出なければならない。ただし、特別の事情がない限り消防団員の半数以上が同時に居住地を離れることはできない。

第12条 消防団員は火災警報発令中、その他特に警戒の必要があると認められる際は、警備に支障のある場所に多数集合したり、又は多数集合して飲酒をしてはならない。

第13条 消防団員は、次の各号の事項を遵守しなければならない。

- (1) 住民に対し、常に火災の予防及び警火心の喚起に努め、事ある場合には身を挺してこれに当る心構えを持たなければならないこと。
 - (2) 規律を厳守して上司の指揮命令のもと一致団結して事に当らなければならないこと。
 - (3) 互いに礼節を重んじ、信義を厚くし、常に言行を慎まなければならないこと。
 - (4) 職務に関し、金品の贈与又は饗応を受け、又はこれを請求する等のことをしてはならないこと。
 - (5) 職務上、知り得たことの機密は漏らしてはならないこと。
 - (6) 消防団又は消防団員の名義をもって、政治活動に関与し、又は他人の訴訟若しくは紛争に関与してはならないこと。
 - (7) 消防団又は消防団員の名義をもって、みだりに寄附金を募り、又は営利行為をなし、若しくは義務の負担となるような行為をしてはならないこと。
 - (8) 機械器具その他消防団の設備資材の維持管理にあたり、職務のほか使用してはならないこと。
- (宣誓)

第14条 消防団員となった者は、その任命後、別表第2による宣誓書に署名しなければならない。

(報酬)

第15条 消防団員には、別表第3に掲げる年報酬を支給する。

(費用弁償及び旅費)

第16条 基本団員が職務のため出動した場合は、別表第4に定める費用を弁償する。

2 消防団員が職務のため出張した場合は、費用弁償として旅費を支給する。

3 前項の費用弁償の支給方法については、職員等の旅費に関する条例(昭和41年川俣町条例第15号)の適用を受ける町長等以外の職務にある者の例による。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

1 この条例は、昭和42年7月1日から施行する。

2 川俣町消防団員定員条例(昭和30年川俣町条例第22号)及び川俣町消防団員の任免服務に関する条例(昭和30年川俣町条例第23号)及び川俣町消防団員給与条例(昭和30年川俣町条例77号)は、廃止する。

附 則(昭和43年条例第8号)

この条例は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則(昭和43年条例第23号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和43年7月1日から適用する。

附 則(昭和44年条例第7号)

この条例は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則(昭和45年条例第6号)

この条例は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則(昭和45年条例第15号)

この条例は、昭和45年7月1日から施行する。

附 則(昭和46年条例第5号)

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則(昭和46年条例第20号)

この条例は、昭和47年1月1日から施行する。

附 則(昭和47年条例第3号)

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則(昭和48年条例第2号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、昭和48年4月1日から施行する。ただし、別表第5の改正規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則(昭和49年条例第2号)

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則(昭和50年条例第7号)

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則(昭和50年条例第26号)

- 1 この条例は、昭和50年1月1日から施行する。
- 2 改正後の川俣町消防団設置等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則(昭和52年条例第3号)

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則(昭和54年条例第8号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、昭和54年7月1日から施行する。
- 2 改正後の職員等の旅費に関する条例等の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則(昭和55年条例第3号)

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則(昭和57年条例第1号)

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則(昭和59年条例第10号)

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則(昭和61年条例第9号)

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則(昭和62年条例第23号)

この条例は、昭和62年10月1日から施行する。

附 則(昭和63年条例第22号)

この条例は、昭和63年10月1日から施行する。

附 則(平成元年条例第16号)

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成2年条例第8号)

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成2年条例第18号)

(施行期日)

- 1 この条例は平成2年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の川俣町消防団設置等に関する条例別表の規定はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に出発する旅行日及び施行日前に出発し、かつ施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

附 則(平成3年条例第13号)

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成3年条例第19号)

この条例は、平成3年7月1日から施行する。

附 則(平成4年条例第18号)

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成5年条例第20号)

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成7年条例第26号)

この条例は、平成7年10月1日から施行する。

附 則(平成9年条例第5号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成15年条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年条例第15号)

この条例は、平成29年7月1日から施行する。

附 則(平成30年条例第10号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和元年条例第25号)

この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則(令和4年条例第10号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1

定員及び配置（階級別定員を含む）

名称	階級	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員		計
	職名	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	機能別 団員	計
本団		1	2			1	2	19		25
第1分団				1	1	1	1	36	10	50
第2分団				1	1	3	3	48	10	66
第3分団				1	1	3	3	47	10	65
第4分団				1	1	2	2	42	10	58
第5分団				1	1	2	6	62	10	82
第6分団				1	1	3	4	47	10	66
第7分団				1	1	3	5	52	10	72
第8分団				1	1	1	2	30	10	45
第9分団				1	1	2	2	39	10	55
第10分団				1	1	3	3	37	10	55
合計		1	2	10	10	24	33	459	100	639

別表第2

宣 誓 書

わたくしは、日本国憲法及び法律を尊重し、法令条例及び規則を遵守し、川俣町民の奉仕者として、身心に従って忠実、且つ公正に消防職務の遂行に当ることを固く誓います。

年 月 日

川俣町消防団

氏 名

印

別表第3（第15条関係）

区分		年報報酬
団長		228,000円
副団長		150,000円
分団長		120,000円
副分団長		90,000円
部長		70,000円
班長		50,000円
団員	基本団員	36,500円
	機能別団員	6,000円

別表第4（第16条関係）

区分	金額	概要
出動手当	2,200円	1回につき
機械整備手当	1,000円	1回につき
運轉手手当	年額 15,000円	

● 資料 1-12 川俣町消防団組織規則

○川俣町消防団組織規則

昭和42年7月1日

規則第10号

(目的)

第1条 この規則は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第18条第2項及び第23条第2項の規定に基づき、川俣町消防団の組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 川俣町消防団(以下「消防団」という。)の組織は、本団及び10分団とし、分団の名称及び区域は別表のとおりとする。

(運営)

第3条 消防団長は、消防団の事務を統轄し、消防団員を指揮して、法令、条例及び規則に定める職務を遂行し、町長に対しその責を負うものとする。

2 副団長は消防団長を補佐し、消防団長に事故あるときはその職務を代理する。

3 消防団長及び副団長とともに事故があるときは、あらかじめ、消防団長の定める順序に従い、分団長又は副分団長がその職務を代理する。

4 消防団長、副団長、分団長、副分団長、部長、班長等の職にあるものの任期は4年とする。ただし、再任することを妨げない。

(消防団員の階級)

第4条 消防団員の階級は、団長、副団長、分団長、副分団長、部長、班長及び団員とする。

2 消防団長の職にある者の階級は団長とする。

3 団長の階級にある者以外の消防団員の階級は、副団長、分団長、副分団長、部長、班長及び団員とする。

(水火災、その他の災害出動)

第5条 消防車が災害現場に赴くときは、交通法規の定める速度に従うとともに、正当な交通を維持するためにサイレンを用いるものとする。ただし、引揚げの場合の警戒信号は、鐘又は警笛のみに限られるものとする。

第6条 災害出動又は引揚げの場合に消防車に乗車する責任者は、次の事項を厳守しなければならない。

- (1) 責任者は、機関担当者の隣席に乗車すること。
- (2) 病院、学校、劇場の前を通過するときは事故を防止する警戒信号を用いること。
- (3) 消防団員以外の者は、消防車に乗車させないこと。
- (4) 消防車一列縦隊で、安全を保って走行すること。
- (5) 前行消防車の追越信号のある場合のほかは、走行中に追越させないこと。

第7条 消防団は、消防長又は消防署長の許可を得ないで町の区域外の水火災、その他の災害現場に出動してはならない。ただし、出動の際は、管轄区域内であると認められたにもかかわらず、現場に近づくに従って管轄区域外と判明したときはこの限りでない。

(消火及び水防等の活動)

第8条 水火災その他の災害の現場に到着した消防団は、設備機械器具及び資材を最高度に活用して、生命、身体及び財産の救護に当り、損害を最少限度にとどめて水火災の防ぎよ及び鎮圧に努めなければならない。

(遵守事項)

第9条 消防団が水火災その他の災害現場に出動した場合は、次の事項を遵守し、又は留意しなければならない。

- (1) 消防団長の指揮の下に行動すること。
(消防団長は消防長又は消防署長の所轄の下に行動すること。)
(消防団長は水防管理者の所轄の下に行動すること。)
- (2) 消防作業は真摯に行なうこと。
- (3) 放水口数は最大限度に使用し、消火作業の効果を上げるとともに、火災の損害及び濡損を最少限度にとどめること。

(4) 分団は相互に連絡協調すること。

(現場保存)

第10条 水火災その他の災害現場において死体を発見したときは、消防長又は消防署長に報告するとともに、警察職員又は、検屍員が到着するまで、その現場保存をしなければならない。

(放火の疑いのある場合の措置)

第11条 放火の疑いのある場合は、責任者は次の措置を講じなければならない。

- (1) 直ちに消防長又は消防署長及び警察職員に通報すること。
- (2) 現場保存に努めること。
- (3) 事件は慎重に取扱うとともに公表は差控えること。

(文書簿冊)

第12条 消防団には次の文書簿冊を備え、常にこれを整理しておかななければならない。

- (1) 消防団員名簿
- (2) 沿革誌
- (3) 災害出動訓練日誌
- (4) 設備資材の整備及び点検台帳
- (5) 区域内全図及び地利水利要覧
- (6) 消防計画
- (7) 報酬及び費用弁償支払簿
- (8) 給与品、貸与品台帳
- (9) 消防法規、例規綴
- (10) その他必要な簿冊

(教養及び訓練)

第13条 消防団長は、消防団員の品位の向上及び実施に役立つ技能の練磨に努め、消防庁の定める基準に従い、定期的に訓練を行なわなければならない。

(表彰)

第14条 町長は、消防団又は消防団員がその任務遂行に当って功労特に抜群である場合は、これを表彰することができる。

(服制)

第15条 消防団員の服制については、消防庁の定める準則による。

附 則

1 この規則は、昭和42年7月1日から施行する。

附 則(平成12年規則第3号)

(施行期日)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成27年規則第6号)

この規則は、平成27年7月1日から施行する。

別表

分団の名称及び区域

名称	区域
第1分団	川俣上地区
第2分団	川俣下地区
第3分団	鶴沢、小神地区
第4分団	東福沢、西福沢地区
第5分団	羽田、秋山地区
第6分団	小島地区
第7分団	飯坂地区
第8分団	大綱木地区
第9分団	小綱木地区
第10分団	山木屋地区

・ 資料 2 本町における防災上注意すべき自然的・社会的条件

● 資料 2-1 重要水防区域一覧

【本編関連箇所：2-1-4-4】

番 号		25	26	27	28	
水系名		阿武隈川	阿武隈川	阿武隈川	阿武隈川	
河川・海岸・湖水名		女神川	三百川	広瀬川	広瀬川	
担当事務所名		県北建設	県北建設	県北建設	県北建設	
担当水防管理団体名		川俣町	川俣町	川俣町	川俣町	
水防(消防)分団名		第5分団	第2分団	第1分団	第6分団	
重 要 水 防 区 域	左岸右岸の別	両岸	両岸	両岸	両岸	
	位置	市町村	川俣町	川俣町	川俣町	川俣町
		大 字	秋山・羽田	飯坂		小島
		字	町柵下・畝歩内	前壁沢・館	館ノ腰・池ノ入	新関前・寄井下
	評 定 基 準	種 別	堤防高	堤防高	堤防高	堤防高
		基準区分	B	B	A	A
延 長 (m)		2,300	500	1,200	1,250	
予想される危険概要		溢水	溢水	溢水	溢水	
関連計画等		河川改良	広域基幹	広域基幹	広域基幹	
対策水防工法		土のう積	土のう積	土のう積	土のう積	
氾濫面積(ha)		2	6	50	6	
摘要 人家(戸)		人家9	人家30	人家124	人家22	
田、畑(ha)		田畑2	田畑5	田畑2	田畑6	

(資料：福島県県北建設事務所 管内概要 資料編 (令和4年度)、福島県水防計画 (令和4年修正))

● 資料 2 - 2 林野火災特別地域

【要件の基準】

- ア 市町村における林野占有率が70%以上、林野面積が5,000ha以上及び人工林率が30%以上の市町村
- イ 過去5年間における林野火災による焼損面積が300ha以上の市町村又は過去5年間における林の火災の出火件数が20件以上の市町村
- ウ 上記以外の市町村で特に林の火災特別地域対象事業を実施する必要があると認められる市町村（林野と住宅等が近接して立地し、林野火災発生時に住宅への延焼の危険性が認められる市町村。その他、本件では林野率が80%以上の市町村も要件ウに該当するものとしている。）

川俣町：林野火災特別地域決定済、要件ウ

● 資料 2-3 保安林の指定状況一覧

【本編関連箇所：2-1-5-7】

指定目的	所在地	指定面積(ha)
土砂流出防備	川俣町飯坂字後峠	4.8882
土砂流出防備	川俣町大字小島字館	0.4968
土砂流出防備	川俣町大字小島字禱野山	10.7840
土砂流出防備	川俣町小綱木字泥蠅山	0.1987
土砂流出防備	川俣町山木屋字六分山	0.4196
土砂流出防備	川俣町大字小島字庭坂山	7.0337
土砂流出防備	川俣町大字小島字水境山	3.1441
土砂流出防備	川俣町大字小島字細入山	0.1464
土砂流出防備	川俣町大字小島字月久保山	0.9756
土砂流出防備	川俣町大字小島字向久保山	2.9532
土砂流出防備	川俣町大綱木字向ノ入山	4.9024
土砂流出防備	川俣町大字小島字蛇塚山	2.6203
土砂流出防備	川俣町飯坂字滝ノ平	34.7990
土砂流出防備	川俣町大字小島字小滝山	31.2018
土砂流出防備	川俣町飯坂字三ツ俣沢	8.1184
土砂流出防備	川俣町飯坂字南峠	15.5799
土砂流出防備	川俣町小綱木字口太山	21.2363
土砂流出防備	川俣町大字小島字柳ヶ作山	4.6455
土砂流出防備	川俣町大字西福沢字下田山	1.8761
土砂流出防備	川俣町大字小島字柳ヶ作山	3.0391
土砂流出防備	川俣町大字飯坂字下戸山	2.1648
土砂流出防備	川俣町大字小島字小我楼山	0.2510
土砂流出防備	川俣町小綱木字上関場	0.7861
土砂流出防備	川俣町小綱木字長澤	9.9348
小 計	24地区	172.1958
土砂崩壊防備	川俣町山木屋字橋端山	1.6598
土砂崩壊防備	川俣町字赤坂	0.1958
土砂崩壊防備	川俣町字赤坂	0.1031
土砂崩壊防備	川俣町飯坂字城ノ倉	2.2712
土砂崩壊防備	川俣町大綱木字折橋山	2.4851
土砂崩壊防備	川俣町大字秋山字館野山	1.3772
土砂崩壊防備	川俣町山木屋字我下山	0.5378
土砂崩壊防備	川俣町大字小島字中田山	0.7738
小 計	8地区	9.4038
水源かん養	川俣町大字小島字太郎坊山	65.1926
水源かん養	川俣町大字小島字大久保山	3.8016
水源かん養	川俣町大字小島字大作山	0.3980
水源かん養	川俣町大字小島字成沢山	25.2189
小 計	4地区	94.6111
干害防備	川俣町小綱木字花塚山	23.3400
小 計	1地区	23.3400
合 計	37地区	299.5507

(資料：農林振興課)

● 資料2-4 砂防指定地域一覧

【本編関連箇所：2-1-5-1・3-1-8-1】

指定地 番号	水系名	河川名 溪流名	場所	告示年月日 及び番号	延長 (m) 面積 (ha)	種別	備考
548	阿武隈川 右小支	藤根川	伊達郡川俣町地内	昭和 24. 12. 2 建設省告示第 903 号	— 3. 80 ha	設備地	
548	阿武隈川 右小支	藤根川	伊達郡川俣町地内	昭和 38. 8. 29 建設省告示第 2221 号	2, 300 m 5. 04 ha	設備地	
548	阿武隈川 右小支	藤根川	伊達郡川俣町地内	昭和 41. 8. 27 建設省告示第 2988 号	160 m 0. 29 ha	設備地	
549	阿武隈川 右小小支	滝の平川	伊達郡川俣町地内	昭和 38. 8. 29 建設省告示第 2221 号	800 m 2. 00 ha	設備地	
565	阿武隈川 右小支	高根川	伊達郡川俣町地内	昭和 42. 5. 16 建設省告示第 1645 号	4, 400 m 11. 00 ha		
584	阿武隈川 右小小支	長滝川	伊達郡川俣町地内	昭和 46. 5. 13 建設省告示第 850 号	3, 000 m 15. 00 ha		
590	阿武隈川 右支	広瀬川	伊達市梁川町・霊山町 月館町・伊達郡川俣町地内	明治 37. 9. 17 内務省告示第 61 号	— —	行為禁止 制限地	
594	阿武隈川 右小小小支	小谷沢川	伊達郡川俣町地内	昭和 48. 10. 25 建設省告示第 2152 号	1, 300 m 6. 89 ha		
603	阿武隈川	谷沢川	伊達郡川俣町地内	昭和 51. 7. 14 建設省告示第 1055 号	2, 490 m 6. 48 ha		
603	阿武隈川	谷沢川	伊達郡川俣町地内	昭和 60. 3. 25 建設省告示第 658 号	290 m 0. 82 ha		
609	阿武隈川	古田沢	伊達市月館町 伊達郡川俣町地内	昭和 53. 3. 7 建設省告示第 273 号	573 m 3. 31 ha		
669	阿武隈川	小作沢	伊達郡川俣町地内	平成 4. 3. 16 建設省告示第 653 号	96 m 0. 30 ha		概成
669	阿武隈川	小作沢	伊達郡川俣町地内	平成 12. 5. 10 建設省告示第 1276 号	420 m 4. 26 ha	拡大	
685	阿武隈川	仲ノ内沢	伊達郡川俣町地内	平成 12. 8. 9 建設省告示第 1738 号	410 m 6. 73 ha		概成
701	阿武隈川	仲ノ内沢	伊達郡川俣町地内	平成 14. 8. 27 国土交通省告示第 753 号	240 m 2. 38 ha		概成
706	阿武隈川	三本梨子沢	伊達郡川俣町地内	平成 16. 3. 17 国土交通省告示第 281 号	680 m 5. 13 ha		概成
711	阿武隈川	七曲の沢	伊達郡川俣町地内	平成 25. 2. 25 国土交通省告示第 141 号	183 m 0. 87 ha		

(資料：「福島県県北建設事務所 管内概要 資料編 (令和4年度)」)

溪流番号	水系	河川名	溪流名	溪流所在地		
				郡	町村	字
10308A0015	阿武隈川	広瀬川	前岸波沢	伊達	川俣	小島
10308A0024	〃	〃	水ヶ作沢一号	〃	〃	〃
10308A0025	〃	〃	水ヶ作沢二号	〃	〃	〃
10308A0026	〃	〃	栲野沢	〃	〃	〃
10308A0028	〃	〃	柳ヶ作沢二号	〃	〃	〃
10308A0029	〃	〃	中平沢	〃	〃	〃
10308A0030	〃	〃	入中平沢	〃	〃	〃
10308A0037	〃	〃	月久保山沢	〃	〃	〃
10308A0039	〃	〃	堂ノ前沢二号	〃	〃	〃
10308A0040	〃	〃	当内敷沢	〃	〃	〃
10308A0053	〃	〃	山ノ神沢一号	〃	〃	飯坂
10308A0054	〃	〃	山ノ神沢二号	〃	〃	〃
10308A0058	〃	〃	元蘭塔沢	〃	〃	〃
10308A0059	〃	〃	頭陀寺沢	〃	〃	〃
10308A0064	〃	〃	七窪沢二号	〃	〃	七窪
10308A0068	〃	三百川	砂田沢一号	〃	〃	飯坂
10308A0069	〃	〃	砂田沢二号	〃	〃	〃
10308A0077	〃	〃	猿窪沢	〃	〃	〃
10308A0078	〃	〃	空窪沢四号	〃	〃	〃
10308A0079	〃	〃	下黒石ヶ作沢	〃	〃	〃
10308A0080	〃	〃	上大木戸沢	〃	〃	〃
10308A0082	〃	〃	山谷沢二号	〃	〃	〃
10308A0083	〃	〃	鼓山沢	〃	〃	〃
10308A0085	〃	〃	南古堂道内沢	〃	〃	〃
10308A0111	〃	広瀬川	海老ヶ作沢一号	〃	〃	海老ヶ作
10308A0112	〃	〃	海老ヶ作沢二号	〃	〃	〃
10308A0113	〃	〃	海老ヶ作沢三号	〃	〃	〃
10308A0114	〃	〃	倉ヶ作沢	〃	〃	倉ヶ作
10308A0115	〃	田代川	早坂沢	〃	〃	早坂
10308A0116	〃	広瀬川	七曲の沢	〃	〃	七曲
10308A0129	〃	田代川	万所内山沢	〃	〃	東福沢
10308A0130	〃	広瀬川	賤ノ田沢	〃	〃	賤ノ田
10308A0131	〃	〃	大作沢	〃	〃	大作
10308A0132	〃	〃	小作沢	〃	〃	小作
10308A0133	〃	〃	橋本沢	〃	〃	橋本
10308A0134	〃	〃	館ノ腰沢一号	〃	〃	館ノ腰
10308A0136	〃	高根川	伸ノ内沢	〃	〃	伸ノ内
10308A0137	〃	〃	上戸ノ内山沢	〃	〃	小綱木
10308A0139	〃	〃	細久保沢	〃	〃	〃
10308A0141	〃	〃	上ノ台沢	〃	〃	〃
10308A0146	〃	〃	石田沢	〃	〃	〃
10308A0187	〃	広瀬川	大木田沢	〃	〃	大綱木
10308A0188	〃	〃	切畑沢	〃	〃	〃
10308A0189	〃	〃	御前作沢	〃	〃	〃
10308A0212	〃	女神川	柳ヶ作沢四号	〃	〃	秋山

溪流番号	水系	河川名	溪流名	溪流所在地		
				郡	町村	字
10308B0002	〃	布川	水境山沢	〃	〃	小島
10308B0003	〃	〃	水境沢	〃	〃	〃
10308B0004	〃	〃	立石沢	〃	〃	〃
10308B0005	〃	〃	井戸神沢	〃	〃	〃
10308B0007	〃	〃	鍋沢	〃	〃	〃
10308B0008	〃	〃	下松ヶ柴沢	〃	〃	〃
10308B0009	〃	〃	上松ヶ柴沢	〃	〃	〃
10308B0011	〃	広瀬川	殿ノ入沢	〃	〃	〃
10308B0012	〃	〃	杉田山沢	〃	〃	〃
10308B0014	〃	〃	壁屋沢	〃	〃	〃
10308B0016	〃	〃	池ノ入沢	〃	〃	〃
10308B0019	〃	〃	大森沢	〃	〃	〃
10308B0020	〃	〃	反田沢	〃	〃	〃
10308B0022	〃	〃	高助山沢	〃	〃	〃
10308B0023	〃	〃	原沢	〃	〃	〃
10308B0027	〃	〃	柳ヶ作沢一号	〃	〃	〃
10308B0031	〃	〃	大我楼沢	〃	〃	〃
10308B0032	〃	〃	清水前沢	〃	〃	〃
10308B0034	〃	〃	芳ヶ作沢一号	〃	〃	〃
10308B0035	〃	〃	芳ヶ作沢二号	〃	〃	〃
10308B0041	〃	〃	入房又沢一号	〃	〃	〃
10308B0042	〃	〃	入房又沢二号	〃	〃	〃
10308B0043	〃	〃	北向沢	〃	〃	〃
10308B0044	〃	〃	東前沢	〃	〃	〃
10308B0045	〃	〃	新関前沢	〃	〃	〃
10308B0047	〃	〃	竹ノ内沢	〃	〃	〃
10308B0048	〃	〃	田ノ入沢	〃	〃	〃
10308B0049	〃	〃	坂沢	〃	〃	〃
10308B0050	〃	〃	上滝沢	〃	〃	〃
10308B0051	〃	〃	下滝沢	〃	〃	〃
10308B0052	〃	〃	北ヶ作沢	〃	〃	飯坂
10308B0055	〃	〃	滝沢	〃	〃	〃
10308B0056	〃	〃	柳ヶ作沢三号	〃	〃	〃
10308B0057	〃	〃	大沢	〃	〃	〃
10308B0060	〃	〃	関ノ上沢	〃	〃	〃
10308B0061	〃	〃	合ノ内沢	〃	〃	〃
10308B0063	〃	〃	七窪沢一号	〃	〃	七窪
10308B0070	〃	三百川	柞森沢	〃	〃	飯坂
10308B0071	〃	〃	小柞ヶ作沢	〃	〃	〃
10308B0072	〃	〃	柳ヶ窪沢	〃	〃	〃
10308B0073	〃	〃	空窪沢一号	〃	〃	〃
10308B0074	〃	〃	空窪沢二号	〃	〃	〃
10308B0075	〃	〃	空窪沢三号	〃	〃	〃
10308B0076	〃	〃	峠沢	〃	〃	〃
10308B0084	〃	〃	前中居沢	〃	〃	〃
10308B0086	〃	〃	下成栗沢	〃	〃	〃
10308B0092	〃	〃	大梨子沢一号	〃	〃	〃
10308B0093	〃	〃	大梨子沢二号	〃	〃	〃
10308B0094	〃	〃	大梨子沢三号	〃	〃	〃

溪流番号	水系	河川名	溪流名	溪流所在地		
				郡	町村	字
10308B0095	〃	〃	上桃木平沢	〃	〃	〃
10308B0097	〃	広瀬川	和久平沢	〃	〃	〃
10308B0098	〃	〃	小滝沢一号	〃	〃	〃
10308B0099	〃	〃	小滝沢二号	〃	〃	〃
10308B0100	〃	〃	小滝沢三号	〃	〃	〃
10308B0101	〃	〃	小滝沢四号	〃	〃	〃
10308B0102	〃	〃	小滝沢五号	〃	〃	〃
10308B0103	〃	〃	下追戸沢一号	〃	〃	〃
10308B0104	〃	〃	下追戸沢二号	〃	〃	〃
10308B0105	〃	〃	下追戸沢三号	〃	〃	〃
10308B0107	〃	〃	中追戸沢一号	〃	〃	〃
10308B0117	〃	田代川	神ノ前沢	〃	〃	鶴沢
10308B0118	〃	〃	杉ノ内沢	〃	〃	小神
10308B0119	〃	〃	下都ノ内沢	〃	〃	〃
10308B0120	〃	〃	山神沢一号	〃	〃	〃
10308B0122	〃	〃	吉内沢	〃	〃	〃
10308B0125	〃	〃	大原沢	〃	〃	鶴沢
10308B0127	〃	〃	小高屋敷沢	〃	〃	東福沢
10308B0135	〃	広瀬川	館ノ腰沢二号	〃	〃	館ノ腰
10308B0140	〃	高根川	梅ノ口沢	〃	〃	小綱木
10308B0142	〃	〃	関場沢	〃	〃	〃
10308B0143	〃	〃	上関場沢	〃	〃	〃
10308B0148	〃	〃	小林沢	〃	〃	〃
10308B0150	〃	〃	向瀬上沢	〃	〃	〃
10308B0151	〃	〃	手ノ岡沢	〃	〃	〃
10308B0152	〃	〃	野馬畑沢一号	〃	〃	〃
10308B0153	〃	〃	上羽金沢	〃	〃	〃
10308B0154	〃	〃	マミガ沢	〃	〃	〃
10308B0158	〃	〃	大森山沢	〃	〃	〃
10308B0159	〃	〃	中大柴沢	〃	〃	〃
10308B0160	〃	〃	百人畑沢	〃	〃	〃
10308B0163	〃	〃	笹峠沢二号	〃	〃	〃
10308B0164	〃	〃	上須賀梨子沢	〃	〃	〃
10308B0165	〃	〃	五木内沢一号	〃	〃	〃
10308B0166	〃	〃	五木内沢二号	〃	〃	〃
10308B0167	〃	〃	油畑沢	〃	〃	〃
10308B0168	〃	〃	後沢	〃	〃	〃
10308B0170	〃	長滝川	芹ノ沢	〃	〃	〃
10308B0171	〃	〃	市ヶ保町沢	〃	〃	〃
10308B0172	〃	〃	二手ノ貝沢	〃	〃	〃
10308B0173	〃	〃	後作沢	〃	〃	〃
10308B0174	〃	〃	森ノ腰沢	〃	〃	〃
10308B0175	〃	小谷沢川	小谷ノ沢	〃	〃	〃
10308B0178	〃	広瀬川	日里沢一号	〃	〃	大綱木
10308B0179	〃	〃	日里沢二号	〃	〃	〃
10308B0180	〃	〃	岩倉沢	〃	〃	〃
10308B0181	〃	〃	堂ノ作沢	〃	〃	〃
10308B0182	〃	〃	下川沢	〃	〃	〃
10308B0183	〃	〃	天神下沢	〃	〃	〃

溪流番号	水系	河川名	溪流名	溪流所在地		
				郡	町村	字
10308B0184	〃	〃	入道沢	〃	〃	〃
10308B0185	〃	〃	曲坂沢	〃	〃	〃
10308B0186	〃	〃	折坂沢	〃	〃	〃
10308B0190	〃	〃	茶畑沢	〃	〃	〃
10308B0191	〃	〃	大室沢	〃	〃	〃
10308B0192	〃	〃	川合内沢	〃	〃	〃
10308B0193	〃	〃	胡桃作沢	〃	〃	〃
10308B0194	〃	〃	西馬道沢一号	〃	〃	〃
10308B0195	〃	〃	西馬道沢二号	〃	〃	〃
10308B0197	〃	〃	境木沢	〃	〃	〃
10308B0198	〃	〃	不動坂沢	〃	〃	〃
10308B0199	〃	女神川	平場沢一号	〃	〃	羽田
10308B0200	〃	〃	平場沢二号	〃	〃	〃
10308B0201	〃	〃	菖蒲田沢	〃	〃	鶴沢
10308B0204	〃	〃	烏合内沢一号	〃	〃	羽田
10308B0206	〃	〃	一ノ沢	〃	〃	〃
10308B0209	〃	〃	鍛冶屋沢	〃	〃	秋山
10308B0211	〃	〃	山ノ神沢三号	〃	〃	〃
10308B0213	〃	〃	ドロノ木沢	〃	〃	〃
10308B0214	〃	〃	横道沢	〃	〃	〃
10308B0216	〃	〃	南沢	〃	〃	〃
10308B0217	〃	〃	中森沢	〃	〃	〃
10308B0219	〃	〃	鈴ノ入山沢	〃	〃	〃
10308B0220	〃	〃	鈴ノ入沢	〃	〃	〃
10308B0221	〃	〃	小長石沢	〃	〃	〃
10308B0223	〃	〃	壱貫森沢	〃	〃	〃
10308B0225	〃	〃	宝合内沢	〃	〃	西福沢
10308B0226	〃	〃	久木沢	〃	〃	〃
10308B0227	〃	〃	導心畑沢	〃	〃	〃
10308B0228	〃	〃	仲平沢	〃	〃	〃
10308B0229	〃	口太川	羽馬山沢	〃	〃	山木屋
10308B0230	〃	〃	坂下沢	〃	〃	〃
10308B0231	〃	〃	木向山沢	〃	〃	〃
10308B0232	〃	〃	境林山沢	〃	〃	〃
10308B0234	〃	〃	長畑沢	〃	〃	〃
10308B0235	〃	〃	向羽山沢	〃	〃	〃
10308B0237	〃	〃	石森沢	〃	〃	〃
10308B0238	〃	〃	房由沢	〃	〃	〃
10308B0241	〃	〃	上の沢	〃	〃	〃
10308B0242	〃	〃	東ノ沢山沢	〃	〃	〃
10308B0243	〃	〃	疋石山沢二号	〃	〃	〃
10308B0244	〃	〃	疋石山沢一号	〃	〃	〃
10308B0245	〃	〃	大洪沢二号	〃	〃	〃
10308B0246	〃	〃	大洪沢一号	〃	〃	〃
10308B0247	〃	〃	木ノ根沢	〃	〃	〃
10308B0248	〃	〃	長山沢	〃	〃	〃
10308B0249	〃	〃	戸草沢	〃	〃	〃
10308B0250	〃	〃	羽山沢一号	〃	〃	〃
10308B0251	〃	〃	羽山沢二号	〃	〃	〃

溪流番号	水系	河川名	溪流名	溪流所在地		
				郡	町村	字
10308B0252	〃	〃	吉口山沢	〃	〃	〃
10308B0253	〃	〃	糶屋山沢	〃	〃	〃
10308B0255	〃	〃	細畑東山沢	〃	〃	〃
10308B0256	〃	〃	細畑入山沢	〃	〃	〃
10308B0258	〃	〃	細畑山沢	〃	〃	〃
10308B0259	〃	〃	大黒前沢	〃	〃	〃
10308B0260	〃	〃	鼠喰沢	〃	〃	〃
10308B0263	〃	〃	蕨平沢二号	〃	〃	〃
10308B0264	〃	〃	蕨平沢一号	〃	〃	〃
10308C0066	〃	広瀬川	諏訪山沢	〃	〃	諏訪山
10308C0176	〃	〃	広畑沢	〃	〃	広畑
10308C0177	〃	〃	広畑沢2号	〃	〃	〃

● 資料 2-6 急傾斜地崩壊危険区域一覽

【本編関連箇所：2-1-5-3・3-1-8-3】

(令和4年4月1日現在)

指定地 番 号	区域名	場所	告示年月日 及び番号	延長 (m) 面積 (ha)	種別	備考
102	寺久保	伊達郡川俣町地内	昭和 46. 3. 30 福島県告示第 348 号	220 m 1. 01 ha		概成
106	赤坂	伊達郡川俣町地内	昭和 47. 12. 26 福島県告示第 1282 号	180 m 0. 59 ha		概成
106	赤坂	伊達郡川俣町地内	昭和 53. 3. 31 福島県告示第 436 号	29 m 0. 08 ha	拡大指定	
135	寺前	伊達郡川俣町地内	昭和 56. 3. 27 福島県告示第 524 号	250 m 1. 30 ha		概成
135	寺前	伊達郡川俣町地内	平成 2. 11. 13 福島県告示第 1232 号	110 m 0. 56 ha	拡大指定	
142	油田	伊達郡川俣町地内	昭和 61. 3. 28 福島県告示第 564 号	433 m 2. 53 ha		概成
147	上ノ台	伊達郡川俣町地内	平成 2. 4. 3 福島県告示第 344 号	280 m 0. 59 ha		
148	出付	伊達郡川俣町地内	平成 2. 4. 3 福島県告示第 344 号	60 m 0. 19 ha		
151	倉ヶ作	伊達郡川俣町地内	平成 4. 3. 17 福島県告示第 253 号	160 m 0. 52 ha		概成
157	鍛冶内	伊達郡川俣町地内	平成 6. 3. 8 福島県告示第 254 号	220 m 0. 91 ha		概成
166	天神入	伊達郡川俣町地内	平成 10. 12. 25 福島県告示第 1171 号	130 m 0. 25 ha		
166	天神入	伊達郡川俣町地内	平成 14. 2. 26 福島県告示第 194 号	128 m 0. 64 ha	拡大指定	
167	小作	伊達郡川俣町地内	平成 10. 12. 25 福島県告示第 1171 号	150 m 0. 30 ha		

(資料：福島県県北建設事務所 管内概要 資料編 (令和4年度))

● 資料 2-7 土砂災害警戒区域等 指定状況一覧

【本編関連箇所：2-1-5-4・3-1-8-4】

○急傾斜地の崩壊

(令和4年12月2日現在)

住所	区域名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定区域の種類	告示番号	指定年月日
伊達郡川俣町赤坂	赤坂	急傾斜地の崩壊	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 654 号	平成 20 年 9 月 24 日
伊達郡川俣町飯坂下戸山	下戸山	急傾斜地の崩壊	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 194 号	令和 1 年 8 月 2 日
伊達郡川俣町飯坂下追戸	下追戸 1 号	急傾斜地の崩壊	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 90 号	平成 30 年 2 月 9 日
伊達郡川俣町飯坂下追戸	下追戸 2 号	急傾斜地の崩壊	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 90 号	平成 30 年 2 月 9 日
伊達郡川俣町飯坂関ノ上	関ノ上	急傾斜地の崩壊	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 90 号	平成 30 年 2 月 9 日
伊達郡川俣町飯坂合ノ内	合ノ内	急傾斜地の崩壊	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 90 号	平成 30 年 2 月 9 日
伊達郡川俣町飯坂砂田	砂田	急傾斜地の崩壊	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 90 号	平成 30 年 2 月 9 日
伊達郡川俣町飯坂三本梨子	三本梨子	急傾斜地の崩壊	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 194 号	令和 1 年 8 月 2 日
伊達郡川俣町飯坂上谷沢	上谷沢	急傾斜地の崩壊	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 90 号	平成 30 年 2 月 9 日
伊達郡川俣町飯坂滝沢	滝沢	急傾斜地の崩壊	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 90 号	平成 30 年 2 月 9 日
伊達郡川俣町飯坂中追戸	中追戸	急傾斜地の崩壊	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 90 号	平成 30 年 2 月 9 日
伊達郡川俣町飯坂頭陀寺	頭陀寺	急傾斜地の崩壊	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 90 号	平成 30 年 2 月 9 日
伊達郡川俣町飯坂柳ヶ作	柳ヶ作	急傾斜地の崩壊	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 90 号	平成 30 年 2 月 9 日
伊達郡川俣町大作	大作 1 号	急傾斜地の崩壊	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 874 号	平成 18 年 12 月 22 日
伊達郡川俣町大作	大作 2 号	急傾斜地の崩壊	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 874 号	平成 18 年 12 月 22 日
伊達郡川俣町大綱木切畑	切畑	急傾斜地の崩壊	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 90 号	平成 30 年 2 月 9 日
伊達郡川俣町大綱木鍛冶平	鍛冶平	急傾斜地の崩壊	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 194 号	令和 1 年 8 月 2 日
伊達郡川俣町大綱木天神下	天神下	急傾斜地の崩壊	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 90 号	平成 30 年 2 月 9 日
伊達郡川俣町大綱木日里	日里	急傾斜地の崩壊	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 90 号	平成 30 年 2 月 9 日
伊達郡川俣町小島下滝	下滝	急傾斜地の崩壊	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 194 号	令和 1 年 8 月 2 日
伊達郡川俣町小島岩井沢	岩井沢	急傾斜地の崩壊	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 90 号	平成 30 年 2 月 9 日
伊達郡川俣町小島月久保山	月久保山	急傾斜地の崩壊	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 194 号	令和 1 年 8 月 2 日
伊達郡川俣町小島清水前	清水前 1 号	急傾斜地の崩壊	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 90 号	平成 30 年 2 月 9 日
伊達郡川俣町小島清水前	清水前 2 号	急傾斜地の崩壊	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 90 号	平成 30 年 2 月 9 日
伊達郡川俣町小島清水前	清水前 3 号	急傾斜地の崩壊	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 90 号	平成 30 年 2 月 9 日
伊達郡川俣町小島大我楼	大我楼	急傾斜地の崩壊	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 90 号	平成 30 年 2 月 9 日
伊達郡川俣町小島北ノ入	北ノ入 1 号	急傾斜地の崩壊	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 90 号	平成 30 年 2 月 9 日
伊達郡川俣町小島北ノ入	北ノ入 2 号	急傾斜地の崩壊	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 90 号	平成 30 年 2 月 9 日
伊達郡川俣町小島茂庭	茂庭 1 号	急傾斜地の崩壊	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 90 号	平成 30 年 2 月 9 日
伊達郡川俣町小島茂庭	茂庭 2 号	急傾斜地の崩壊	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 90 号	平成 30 年 2 月 9 日
伊達郡川俣町倉ヶ作	倉ヶ作	急傾斜地の崩壊	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 90 号	平成 30 年 2 月 9 日
伊達郡川俣町倉ヶ作	倉ヶ作	急傾斜地の崩壊	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 874 号	平成 18 年 12 月 22 日
伊達郡川俣町小神下都ノ内	下都ノ内	急傾斜地の崩壊	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 90 号	平成 30 年 2 月 9 日
伊達郡川俣町小神宮前	宮前	急傾斜地の崩壊	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 90 号	平成 30 年 2 月 9 日
伊達郡川俣町小神長戸	長戸	急傾斜地の崩壊	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 90 号	平成 30 年 2 月 9 日
伊達郡川俣町小神長戸	長戸	急傾斜地の崩壊	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 589 号	平成 21 年 9 月 18 日
伊達郡川俣町小作	小作-1	急傾斜地の崩壊	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 874 号	平成 18 年 12 月 22 日
伊達郡川俣町小作	小作-2	急傾斜地の崩壊	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 874 号	平成 18 年 12 月 22 日
伊達郡川俣町小作	小作-3	急傾斜地の崩壊	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 874 号	平成 18 年 12 月 22 日
伊達郡川俣町小作	小作-4	急傾斜地の崩壊	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 874 号	平成 18 年 12 月 22 日
伊達郡川俣町小作	小作-5	急傾斜地の崩壊	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 874 号	平成 18 年 12 月 22 日
伊達郡川俣町小綱木荷組石	荷組石	急傾斜地の崩壊	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 194 号	令和 1 年 8 月 2 日
伊達郡川俣町小綱木関場	関場	急傾斜地の崩壊	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 194 号	令和 1 年 8 月 2 日
伊達郡川俣町小綱木細久保	細久保	急傾斜地の崩壊	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 194 号	令和 1 年 8 月 2 日

住所	区域名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定区域の種類	告示番号	指定年月日
伊達郡川俣町小綱木市ヶ保町	市ヶ保町	急傾斜地の崩壊	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第90号	平成30年2月9日
伊達郡川俣町小綱木船形石	船形石	急傾斜地の崩壊	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第194号	令和1年8月2日
伊達郡川俣町小綱木梅ノ口	梅ノ口	急傾斜地の崩壊	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第194号	令和1年8月2日
伊達郡川俣町小綱木脇	脇	急傾斜地の崩壊	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第90号	平成30年2月9日
伊達郡川俣町小綱木出付	出付-1	急傾斜地の崩壊	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第874号	平成18年12月22日
伊達郡川俣町小綱木出付	出付-2	急傾斜地の崩壊	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第874号	平成18年12月22日
伊達郡川俣町小綱木上ノ台	上ノ台-1	急傾斜地の崩壊	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第874号	平成18年12月22日
伊達郡川俣町小綱木上ノ台	上ノ台-2	急傾斜地の崩壊	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第874号	平成18年12月22日
伊達郡川俣町小綱木上ノ台	上ノ台-3	急傾斜地の崩壊	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第874号	平成18年12月22日
伊達郡川俣町館ノ腰	館ノ腰	急傾斜地の崩壊	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第90号	平成30年2月9日
伊達郡川俣町鶴沢芦ヶ作	芦ヶ作	急傾斜地の崩壊	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第90号	平成30年2月9日
伊達郡川俣町鶴沢館ノ内	館ノ内	急傾斜地の崩壊	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第90号	平成30年2月9日
伊達郡川俣町鶴沢池ノ入	池ノ入	急傾斜地の崩壊	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第194号	令和1年8月2日
伊達郡川俣町鶴沢東	東1号	急傾斜地の崩壊	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第90号	平成30年2月9日
伊達郡川俣町鶴沢東	東2号	急傾斜地の崩壊	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第90号	平成30年2月9日
伊達郡川俣町鶴沢鍛冶内	鍛冶内	急傾斜地の崩壊	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第654号	平成20年9月24日
伊達郡川俣町鶴沢中山	中山-1	急傾斜地の崩壊	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第874号	平成18年12月22日
伊達郡川俣町鶴沢中山	中山-2	急傾斜地の崩壊	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第874号	平成18年12月22日
伊達郡川俣町鶴沢油田	油田	急傾斜地の崩壊	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第654号	平成20年9月24日
伊達郡川俣町寺久保	寺久保	急傾斜地の崩壊	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第874号	平成18年12月22日
伊達郡川俣町天神入	天神入-1	急傾斜地の崩壊	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第874号	平成18年12月22日
伊達郡川俣町天神入	天神入-2	急傾斜地の崩壊	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第874号	平成18年12月22日
伊達郡川俣町西福沢井戸ノ入	井戸ノ入	急傾斜地の崩壊	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第194号	令和1年8月2日
伊達郡川俣町西福沢下長田山	下長田山1号	急傾斜地の崩壊	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第90号	平成30年2月9日
伊達郡川俣町西福沢下長田山	下長田山2号	急傾斜地の崩壊	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第90号	平成30年2月9日
伊達郡川俣町西福沢下平	下平	急傾斜地の崩壊	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第90号	平成30年2月9日
伊達郡川俣町西福沢岩垣	岩垣	急傾斜地の崩壊	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第90号	平成30年2月9日
伊達郡川俣町西福沢古菖蒲坂	古菖蒲坂	急傾斜地の崩壊	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第194号	令和1年8月2日
伊達郡川俣町西福沢西作	西作	急傾斜地の崩壊	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第194号	令和1年8月2日
伊達郡川俣町西福沢足ノ又	足ノ又	急傾斜地の崩壊	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第194号	令和1年8月2日
伊達郡川俣町西福沢茶畑山	茶畑山	急傾斜地の崩壊	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第194号	令和1年8月2日
伊達郡川俣町西福沢導心畑	導心畑	急傾斜地の崩壊	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第194号	令和1年8月2日
伊達郡川俣町西福沢弥次郎作	弥次郎作	急傾斜地の崩壊	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第194号	令和1年8月2日
伊達郡川俣町羽田鳥合内	鳥合内-1	急傾斜地の崩壊	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第589号	平成21年9月18日
伊達郡川俣町羽田鳥合内	鳥合内-2	急傾斜地の崩壊	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第589号	平成21年9月18日
伊達郡川俣町羽田山ノ坊	山ノ坊	急傾斜地の崩壊	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第589号	平成21年9月18日
伊達郡川俣町羽田太夫坊	太夫坊	急傾斜地の崩壊	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第90号	平成30年2月9日
伊達郡川俣町東福沢外田	外田	急傾斜地の崩壊	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第194号	令和1年8月2日
伊達郡川俣町東福沢宮田	宮下	急傾斜地の崩壊	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第194号	令和1年8月2日
伊達郡川俣町東福沢桑ノ久保	桑ノ久保	急傾斜地の崩壊	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第90号	平成30年2月9日
伊達郡川俣町東福沢才ノ神	才ノ神1号	急傾斜地の崩壊	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第194号	令和1年8月2日
伊達郡川俣町東福沢才ノ神	才ノ神2号	急傾斜地の崩壊	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第90号	平成30年2月9日
伊達郡川俣町東福沢祭田	祭田	急傾斜地の崩壊	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第194号	令和1年8月2日
伊達郡川俣町東福沢小高屋敷	小高屋敷	急傾斜地の崩壊	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第194号	令和1年8月2日
伊達郡川俣町東福沢小谷野	小谷野	急傾斜地の崩壊	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第194号	令和1年8月2日
伊達郡川俣町東福沢大畑	大畑	急傾斜地の崩壊	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第90号	平成30年2月9日
伊達郡川俣町東福沢柏崎	柏崎-1	急傾斜地の崩壊	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第654号	平成20年9月24日
伊達郡川俣町東福沢柏崎	柏崎-2	急傾斜地の崩壊	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第654号	平成20年9月24日

住所	区域名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定区域の種類	告示番号	指定年月日
伊達郡川俣町山木屋戸草	戸草	急傾斜地の崩壊	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第90号	平成30年2月9日
伊達郡川俣町山木屋三道平	三道平	急傾斜地の崩壊	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第194号	令和1年8月2日
伊達郡川俣町山木屋菅平	菅平	急傾斜地の崩壊	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第194号	令和1年8月2日
伊達郡川俣町山木屋中平	中平	急傾斜地の崩壊	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第90号	平成30年2月9日
伊達郡川俣町山木屋木ノ間山	木ノ間山	急傾斜地の崩壊	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第194号	令和1年8月2日

(資料：福島県ホームページより)

○土石流

(令和4年12月2日現在)

住所	区域名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定区域の種類	告示番号	指定年月日
伊達郡川俣町秋山ドロノ木	ドロノ木沢	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第732号	令和3年11月2日
伊達郡川俣町秋山壱貫森	壱貫森沢	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第732号	令和3年11月2日
伊達郡川俣町秋山横道	横道沢	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第301号	平成30年3月30日
伊達郡川俣町秋山山ノ神	山ノ神沢三号	土石流	警戒区域	福島県告示第301号	平成30年3月30日
伊達郡川俣町秋山小長石	小長石沢	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第732号	令和3年11月2日
伊達郡川俣町秋山鍛冶屋	鍛冶屋沢	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第158号	令和4年3月11日
伊達郡川俣町秋山中森	中森沢	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第696号	令和3年10月19日
伊達郡川俣町秋山南	南沢	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第301号	平成30年3月30日
伊達郡川俣町秋山鈴ノ入	鈴ノ入沢	土石流	警戒区域	福島県告示第732号	令和3年11月2日
伊達郡川俣町秋山鈴ノ入山	鈴ノ入山沢	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第732号	令和3年11月2日
伊達郡川俣町秋山柳ヶ作	柳ヶ作沢四号	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第654号	平成20年9月24日
伊達郡川俣町飯坂猿窪	猿窪沢-1	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第654号	平成20年9月24日
伊達郡川俣町飯坂猿窪	猿窪沢-2	土石流	警戒区域	福島県告示第654号	平成20年9月24日
伊達郡川俣町飯坂下黒石ヶ作	大木沢	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第654号	平成20年9月24日
伊達郡川俣町飯坂峨箆	上大木戸沢-1	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第654号	平成20年9月24日
伊達郡川俣町飯坂峨箆	上大木戸沢-2	土石流	警戒区域	福島県告示第654号	平成20年9月24日
伊達郡川俣町飯坂空窪	空窪沢一号	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第654号	平成20年9月24日
伊達郡川俣町飯坂空窪	空窪沢三号	土石流	警戒区域	福島県告示第654号	平成20年9月24日
伊達郡川俣町飯坂空窪	空窪沢二号	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第654号	平成20年9月24日
伊達郡川俣町飯坂元欄塔	元欄塔沢	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第654号	平成20年9月24日
伊達郡川俣町飯坂砂田	砂田川	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第654号	平成20年9月24日
伊達郡川俣町飯坂砂田	砂田沢一号	土石流	警戒区域	福島県告示第654号	平成20年9月24日
伊達郡川俣町飯坂三本梨子	三本梨子沢	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第654号	平成20年9月24日
伊達郡川俣町飯坂山ノ神	山ノ神沢	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第654号	平成20年9月24日
伊達郡川俣町飯坂山ノ神	山ノ神沢2号	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第654号	平成20年9月24日
伊達郡川俣町飯坂山谷	山谷沢二号	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第654号	平成20年9月24日
伊達郡川俣町飯坂下成栗	下成栗沢	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第533号	平成30年6月19日
伊達郡川俣町飯坂関ノ上	落合沢	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第836号	令和3年12月24日
伊達郡川俣町飯坂合ノ内	合ノ内沢	土石流	警戒区域	福島県告示第533号	平成30年6月19日
伊達郡川俣町飯坂小滝	小滝沢一号	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第533号	平成30年6月19日
伊達郡川俣町飯坂小滝	小滝沢五号	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第533号	平成30年6月19日
伊達郡川俣町飯坂小滝	小滝沢三号	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第836号	令和3年12月24日
伊達郡川俣町飯坂小滝	小滝沢二号	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第836号	令和3年12月24日
伊達郡川俣町飯坂上桃木平	上桃木平沢	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第836号	令和3年12月24日
伊達郡川俣町飯坂前中居	前中居沢	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第533号	平成30年6月19日
伊達郡川俣町飯坂大沢	大沢	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第533号	平成30年6月19日
伊達郡川俣町飯坂大梨子	大梨子沢一号	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第533号	平成30年6月19日
伊達郡川俣町飯坂大梨子	大梨子沢三号	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第533号	平成30年6月19日
伊達郡川俣町飯坂大梨子	大梨子沢二号	土石流	警戒区域	福島県告示第836号	令和3年12月24日
伊達郡川俣町飯坂滝沢	滝沢	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第533号	平成30年6月19日
伊達郡川俣町飯坂中追戸	下追戸沢三号	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第836号	令和3年12月24日
伊達郡川俣町飯坂中追戸	中追戸一号	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第533号	平成30年6月19日
伊達郡川俣町飯坂北ヶ作	北ヶ作	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第533号	平成30年6月19日
伊達郡川俣町飯坂六枚	柳ヶ作沢三号	土石流	警戒区域	福島県告示第533号	平成30年6月19日
伊達郡川俣町飯坂和久平	和久平沢	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第533号	平成30年6月19日

住所	区域名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定区域の種類	告示番号	指定年月日
伊達郡川俣町飯坂小柞ヶ作	小柞ヶ作沢-1	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 654 号	平成 20 年 9 月 24 日
伊達郡川俣町飯坂小柞ヶ作	小柞ヶ作沢-2	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 654 号	平成 20 年 9 月 24 日
伊達郡川俣町飯坂大木戸	大木戸	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 654 号	平成 20 年 9 月 24 日
伊達郡川俣町飯坂頭蛇寺	頭蛇寺沢	土石流	警戒区域	福島県告示第 654 号	平成 20 年 9 月 24 日
伊達郡川俣町飯坂峠	切伏沢-1	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 654 号	平成 20 年 9 月 24 日
伊達郡川俣町飯坂峠	切伏沢-2	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 654 号	平成 20 年 9 月 24 日
伊達郡川俣町飯坂南古堂道内	古堂道内	土石流	警戒区域	福島県告示第 654 号	平成 20 年 9 月 24 日
伊達郡川俣町飯坂柳ヶ窪	柳ヶ窪沢	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 654 号	平成 20 年 9 月 24 日
伊達郡川俣町飯坂柞森	柞森沢-1	土石流	警戒区域	福島県告示第 654 号	平成 20 年 9 月 24 日
伊達郡川俣町飯坂柞森	柞森沢-2	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 654 号	平成 20 年 9 月 24 日
伊達郡川俣町海老ヶ作	海老ヶ作沢	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 874 号	平成 18 年 12 月 22 日
伊達郡川俣町海老ヶ作	海老ヶ作沢一号-1	土石流	警戒区域	福島県告示第 874 号	平成 18 年 12 月 22 日
伊達郡川俣町海老ヶ作	海老ヶ作沢一号-2	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 874 号	平成 18 年 12 月 22 日
伊達郡川俣町海老ヶ作	海老ヶ作沢三号	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 874 号	平成 18 年 12 月 22 日
伊達郡川俣町大作	大作沢-1	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 874 号	平成 18 年 12 月 22 日
伊達郡川俣町大作	大作沢-2	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 874 号	平成 18 年 12 月 22 日
伊達郡川俣町大綱木御前作	御前作沢	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 654 号	平成 20 年 9 月 24 日
伊達郡川俣町大綱木下川	下川沢	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 90 号	平成 30 年 2 月 9 日
伊達郡川俣町大綱木下不動坂	下不動坂沢	土石流	警戒区域	福島県告示第 90 号	平成 30 年 2 月 9 日
伊達郡川俣町大綱木境木沢	境木沢	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 158 号	令和 4 年 3 月 11 日
伊達郡川俣町大綱木曲坂	曲坂沢	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 90 号	平成 30 年 2 月 9 日
伊達郡川俣町大綱木胡桃作	胡桃作沢	土石流	警戒区域	福島県告示第 90 号	平成 30 年 2 月 9 日
伊達郡川俣町大綱木広畑	日里沢一号	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 90 号	平成 30 年 2 月 9 日
伊達郡川俣町大綱木上岩倉	岩倉沢	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 90 号	平成 30 年 2 月 9 日
伊達郡川俣町大綱木西馬道	西馬道沢一号	土石流	警戒区域	福島県告示第 90 号	平成 30 年 2 月 9 日
伊達郡川俣町大綱木西馬道	西馬道沢二号	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 90 号	平成 30 年 2 月 9 日
伊達郡川俣町大綱木折坂	折坂沢	土石流	警戒区域	福島県告示第 90 号	平成 30 年 2 月 9 日
伊達郡川俣町大綱木川合内	久木沢	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 90 号	平成 30 年 2 月 9 日
伊達郡川俣町大綱木大室	大室沢	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 90 号	平成 30 年 2 月 9 日
伊達郡川俣町大綱木天神下	天神下沢	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 90 号	平成 30 年 2 月 9 日
伊達郡川俣町大綱木堂ノ作	堂ノ作沢	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 90 号	平成 30 年 2 月 9 日
伊達郡川俣町大綱木日里	日里沢二号	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 90 号	平成 30 年 2 月 9 日
伊達郡川俣町大綱木入道	入道沢	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 90 号	平成 30 年 2 月 9 日
伊達郡川俣町大綱木切畑	切畑沢	土石流	警戒区域	福島県告示第 654 号	平成 20 年 9 月 24 日
伊達郡川俣町大綱木大木田	大木田沢-1	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 654 号	平成 20 年 9 月 24 日
伊達郡川俣町大綱木大木田	大木田沢-2	土石流	警戒区域	福島県告示第 654 号	平成 20 年 9 月 24 日
伊達郡川俣町大綱木茶畑	茶畑	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 654 号	平成 20 年 9 月 24 日
伊達郡川俣町小島笠松	月久保山沢-1	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 654 号	平成 20 年 9 月 24 日
伊達郡川俣町小島笠松	月久保山沢-2	土石流	警戒区域	福島県告示第 654 号	平成 20 年 9 月 24 日
伊達郡川俣町小島原	原沢	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 654 号	平成 20 年 9 月 24 日
伊達郡川俣町小島三百田	中組沢-1	土石流	警戒区域	福島県告示第 654 号	平成 20 年 9 月 24 日
伊達郡川俣町小島三百田	中組沢-2	土石流	警戒区域	福島県告示第 654 号	平成 20 年 9 月 24 日
伊達郡川俣町小島三百田	中組沢-3	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 654 号	平成 20 年 9 月 24 日
伊達郡川俣町小島三百田	中組沢-4	土石流	警戒区域	福島県告示第 654 号	平成 20 年 9 月 24 日
伊達郡川俣町小島井戸神	井戸神沢-1	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 90 号	平成 30 年 2 月 9 日
伊達郡川俣町小島井戸神	井戸神沢-2	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 90 号	平成 30 年 2 月 9 日
伊達郡川俣町小島下松ヶ柴	下松ヶ柴沢	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 90 号	平成 30 年 2 月 9 日
伊達郡川俣町小島下滝	下滝沢-1	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 158 号	令和 4 年 3 月 11 日

住所	区域名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定区域の種類	告示番号	指定年月日
伊達郡川俣町小島下滝	下滝沢-2	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 158 号	令和 4 年 3 月 11 日
伊達郡川俣町小島下滝	下滝沢-3	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 158 号	令和 4 年 3 月 11 日
伊達郡川俣町小島下滝	上滝沢	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 559 号	平成 30 年 6 月 29 日
伊達郡川俣町小島岩阿久	岩阿久沢一号	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 301 号	平成 30 年 3 月 30 日
伊達郡川俣町小島岩阿久	岩阿久沢二号	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 301 号	平成 30 年 3 月 30 日
伊達郡川俣町小島高助山	高助山沢	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 301 号	平成 30 年 3 月 30 日
伊達郡川俣町小島坂	坂沢	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 836 号	令和 3 年 12 月 24 日
伊達郡川俣町小島新関前	新関前沢	土石流	警戒区域	福島県告示第 301 号	平成 30 年 3 月 30 日
伊達郡川俣町小島水境山	水境沢	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 301 号	平成 30 年 3 月 30 日
伊達郡川俣町小島杉田山	杉田山沢-1	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 732 号	令和 3 年 11 月 2 日
伊達郡川俣町小島杉田山	杉田山沢-2	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 732 号	令和 3 年 11 月 2 日
伊達郡川俣町小島杉田山	杉田山沢-3	土石流	警戒区域	福島県告示第 732 号	令和 3 年 11 月 2 日
伊達郡川俣町小島清水前	清水前沢	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 301 号	平成 30 年 3 月 30 日
伊達郡川俣町小島大我楼	大我楼沢	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 301 号	平成 30 年 3 月 30 日
伊達郡川俣町小島池ノ入	池ノ入沢-1	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 301 号	平成 30 年 3 月 30 日
伊達郡川俣町小島池ノ入	池ノ入沢-2	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 301 号	平成 30 年 3 月 30 日
伊達郡川俣町小島竹ノ内	竹ノ内沢	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 559 号	平成 30 年 6 月 29 日
伊達郡川俣町小島殿ノ入	殿ノ入沢	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 301 号	平成 30 年 3 月 30 日
伊達郡川俣町小島田ノ入	田ノ入沢	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 158 号	令和 4 年 3 月 11 日
伊達郡川俣町小島東前	東前沢	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 301 号	平成 30 年 3 月 30 日
伊達郡川俣町小島鍋沢山	鍋沢	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 90 号	平成 30 年 2 月 9 日
伊達郡川俣町小島入房又	入房又沢一号	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 301 号	平成 30 年 3 月 30 日
伊達郡川俣町小島入房又	入房又沢一号	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 696 号	令和 3 年 10 月 19 日
伊達郡川俣町小島入脇	上松ヶ柴沢-1	土石流	警戒区域	福島県告示第 301 号	平成 30 年 3 月 30 日
伊達郡川俣町小島入脇	上松ヶ柴沢-2	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 301 号	平成 30 年 3 月 30 日
伊達郡川俣町小島壁屋	壁屋沢	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 301 号	平成 30 年 3 月 30 日
伊達郡川俣町小島北向	北向沢	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 696 号	令和 3 年 10 月 19 日
伊達郡川俣町小島立石	立石沢	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 559 号	平成 30 年 6 月 29 日
伊達郡川俣町小島中平	中平沢	土石流	警戒区域	福島県告示第 654 号	平成 20 年 9 月 24 日
伊達郡川俣町小島当内敷沢	当内敷沢-1	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 654 号	平成 20 年 9 月 24 日
伊達郡川俣町小島当内敷沢	当内敷沢-2	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 654 号	平成 20 年 9 月 24 日
伊達郡川俣町小島堂ノ前	堂ノ前沢二号	土石流	警戒区域	福島県告示第 654 号	平成 20 年 9 月 24 日
伊達郡川俣町小島入中平	椿ノ沢-1	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 654 号	平成 20 年 9 月 24 日
伊達郡川俣町小島入中平	椿ノ沢-2	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 654 号	平成 20 年 9 月 24 日
伊達郡川俣町小島芳ヶ作	芳ヶ作沢一号	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 654 号	平成 20 年 9 月 24 日
伊達郡川俣町小島芳ヶ作	芳ヶ作沢二号	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 654 号	平成 20 年 9 月 24 日
伊達郡川俣町小島柳ヶ作	柳ヶ作沢一号	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 654 号	平成 20 年 9 月 24 日
伊達郡川俣町小島柳ヶ作	柳ヶ作沢二号	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 654 号	平成 20 年 9 月 24 日
伊達郡川俣町小島構野	水ヶ作沢一号	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 654 号	平成 20 年 9 月 24 日
伊達郡川俣町小島構野	水ヶ作沢二号	土石流	警戒区域	福島県告示第 654 号	平成 20 年 9 月 24 日
伊達郡川俣町小島構野	構野沢-1	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 654 号	平成 20 年 9 月 24 日
伊達郡川俣町小島構野	構野沢-2	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 654 号	平成 20 年 9 月 24 日
伊達郡川俣町倉ヶ作	倉ヶ作沢	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 874 号	平成 18 年 12 月 22 日
伊達郡川俣町小神下都ノ内	下都ノ内沢	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 696 号	令和 3 年 10 月 19 日
伊達郡川俣町小神吉内	吉内沢	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 696 号	令和 3 年 10 月 19 日
伊達郡川俣町小神杉ノ内	杉ノ内沢	土石流	警戒区域	福島県告示第 158 号	令和 4 年 3 月 11 日
伊達郡川俣町小神盛内	盛内沢	土石流	警戒区域	福島県告示第 696 号	令和 3 年 10 月 19 日

住所	区域名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定区域の種類	告示番号	指定年月日
伊達郡川俣町小作	小作沢	土石流	警戒区域	福島県告示第 874 号	平成 18 年 12 月 22 日
伊達郡川俣町小綱木関場	関場沢-1	土石流	警戒区域	福島県告示第 874 号	平成 18 年 12 月 22 日
伊達郡川俣町小綱木関場	関場沢-2	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 874 号	平成 18 年 12 月 22 日
伊達郡川俣町小綱木細久保	細久保沢-1	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 874 号	平成 18 年 12 月 22 日
伊達郡川俣町小綱木細久保	細久保沢-2	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 874 号	平成 18 年 12 月 22 日
伊達郡川俣町小綱木マミガ沢	マミガ沢	土石流	警戒区域	福島県告示第 533 号	平成 30 年 6 月 19 日
伊達郡川俣町小綱木関場	関場沢	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 533 号	平成 30 年 6 月 19 日
伊達郡川俣町小綱木向瀬上	向瀬上沢	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 533 号	平成 30 年 6 月 19 日
伊達郡川俣町小綱木笹峠	笹峠沢二号	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 533 号	平成 30 年 6 月 19 日
伊達郡川俣町小綱木市ヶ保町	桑保沢	土石流	警戒区域	福島県告示第 90 号	平成 30 年 2 月 9 日
伊達郡川俣町小綱木手ノ岡	若松沢	土石流	警戒区域	福島県告示第 533 号	平成 30 年 6 月 19 日
伊達郡川俣町小綱木出付	芹ノ沢	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 90 号	平成 30 年 2 月 9 日
伊達郡川俣町小綱木女鹿久保	後作沢	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 90 号	平成 30 年 2 月 9 日
伊達郡川俣町小綱木女鹿久保	二手ノ貝沢	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 90 号	平成 30 年 2 月 9 日
伊達郡川俣町小綱木上羽金	上羽金沢-1	土石流	警戒区域	福島県告示第 533 号	平成 30 年 6 月 19 日
伊達郡川俣町小綱木上羽金	上羽金沢-2	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 533 号	平成 30 年 6 月 19 日
伊達郡川俣町小綱木上関場	上関場沢	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 533 号	平成 30 年 6 月 19 日
伊達郡川俣町小綱木上須賀梨子	五木内沢一号	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 90 号	平成 30 年 2 月 9 日
伊達郡川俣町小綱木上須賀梨子	上須賀梨子沢	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 836 号	令和 3 年 12 月 24 日
伊達郡川俣町小綱木森ノ腰	森ノ腰沢-1	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 90 号	平成 30 年 2 月 9 日
伊達郡川俣町小綱木森ノ腰	森ノ腰沢-2	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 90 号	平成 30 年 2 月 9 日
伊達郡川俣町小綱木楚理草	後沢	土石流	警戒区域	福島県告示第 90 号	平成 30 年 2 月 9 日
伊達郡川俣町小綱木字大森山	大森山沢	土石流	警戒区域	福島県告示第 836 号	令和 3 年 12 月 24 日
伊達郡川俣町小綱木沢	野馬畑沢一号	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 533 号	平成 30 年 6 月 19 日
伊達郡川俣町小綱木字東大柴	中大柴沢-1	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 158 号	令和 4 年 3 月 11 日
伊達郡川俣町小綱木字東大柴	中大柴沢-2	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 158 号	令和 4 年 3 月 11 日
伊達郡川俣町小綱木二手ノ貝	小谷ノ沢	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 90 号	平成 30 年 2 月 9 日
伊達郡川俣町小綱木梅ノ口	梅ノ口沢	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 533 号	平成 30 年 6 月 19 日
伊達郡川俣町小綱木油畑	油畑沢	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 90 号	平成 30 年 2 月 9 日
伊達郡川俣町小綱木上戸ノ内山	上戸ノ内山沢-1	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 874 号	平成 18 年 12 月 22 日
伊達郡川俣町小綱木上戸ノ内山	上戸ノ内山沢-2	土石流	警戒区域	福島県告示第 874 号	平成 18 年 12 月 22 日
伊達郡川俣町小綱木石田	石田沢	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 654 号	平成 20 年 9 月 24 日
伊達郡川俣町賤ノ田	賤ノ田沢-1	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 874 号	平成 18 年 12 月 22 日
伊達郡川俣町賤ノ田	賤ノ田沢-2	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 874 号	平成 18 年 12 月 22 日
伊達郡川俣町館ノ腰	館ノ腰沢一号	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 654 号	平成 20 年 9 月 24 日
伊達郡川俣町館ノ腰	館ノ腰沢二号	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 301 号	平成 30 年 3 月 30 日
伊達郡川俣町鶴沢菖蒲田	菖蒲田沢	土石流	警戒区域	福島県告示第 301 号	平成 30 年 3 月 30 日
伊達郡川俣町鶴沢神ノ前	神ノ前沢	土石流	警戒区域	福島県告示第 301 号	平成 30 年 3 月 30 日
伊達郡川俣町鶴沢大原	大原沢	土石流	警戒区域	福島県告示第 696 号	令和 3 年 10 月 19 日
伊達郡川俣町仲ノ内	仲ノ内沢	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 874 号	平成 18 年 12 月 22 日
伊達郡川俣町七窪	七窪沢一号	土石流	警戒区域	福島県告示第 836 号	令和 3 年 12 月 24 日
伊達郡川俣町七窪	七窪沢二号	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 874 号	平成 18 年 12 月 22 日
伊達郡川俣町七曲	七曲の沢-1	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 874 号	平成 18 年 12 月 22 日
伊達郡川俣町七曲	七曲の沢-2	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 874 号	平成 18 年 12 月 22 日
伊達郡川俣町西福沢久木	久木沢	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 732 号	令和 3 年 11 月 2 日
伊達郡川俣町西福沢仲平	仲平沢	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 732 号	令和 3 年 11 月 2 日
伊達郡川俣町西福沢導心畑	導心畑沢	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第 732 号	令和 3 年 11 月 2 日

住所	区域名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定区域の種類	告示番号	指定年月日
伊達郡川俣町西福沢宝合内	宝合内沢	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第732号	令和3年11月2日
伊達郡川俣町橋本	仲ノ内沢-1	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第874号	平成18年12月22日
伊達郡川俣町橋本	仲ノ内沢-2	土石流	警戒区域	福島県告示第874号	平成18年12月22日
伊達郡川俣町羽田一ノ沢	一ノ沢	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第301号	平成30年3月30日
伊達郡川俣町羽田鳥合内	鳥合内沢一号	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第301号	平成30年3月30日
伊達郡川俣町羽田平場	平場沢一号	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第696号	令和3年10月19日
伊達郡川俣町羽田平場	平場沢二号	土石流	警戒区域	福島県告示第301号	平成30年3月30日
伊達郡川俣町早坂	仲ノ内沢	土石流	警戒区域	福島県告示第874号	平成18年12月22日
伊達郡川俣町東福沢小高屋敷	小高屋敷沢	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第158号	令和4年3月11日
伊達郡川俣町東福沢万所内山	万所内山沢-1	土石流	警戒区域	福島県告示第654号	平成20年9月24日
伊達郡川俣町東福沢万所内山	万所内山沢-2	土石流	警戒区域	福島県告示第654号	平成20年9月24日
伊達郡川俣町山木屋羽山	羽山沢一号	土石流	警戒区域	福島県告示第90号	平成30年2月9日
伊達郡川俣町山木屋羽山	羽山沢二号	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第90号	平成30年2月9日
伊達郡川俣町山木屋羽馬山	羽馬山沢	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第90号	平成30年2月9日
伊達郡川俣町山木屋家野石橋山	長山沢	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第90号	平成30年2月9日
伊達郡川俣町山木屋吉口山	長山沢	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第90号	平成30年2月9日
伊達郡川俣町山木屋境林山	境林山沢	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第90号	平成30年2月9日
伊達郡川俣町山木屋戸草	戸草沢	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第90号	平成30年2月9日
伊達郡川俣町山木屋向羽山	向羽山沢	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第90号	平成30年2月9日
伊達郡川俣町山木屋細畑山	細畑山沢	土石流	警戒区域	福島県告示第90号	平成30年2月9日
伊達郡川俣町山木屋細畑東山	細畑東山沢	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第90号	平成30年2月9日
伊達郡川俣町山木屋細畑入山	細畑入山沢	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第90号	平成30年2月9日
伊達郡川俣町山木屋坂下	坂下沢	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第90号	平成30年2月9日
伊達郡川俣町山木屋上	上の沢	土石流	警戒区域	福島県告示第90号	平成30年2月9日
伊達郡川俣町山木屋石森	石森沢	土石流	警戒区域	福島県告示第90号	平成30年2月9日
伊達郡川俣町山木屋鼠喰	鼠喰沢	土石流	警戒区域	福島県告示第90号	平成30年2月9日
伊達郡川俣町山木屋大洪	大洪沢一号	土石流	警戒区域	福島県告示第90号	平成30年2月9日
伊達郡川俣町山木屋大洪	大洪沢二号	土石流	警戒区域	福島県告示第90号	平成30年2月9日
伊達郡川俣町山木屋大黒前	大黒前沢	土石流	警戒区域	福島県告示第90号	平成30年2月9日
伊達郡川俣町山木屋長山	木ノ根沢	土石流	警戒区域	福島県告示第90号	平成30年2月9日
伊達郡川俣町山木屋長畑	長畑沢	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第90号	平成30年2月9日
伊達郡川俣町山木屋房由	房由沢	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第90号	平成30年2月9日
伊達郡川俣町山木屋木向山	木向山沢	土石流	警戒区域	福島県告示第90号	平成30年2月9日
伊達郡川俣町山木屋蕨平	蕨平沢一号	土石流	警戒区域	福島県告示第90号	平成30年2月9日
伊達郡川俣町山木屋蕨平	蕨平沢二号	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第90号	平成30年2月9日
伊達郡川俣町山木屋疣石山	疣石山一号	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第90号	平成30年2月9日
伊達郡川俣町山木屋疣石山	疣石山二号	土石流	警戒区域/特別警戒区域	福島県告示第836号	令和3年12月24日
伊達郡川俣町山木屋糝屋山	糝屋山沢	土石流	警戒区域	福島県告示第90号	平成30年2月9日

(資料：福島県ホームページより)

● 資料 2-8 土砂災害警戒区域内における要配慮者利用施設

【本編関連箇所：2-1-5-5・3-1-8-5・3-1-11-9】

危険箇所の種類	施設名	住所	電話番号
土砂災害警戒区域 (急傾斜地・土石流)	放課後児童保育施設わいわい クラブ	川俣町後田10-1	024-565-5027
土砂災害警戒区域 (急傾斜地・土石流)	笹歯科医院	川俣町字瓦町76	024-565-3455
土砂災害警戒区域 (土石流)	川俣町老人福祉センター (いきいき荘)	川俣町字川原田19-2	024-565-3761
土砂災害警戒区域 (急傾斜地・土石流)	グループホーム 絹の郷	川俣町宮町47-1	024-565-5302
土砂災害警戒区域 (土石流)	かわまた認定こども園	川俣町字川原田46	024-572-6188
土砂災害警戒区域 (土石流)	川俣小学校	川俣町字宮前36	024-566-2022
土砂災害警戒区域 (急傾斜地)	(旧)福田小学校	羽田字山ノ坊15	024-566-2808
土砂災害警戒区域 (土石流)	(旧)飯坂小学校	飯坂字南古堂道内5	024-566-2440

種 別	指 定	名 称	所 在 地
重要文化財	県指定 S46. 4.13 第 44 号	木造薬師如来座像(薬師堂)	大字東福沢字坊ノ入山 1-2
重要文化財	県指定 " "	木造菩薩立像(薬師堂)	"
無形民族文化財	町指定 S39.10. 1 上組第 1 号 下組第 2 号	山木屋八坂神社獅子舞	山木屋字天王山 2-1
無形民族文化財	町指定 S39.10. 1 第 3 号	小綱木八幡神社獅子舞	小綱木字的場 23
有形文化財	町指定 S41. 5.18 第 4 号	頭蛇寺回転輪蔵	飯坂字頭蛇寺 2
有形文化財	町指定 S41. 5.18 第 6 号	川俣春日神社拝殿・本殿・摂社	字宮前 37
有形文化財	町指定 S54.11. 5 第 7 号	銅製懸仏三面(常泉寺)	字寺前 19
有形文化財	町指定 S54.11. 5 第 8 号	銅造金剛界大日如来坐像(大日堂)	字中丁 30
史 跡	町指定 S54.11. 5 第 9 号	中島の石塔婆(建武の碑)	字中島 14
名 勝	町指定 S54.11. 5 第 10 号	大清水機織御前堂旧跡地	飯坂字東大清水 22
天然記念物	町指定 S54.11. 5 第 11 号	秋山の駒サクラ	大字秋山字小長石
天然記念物	町指定 S54.11. 5 第 12 号	川俣春日神社の大ケヤキ	字宮前 37
天然記念物	町指定 S54.11. 5 第 13 号	羽田春日神社の大フジ	大字羽田字宮前
有形文化財	町指定 H 4.11.13 第 14 号	小手風土記(写本全 3 卷)	字寺前 19
天然記念物	町指定 H 4.11.13 第 15 号	楯和気神社のコウヤマキ	大字鶴沢字宮 37
有形文化財	町指定 H24.12. 4 第 16 号	常泉寺山門と赤銅の龍と下絵 2 点	字寺前 19
史 跡		庚申森住居跡	小綱木字糠塚 11
"		双六山火葬墓	大字東福沢字双六山 6
"		木幡山蔵王経塚	大綱木字陣貝形山
"		河俣城跡(城ノ倉)	飯坂字城ノ倉
"		河俣城跡(館ノ山、御影館、牛ケ城)	大字東福沢字館ノ山
"		川俣代官跡	字寺久保 77-2
"		義民糸八の墓碑	大字鶴沢字雁ヶ作
"		義民元蔵の墓碑	大字鶴沢字西ノ内
"		義民久四郎の墓碑	大字鶴沢字柿ノ窪
"		小松倉百庚申	大綱木字小松倉山 8
有形文化財		小神春日神社の五榜の掲示	大字小神字宮前 1
"		小手姫神像(薬師堂)	大字東福沢字坊ノ入山 1-2
"		川俣春日神社算額	字宮前 37
"	土木学会選奨土木遺産 R4.9.9	旧壁沢川石橋	飯坂字東大清水 22

・資料3 防災上重要な施設・設備等

● 資料3-1 防災行政無線一覧

○防災行政無線（移動局）

種別	名称	呼出番号	グループ番号（所属グループ）				
基地局	東福沢中継局	001	—	—	—	—	
	山木屋中継局	002	—	—	—	—	
統制台	統制台	100	—	—	—	—	
統制局	総務課	501	F001~F010・F013	F011 本部 一斉	F012 消防 一斉	F99 F00 一斉	
移動局 （半固定型）	役場半固定	200	F001~F010・F013				
	山木屋半固定	201	F001~F010・F013				
移動局 （携帯型）	消防団	第1分団長	301				F001 1分団
		第2分団長	302				F002 2分団
		第3分団長	303				F003 3分団
		第4分団長	304				F004 4分団
		第5分団長	305				F005 5分団
		第6分団長	306				F006 6分団
		第7分団長	307				F007 7分団
		第8分団長	308				F008 8分団
		第9分団長	309				F009 9分団
		第10分団長	310				F010 10分団
	団長	311	—				
	副団長	312	—				
	副団長	313	—				
	本団（班長）	300	—				
	消防交通係	314 ~ 319	F001~F010・F013				
移動局 （車載型）	消防団	本部	400	—			
		第1分団	401 ~ 403	F001			
		第2分団	404 ~ 406	F002			
		第3分団	407 ~ 409	F003			
		第4分団	410 ~ 413	F004			
		第5分団	414 ~ 419	F005			
		第6分団	420 ~ 424	F006			
		第7分団	425 ~ 429	F007			
		第8分団	430 ~ 431	F008			
		第9分団	432 ~ 434	F009			
		第10分団	435 ~ 438	F010			
		本団	439	—			
	町	公用車	440 ~ 449	F013	—	—	

● 資料 3-2 車両保有状況

○川俣町内の保有自動車数（単位：台）

（令和 3 年 3 月 31 日現在）

種 別	車 両 数
貨 物 車	792 台
乗合車（バス）	47 台
乗 用 車	4,614 台
特種用途車（大型特殊車を含む）	206 台
小型二輪車	267 台
軽自動車（軽二輪を含む）	5,538 台
総 数	11,464 台

（資料：東北運輸局福島運輸支局）

○町の保有自動車数（単位：台）

（令和 4 年 4 月 1 日現在）

種 別	車 両 数
普通乗用車	4
乗合乗用車	16
普通貨物車	3
小型乗用車	12
小型貨物車	4
特殊・緊急車両	2
大型特殊自動車	6
小型特殊自動車	15
消防ポンプ自動車	7
消防用小型四輪自動車	25
消防用軽四輪自動車	8
軽乗用車	9
軽貨物車	12
合 計	123

（資料：財政課）

● 資料 3 - 3 消防職(団)員数等

○消防団の組織

(令和 4 年 4 月 1 日)

区 分	人数 (人)
団長	1 人
副団長	2 人
分団長	10 人
副分団長	10 人
部長	26 人
班長	35 人
団員	390 人
機能別団員	65 人
団体総数	539 人

(資料：総務課)

○伊達地方消防組合 中央消防署南分署の組織

(令和 4 年 4 月 1 日)

区 分	人数 (人)
消防司令	1 人
消防司令補	9 人
消防士長	6 人
消防副士長	2 人
消防士	4 人
署員総数	22 人

(資料：消防年報 令和 3 年版 (伊達地方消防組合消防本部))

○消防勢力と施設

(令和 4 年 4 月 1 日)

区分	水槽付消防ポンプ自動車 (台)	消防ポンプ自動車 (台)	その他の自動車 (台)	可搬式ポンプ自動車 (台)	消火栓 (基)	防火水槽 (基)	
						40m ³ 以上	20m ³ 以上
消防団	—	5台	32台	32台	169基	18基	133基
中央消防署南分署	1台	1台	4台	—	—	—	—

(資料：総務課、中央消防署南分署)

● 資料3-4 町の優先電話一覧

【本編関連箇所：2-1-2-1・3-1-2-1】

施設名	電話番号	施設名	電話番号
川俣町役場	566-2112	浄水場	566-2413
	566-2113	(旧)すみよし保育園	565-3638
	566-2114	川俣中学校	566-4111
	566-2115	山木屋中学校	563-2104
	566-2270	川俣小学校	566-2022
	566-2233	かわまた認定こども園	572-6188
	566-2234	(旧)富田小学校	565-2184
	566-2438 (FAX)		
保健センター	565-2279	羽山の森美術館	566-3367
川俣町体育館	565-3931	(旧)福田小学校	566-2808
川俣町合宿所	565-5434	小島ふるさと交流館	566-2572
山木屋地区復興拠点 商業施設	563-2021	(旧)飯坂小学校	566-2440
	563-2023 (FAX)	山木屋小学校	563-2101
山木屋診療所	563-2024	(旧)川俣幼稚園	565-3653
中央公民館	565-2434	(旧)富田幼稚園	566-2024
	565-2436 (FAX)	(旧)福田幼稚園	566-5166
おりもの展示館	565-4889	山木屋幼稚園	563-2710

分類	地区	路線種	路線数	
第1次確保路線 (町災害対策本部と各地区避難所を結ぶ路線で最優先に確保すべき路線)	川俣	役場(災害対策本部)とかわまた認定こども園を結ぶ路線	5路線	
		役場(災害対策本部)といきいき荘を結ぶ路線	5路線	
		役場(災害対策本部)と大作集会所を結ぶ路線	5路線	
		役場(災害対策本部)と瓦町コミュニティ消防センターを結ぶ路線	3路線	
		役場(災害対策本部)と(旧)すみよし保育園を結ぶ路線	5路線	
		役場(災害対策本部)と川俣町商工会を結ぶ路線	2路線	
		役場(災害対策本部)と中央公民館を結ぶ路線	2路線	
		役場(災害対策本部)と保健センターを結ぶ路線	2路線	
		役場(災害対策本部)と川俣中学校を結ぶ路線	4路線	
		役場(災害対策本部)と川俣小学校を結ぶ路線	7路線	
		役場(災害対策本部)と本町コミュニティ消防センターを結ぶ路線	4路線	
	鶴沢	役場(災害対策本部)と(旧)富田幼稚園を結ぶ路線	4路線	
		役場(災害対策本部)と(旧)富田小学校を結ぶ路線	3路線	
		役場(災害対策本部)とからりこ館を結ぶ路線	4路線	
		役場(災害対策本部)と鶴沢公民館を結ぶ路線	5路線	
	小神	役場(災害対策本部)と小神公民館を結ぶ路線	3路線	
		役場(災害対策本部)と小神コミュニティ消防センターを結ぶ路線	3路線	
	東福沢	役場(災害対策本部)と川俣町体育館を結ぶ路線	5路線	
		役場(災害対策本部)と川俣町合宿所を結ぶ路線	5路線	
		役場(災害対策本部)と福沢多目的集会所を結ぶ路線	5路線	
		役場(災害対策本部)と上中コミュニティ消防センターを結ぶ路線	6路線	
		役場(災害対策本部)と東福沢消防コミュニティセンターを結ぶ路線	4路線	
	西福沢	役場(災害対策本部)と羽山の森美術館を結ぶ路線	5路線	
		役場(災害対策本部)と福沢公民館を結ぶ路線	6路線	
		役場(災害対策本部)と西方コミュニティ消防センターを結ぶ路線	5路線	
		役場(災害対策本部)と栗和田コミュニティ消防センターを結ぶ路線	4路線	
	羽田	役場(災害対策本部)と(旧)福田小学校を結ぶ路線	5路線	
		役場(災害対策本部)と福田公民館を結ぶ路線	6路線	
		役場(災害対策本部)と羽田上組コミュニティ消防センターを結ぶ路線	5路線	
	秋山	役場(災害対策本部)と秋山集会所を結ぶ路線	3路線	
		役場(災害対策本部)と芦沼田コミュニティ消防センターを結ぶ路線	7路線	
		役場(災害対策本部)と秋山上東コミュニティ消防センターを結ぶ路線	6路線	
	小島	役場(災害対策本部)とおじまふるさと交流館を結ぶ路線	6路線	
		役場(災害対策本部)と小島公民館を結ぶ路線	5路線	
		役場(災害対策本部)と小島コミュニティ消防センターを結ぶ路線	6路線	
		役場(災害対策本部)と小島田代コミュニティ消防センターを結ぶ路線	7路線	
	飯坂	役場(災害対策本部)と(旧)飯坂小学校を結ぶ路線	6路線	
		役場(災害対策本部)と飯坂公民館を結ぶ路線	6路線	
		役場(災害対策本部)と飯坂コミュニティ消防センターを結ぶ路線	7路線	
		役場(災害対策本部)と下戸集会所を結ぶ路線	6路線	
	大綱木	役場(災害対策本部)と大綱木下組集会所を結ぶ路線	5路線	
	小綱木	役場(災害対策本部)と小綱木公民館を結ぶ路線	4路線	
		役場(災害対策本部)と小綱木コミュニティ消防センターを結ぶ路線	5路線	
		役場(災害対策本部)と仲田多目的集会所を結ぶ路線	4路線	
	山木屋	役場(災害対策本部)と山木屋公民館を結ぶ路線	5路線	
		役場(災害対策本部)と山木屋診療所を結ぶ路線	4路線	
		役場(災害対策本部)と山木屋小・中学校を結ぶ路線	5路線	
		役場(災害対策本部)と山木屋四区コミュニティ消防センターを結ぶ路線	5路線	
		役場(災害対策本部)と山木屋乙八区コミュニティ消防センターを結ぶ路線	4路線	
	第2次確保路線	—	第1次確保路線以外の国道、県道及び1級2級町道	国道1、県道4 1級町道9 2級町道15
	第3次確保路線	—	第1次、第2次確保路線以外の集落に通じる緊急輸送路	

※役場(災害対策本部)は、災害対策本部が設置された場所とする。

1 第1次確保路線（町災害対策本部と各地区避難所を結ぶ路線で最優先に確保すべき路線）		
川 俣 地 区	役場（災害対策本部）とかわまた認定こども園を結ぶ路線	
	町道1-1号(五百田中道線)	役場～町道2160号(鶴東鉄炮町線)交差点
	町道2160号(鶴東鉄炮町線)	上記交差点部～町道2162号(熊ノ宮京田線)交差点
	町道2162号(熊ノ宮京田線)	全線
	国道114号(県指定第2次確保路線)	町道2162号(熊ノ宮京田線)交差点部～国道349号交差点
	国道349号(県指定第2次確保路線)	上記交差点部～かわまた認定こども園東口
	役場（災害対策本部）といきいき荘を結ぶ路線	
	町道1-1号(五百田中道線)	役場～町道2160号(鶴東鉄炮町線)交差点
	町道2160号(鶴東鉄炮町線)	上記交差点部～町道2162号(熊ノ宮京田線)交差点
	町道2162号(熊ノ宮京田線)	全線
	国道114号(県指定第2次確保路線)	町道2162号(熊ノ宮京田線)交差点部～国道349号線交差点
	国道349号(県指定第2次確保路線)	上記交差点部～いきいき荘入口
	役場（災害対策本部）と大作集会所を結ぶ路線	
	町道1-1号(五百田中道線)	役場～町道2160号(鶴東鉄炮町線)交差点
	町道2160号(鶴東鉄炮町線)	上記交差点部～町道1105号(新中町中道線)交差点
	町道1105号(新中町中道線)	上記交差点部～国道349号交差点
	国道349号(県指定第2次確保路線)	上記交差点部～町道1078号(大作小作線)交差点
	町道1078号(大作小作線)	上記交差点部～大作集会所入口
	役場（災害対策本部）と瓦町コミュニティ消防センターを結ぶ路線	
	町道1-1号(五百田中道線)	役場～町道2-11号(桜新道線)交差点
	町道2-11号(桜新道線)	上記交差点部～町道1042号(瓦町五百田線)
	町道1042号(瓦町五百田線)	上記交差点部～瓦町コミュニティ消防センター入口(町道1046号日和田中丁線)
	役場（災害対策本部）と(旧)すみよし保育園を結ぶ路線	
	町道1-1号(五百田中道線)	役場～町道2-11号(桜新道線)交差点
	町道2-11号(桜新道線)	上記交差点部～町道1042号(瓦町五百田線)交差点
	町道1042号(瓦町五百田線)	上記交差点部～町道1036号(八反田五百田線)交差点
	町道1036号(八反田五百田線)	上記交差点部～町道1093号(五百田線)交差点
	町道1093号(五百田線)	上記交差点部～(旧)すみよし保育園入口
	役場（災害対策本部）と川俣町商工会を結ぶ路線	
	町道1-1号(五百田中道線)	役場～町道2-11号(桜新道線)交差点
	町道2-11号(桜新道線)	上記交差点部～川俣町商工会入口
	役場（災害対策本部）と中央公民館を結ぶ路線	
	町道1-1号(五百田中道線)	役場～町道2160号(鶴東鉄炮町線)交差点
町道2160号(鶴東鉄炮町線)	上記交差点部～中央公民館入口	
役場（災害対策本部）と保健センターを結ぶ路線		
町道1-1号(五百田中道線)	役場～町道2160号(鶴東鉄炮町線)交差点	
町道2160号(鶴東鉄炮町線)	上記交差点部～中央公民館入口	
役場（災害対策本部）と川俣中学校を結ぶ路線		
町道1-1号(五百田中道線)	役場～町道2-11号(桜新道線)交差点	
町道2-11号(桜新道線)	上記交差点部～町道1041号(日和田五百田線)交差点	
町道1041号(日和田五百田線)	上記交差点部～町道1-1号(五百田中道線)交差点	
町道1-1号(五百田中道線)	上記交差点部～川俣中学校入口	
役場（災害対策本部）と川俣小学校を結ぶ路線		
町道1-1号(五百田中道線)	役場～町道2160号(鶴東鉄炮町線)交差点	
町道2160号(鶴東鉄炮町線)	上記交差点部～町道1105号(新中町中道線)交差点	
町道1105号(新中町中道線)	上記交差点部～町道1-1号(五百田中道線)交差点	
町道1-1号(五百田中道線)	上記交差点部～町道1004号(宮町宮前線)交差点	
町道1004号(宮町宮前線)	上記交差点部～町道1003号(宮前宮ノ入線)交差点	
町道1003号(宮前宮ノ入線)	上記交差点部～町道1001号(宮町仲ノ町線)交差点	
町道1001号(宮町仲ノ町線)	上記交差点部～川俣小学校入口	

	役場（災害対策本部）と本町コミュニティ消防センターを結ぶ路線	
	町道1-1号(五百田中道線)	役場～町道2160号(鶴東鉄炮町線)交差点
	町道2160号(鶴東鉄炮町線)	上記交差点部～町道1105号(新中町中道線)交差点
	町道1105号(新中町中道線)	上記交差点部～町道1106号(中島壁沢線)交差点
鶴 沢 地 区	町道1106号(中島壁沢線)	上記交差点部～本町コミュニティ消防センター入口
	役場（災害対策本部）と(旧)富田幼稚園を結ぶ路線	
	町道1-1号(五百田中道線)	役場～町道2160号線(鶴東鉄炮町線)交差点
	町道2160号(鶴東鉄炮町線)	上記交差点部～町道2108号(油田笛田線)交差点
	町道2108号(油田笛田線)	上記交差点部～町道2110号(村社前京田線)交差点
	町道2110号(村社前京田線)	上記交差点部～(旧)富田幼稚園入口
	役場（災害対策本部）と(旧)富田小学校を結ぶ路線	
	町道1-1号(五百田中道線)	役場～町道2160号線(鶴東鉄炮町線)交差点
	町道2160号(鶴東鉄炮町線)	上記交差点部～町道2154号(鍛冶内老貫田線)交差点
	町道2154号(鍛冶内老貫田線)	上記交差点部～(旧)富田小学校入口
	役場（災害対策本部）とからりこ館を結ぶ路線	
	町道1-1号(五百田中道線)	役場～町道2160号線(鶴東鉄炮町線)交差点
町道2160号(鶴東鉄炮町線)	上記交差点部～町道2162号(熊ノ宮京田線)交差点	
町道2162号(熊ノ宮京田線)	全線	
国道114号(県指定第2次確保路線)	町道2162号(熊ノ宮京田線)交差点～道ノ駅からりこ館入口	
役場（災害対策本部）と鶴沢公民館を結ぶ路線		
町道1-1号(五百田中道線)	役場～町道2160号線(鶴東鉄炮町線)交差点	
町道2160号(鶴東鉄炮町線)	上記交差点部～町道2162号(熊ノ宮京田線)交差点	
町道2162号(熊ノ宮京田線)	全線	
国道114号(県指定第2次確保路線)	町道2162号(熊ノ宮京田線)交差点～町道2132号(鶴沢線)交差点	
町道2132号(鶴沢線)	上記交差点部～鶴沢公民館入口	
小 神 地 区	役場（災害対策本部）と小神公民館を結ぶ路線	
	町道1-1号(五百田中道線)	役場～町道2160号線(鶴東鉄炮町線)交差点
	町道2160号(鶴東鉄炮町線)	上記交差点部～町道1-5号(小神秋山線)交差点
	町道1-5号(小神秋山線)	上記交差点部～小神公民館入口
	役場（災害対策本部）と小神コミュニティ消防センターを結ぶ路線	
	町道1-1号(五百田中道線)	役場～町道2160号線(鶴東鉄炮町線)交差点
町道2160号(鶴東鉄炮町線)	上記交差点部～町道1-5号(小神秋山線)交差点	
町道1-5号(小神秋山線)	上記交差点部～小神コミュニティ消防センター入口	
東 福 沢 地 区	役場（災害対策本部）と川俣町体育館を結ぶ路線	
	町道1-1号(五百田中道線)	役場～町道2160号線(鶴東鉄炮町線)交差点
	町道2160号(鶴東鉄炮町線)	上記交差点部～町道2162号(熊ノ宮京田線)交差点
	町道2162号(熊ノ宮京田線)	全線
	県道二本松川俣線	国道114号交差点～町道1099号(館ノ山線)交差点
	町道1099号(館ノ山線)	上記交差点部～川俣町体育館入口
	役場（災害対策本部）と川俣町合宿所を結ぶ路線	
	町道1-1号(五百田中道線)	役場～町道2160号線(鶴東鉄炮町線)交差点
	町道2160号(鶴東鉄炮町線)	上記交差点部～町道2162号(熊ノ宮京田線)交差点
	町道2162号(熊ノ宮京田線)	全線
	県道二本松川俣線	国道114号交差点～町道1099号(館ノ山線)交差点
	町道1099号(館ノ山線)	上記交差点部～川俣町合宿所入口
	役場（災害対策本部）と福沢多目的集会所を結ぶ路線	
	町道1-1号(五百田中道線)	役場～町道2160号線(鶴東鉄炮町線)交差点
	町道2160号(鶴東鉄炮町線)	上記交差点部～町道2162号(熊ノ宮京田線)交差点
町道2162号(熊ノ宮京田線)	全線	
県道二本松川俣線	国道114号交差点～町道2206号(坊ノ入坊ノ入山線)交差点	
町道2206号(坊ノ入坊ノ入山線)	上記交差点部～福沢多目的集会所入口	
小 神 地 区	役場（災害対策本部）と上中コミュニティ消防センターを結ぶ路線	
	町道1-1号(五百田中道線)	役場～町道2160号線(鶴東鉄炮町線)交差点
	町道2160号(鶴東鉄炮町線)	上記交差点部～町道2162号(熊ノ宮京田線)交差点
	町道2162号(熊ノ宮京田線)	全線
	県道二本松川俣線	国道114号交差点～町道1-8号(杉坂大木田線)交差点
	町道1-8号(杉坂大木田線)	上記交差点部～町道2-13号(杉坂線)交差点
町道2-13号(杉坂線)	上記交差点部～上中コミュニティ消防センター入口	

西 福 沢 地 区	役場（災害対策本部）と東福沢消防コミュニティセンターを結ぶ路線	
	町道1-1号(五百田中道線)	役場～町道2160号線(鶴東鉄炮町線) 交差点
	町道2160号(鶴東鉄炮町線)	上記交差点部～町道2162号(熊ノ宮京田線) 交差点
	町道2162号(熊ノ宮京田線)	全線
	県道二本松川俣線	国道114号交差点～東福沢コミュニティ消防センター入口
	役場（災害対策本部）と羽山の森美術館を結ぶ路線	
	町道1-1号(五百田中道線)	役場～町道2160号線(鶴東鉄炮町線) 交差点
	町道2160号(鶴東鉄炮町線)	上記交差点部～町道2162号(熊ノ宮京田線) 交差点
	町道2162号(熊ノ宮京田線)	全線
	県道二本松川俣線	国道114号交差点～町道2302号(山柙内線) 交差点
	町道2302号(山柙内線)	上記交差点部～羽山の森美術館
	役場（災害対策本部）と福沢公民館を結ぶ路線	
	町道1-1号(五百田中道線)	役場～町道2160号線(鶴東鉄炮町線) 交差点
	町道2160号(鶴東鉄炮町線)	上記交差点部～町道2162号(熊ノ宮京田線) 交差点
	町道2162号(熊ノ宮京田線)	全線
	県道二本松川俣線	国道114号交差点～町道1-3号(西方飯野線) 交差点
町道1-3号(西方飯野線)	上記交差点部～町道2303号(山柙内茶畑線) 交差点	
町道2303号(山柙内茶畑線)	上記交差点部～福沢公民館	
役場（災害対策本部）と西方コミュニティ消防センターを結ぶ路線		
町道1-1号(五百田中道線)	役場～町道2160号線(鶴東鉄炮町線) 交差点	
町道2160号(鶴東鉄炮町線)	上記交差点部～町道2162号(熊ノ宮京田線) 交差点	
町道2162号(熊ノ宮京田線)	全線	
県道二本松川俣線	国道114号交差点～町道1-3号(西方飯野線) 交差点	
町道1-3号(西方飯野線)	上記交差点部～西方コミュニティ消防センター入口	
役場（災害対策本部）と栗和田コミュニティ消防センターを結ぶ路線		
町道1-1号(五百田中道線)	役場～町道2160号線(鶴東鉄炮町線) 交差点	
町道2160号(鶴東鉄炮町線)	上記交差点部～町道2162号(熊ノ宮京田線) 交差点	
町道2162号(熊ノ宮京田線)	全線	
県道二本松川俣線	国道114号交差点～栗和田コミュニティ消防センター入口	
羽 田 地 区	役場（災害対策本部）と(旧)福田小学校を結ぶ路線	
	町道1-1号(五百田中道線)	役場～町道2160号線(鶴東鉄炮町線) 交差点
	町道2160号(鶴東鉄炮町線)	上記交差点部～町道2162号(熊ノ宮京田線) 交差点
	町道2162号(熊ノ宮京田線)	全線
	国道114号(県指定第2次確保路線)	上記交差点部～町道2-15号(井戸上線) 交差点
	町道2-15号(井戸上線)	上記交差点部～(旧)福田小学校入口
	役場（災害対策本部）と福田公民館を結ぶ路線	
	町道1-1号(五百田中道線)	役場～町道2160号線(鶴東鉄炮町線) 交差点
	町道2160号(鶴東鉄炮町線)	上記交差点部～町道2162号(熊ノ宮京田線) 交差点
	町道2162号(熊ノ宮京田線)	全線
	国道114号(県指定第2次確保路線)	上記交差点部～町道2-15号(井戸上線) 交差点
	町道2-15号(井戸上線)	上記交差点部～町道3022号(長久保姥作線) 交差点
	町道3022号(長久保姥作線)	上記交差点部～福田公民館入口
	役場（災害対策本部）と羽田上組コミュニティ消防センターを結ぶ路線	
	町道1-1号(五百田中道線)	役場～町道2160号線(鶴東鉄炮町線) 交差点
	町道2160号(鶴東鉄炮町線)	上記交差点部～町道2162号(熊ノ宮京田線) 交差点
町道2162号(熊ノ宮京田線)	全線	
国道114号(県指定第2次確保路線)	上記交差点部～県道269号交差点	
県道月舘川俣線	上記交差点部～羽田上組コミュニティ消防センター入口	

秋 山 地 区	役場（災害対策本部）と秋山集会所を結ぶ路線	
	町道1-1号(五百田中道線)	役場～町道2160号線(鶴東鉄炮町線)交差点
	町道2160号(鶴東鉄炮町線)	上記交差点部～町道1-5号(小神秋山線)交差点
	町道1-5号(小神秋山線)	上記交差点部～秋山集会所入口
	役場（災害対策本部）と芦沼田コミュニティ消防センターを結ぶ路線	
	町道1-1号(五百田中道線)	役場～町道2160号線(鶴東鉄炮町線)交差点
	町道2160号(鶴東鉄炮町線)	上記交差点部～町道2162号(熊ノ宮京田線)交差点
	町道2162号(熊ノ宮京田線)	全線
	国道114号(県指定第2次確保路線)	上記交差点部～町道2-15号(井戸上線)交差点
	町道2-15号(井戸上線)	上記交差点部～主要地方道霊山松川線
	主要地方道霊山松川線	上記交差点部～町道2-16号(芦沼田線)交差点
	町道2-16号(芦沼田線)	上記交差点部～芦沼田コミュニティ消防センター入口
	役場（災害対策本部）と秋山上東コミュニティ消防センターを結ぶ路線	
	町道1-1号(五百田中道線)	役場～町道2160号線(鶴東鉄炮町線)交差点
	町道2160号(鶴東鉄炮町線)	上記交差点部～町道2162号(熊ノ宮京田線)交差点
町道2162号(熊ノ宮京田線)	全線	
国道114号(県指定第2次確保路線)	上記交差点部～町道2-15号(井戸上線)交差点	
町道2-15号(井戸上線)	上記交差点部～主要地方道霊山松川線	
主要地方道霊山松川線	上記交差点部～秋山上東コミュニティ消防センター入口	
小 島 地 区	役場（災害対策本部）とおじまふるさと交流館を結ぶ路線	
	町道1-1号(五百田中道線)	役場～町道2160号(鶴東鉄炮町線)交差点
	町道2160号(鶴東鉄炮町線)	上記交差点部～町道2162号(熊ノ宮京田線)交差点
	町道2162号(熊ノ宮京田線)	全線
	国道114号(県指定第2次確保路線)	町道2162号(熊ノ宮京田線)交差点～国道349線交差点
	国道349号(県指定第2次確保路線)	上記交差点部～町道4024号(馬場風呂ヶ前線)交差点
	町道4024号(馬場風呂ヶ前線)	上記交差点部～おじまふるさと交流館入口
	役場（災害対策本部）と小島公民館を結ぶ路線	
	町道1-1号(五百田中道線)	役場～町道2160号(鶴東鉄炮町線)交差点
	町道2160号(鶴東鉄炮町線)	上記交差点部～町道2162号(熊ノ宮京田線)交差点
	町道2162号(熊ノ宮京田線)	全線
	国道114号(県指定第2次確保路線)	町道2162号(熊ノ宮京田線)交差点～国道349線交差点
	国道349号(県指定第2次確保路線)	上記交差点部～小島公民館入口
	役場（災害対策本部）と小島コミュニティ消防センターを結ぶ路線	
	町道1-1号(五百田中道線)	役場～町道2160号(鶴東鉄炮町線)交差点
	町道2160号(鶴東鉄炮町線)	上記交差点部～町道2162号(熊ノ宮京田線)交差点
	町道2162号(熊ノ宮京田線)	全線
	国道114号(県指定第2次確保路線)	町道2162号(熊ノ宮京田線)交差点～国道349線交差点
	国道349号(県指定第2次確保路線)	上記交差点部～町道4026号(和乎中島前線)交差点
	町道4026号(和乎中島前線)	上記交差点部～小島コミュニティ消防センター入口
	役場（災害対策本部）と小島田代コミュニティ消防センターを結ぶ路線	
町道1-1号(五百田中道線)	役場～町道2160号(鶴東鉄炮町線)交差点	
町道2160号(鶴東鉄炮町線)	上記交差点部～町道2162号(熊ノ宮京田線)交差点	
町道2162号(熊ノ宮京田線)	全線	
国道114号(県指定第2次確保路線)	町道2162号(熊ノ宮京田線)交差点～国道349線交差点	
国道349号(県指定第2次確保路線)	上記交差点部～町道4005号(道平線)交差点	
町道4005号(道平線)	全線	
町道1-6号(遠西田代線)	町道4005号(道平線)交差点～小島田代コミュニティ消防センター入口	

飯坂地区	役場（災害対策本部）と（旧）飯坂小学校を結ぶ路線	
	町道1-1号(五百田中道線)	役場～町道2160号(鶴東鉄炮町線)交差点
	町道2160号(鶴東鉄炮町線)	上記交差点部～町道2162号(熊ノ宮京田線)交差点
	町道2162号(熊ノ宮京田線)	全線
	国道114号(県指定第2次確保路線)	町道2162号(熊ノ宮京田線)交差点～国道349線交差点
	国道349号(県指定第2次確保路線)	上記交差点部～主要地方道原町川俣線交差点
	主要地方道原町川俣線(県指定第2次確保路線)	上記交差点部～(旧)飯坂小学校入口
	役場（災害対策本部）と飯坂公民館を結ぶ路線	
	町道1-1号(五百田中道線)	役場～町道2160号(鶴東鉄炮町線)交差点
	町道2160号(鶴東鉄炮町線)	上記交差点部～町道2162号(熊ノ宮京田線)交差点
	町道2162号(熊ノ宮京田線)	全線
	国道114号(県指定第2次確保路線)	町道2162号(熊ノ宮京田線)交差点～国道349線交差点
	国道349号(県指定第2次確保路線)	上記交差点部～主要地方道原町川俣線交差点
	主要地方道原町川俣線(県指定第2次確保路線)	上記交差点部～飯坂公民館入口
	役場（災害対策本部）と飯坂コミュニティ消防センターを結ぶ路線	
	町道1-1号(五百田中道線)	役場～町道2160号(鶴東鉄炮町線)交差点
	町道2160号(鶴東鉄炮町線)	上記交差点部～町道2162号(熊ノ宮京田線)交差点
	町道2162号(熊ノ宮京田線)	全線
	国道114号(県指定第2次確保路線)	町道2162号(熊ノ宮京田線)交差点～国道349線交差点
	国道349号(県指定第2次確保路線)	上記交差点部～主要地方道原町川俣線交差点
	主要地方道原町川俣線(県指定第2次確保路線)	上記交差点部～町道2-20号(花塚後沢線)交差点
町道2-20号(花塚後沢線)	上記交差点部～飯坂コミュニティ消防センター入口	
役場（災害対策本部）と下戸集会所を結ぶ路線		
町道1-1号(五百田中道線)	役場～町道2160号(鶴東鉄炮町線)交差点	
町道2160号(鶴東鉄炮町線)	上記交差点部～町道2162号(熊ノ宮京田線)交差点	
町道2162号(熊ノ宮京田線)	全線	
国道114号(県指定第2次確保路線)	町道2162号(熊ノ宮京田線)交差点～国道349線交差点	
国道349号(県指定第2次確保路線)	上記交差点部～町道1-7号(頭陀寺線)交差点	
町道1-7号(頭陀寺線)	上記交差点部～下戸集会所入口	
大綱木地区	役場（災害対策本部）と大綱木公民館を結ぶ路線	
	町道1-1号(五百田中道線)	役場～町道2160号線(鶴東鉄炮町線)交差点
	町道2160号(鶴東鉄炮町線)	上記交差点部～町道2162号(熊ノ宮京田線)交差点
	町道2162号(熊ノ宮京田線)	全線
	国道114号(県指定第2次確保路線)	町道2162号(熊ノ宮京田線)交差点～国道349号交差点
	国道349号(県指定第2次確保路線)	上記交差点部～大綱木公民館入口
	役場（災害対策本部）と大綱木下組集会所を結ぶ路線	
	町道1-1号(五百田中道線)	役場～町道2160号線(鶴東鉄炮町線)交差点
	町道2160号(鶴東鉄炮町線)	上記交差点部～町道2162号(熊ノ宮京田線)交差点
	町道2162号(熊ノ宮京田線)	全線
国道114号(県指定第2次確保路線)	町道2162号(熊ノ宮京田線)交差点～国道349号交差点	
国道349号(県指定第2次確保路線)	上記交差点部～大綱木下組集会所入口	
小綱木地区	役場（災害対策本部）と小綱木公民館を結ぶ路線	
	町道1-1号(五百田中道線)	役場～町道2160号線(鶴東鉄炮町線)交差点
	町道2160号(鶴東鉄炮町線)	上記交差点部～町道2162号(熊ノ宮京田線)交差点
	町道2162号(熊ノ宮京田線)	全線
	国道114号(県指定第2次確保路線)	上記交差点部～小綱木公民館入口
	役場（災害対策本部）と小綱木コミュニティ消防センターを結ぶ路線	
	町道1-1号(五百田中道線)	役場～町道2160号線(鶴東鉄炮町線)交差点
	町道2160号(鶴東鉄炮町線)	上記交差点部～町道2162号(熊ノ宮京田線)交差点
	町道2162号(熊ノ宮京田線)	全線
	国道114号(県指定第2次確保路線)	上記交差点部～町道2-22号(花塚後沢線)交差点
	町道2-22号(花塚後沢線)	上記交差点部～小綱木コミュニティ消防センター入口
	役場（災害対策本部）と仲田多目的集会所を結ぶ路線	
	町道1-1号(五百田中道線)	役場～町道2160号線(鶴東鉄炮町線)交差点
	町道2160号(鶴東鉄炮町線)	上記交差点部～町道2162号(熊ノ宮京田線)交差点
町道2162号(熊ノ宮京田線)	全線	
国道114号(県指定第2次確保路線)	上記交差点部～仲田多目的集会所入口	

山 木 屋 地 区	役場（災害対策本部）と山木屋公民館を結ぶ路線	
	町道1-1号(五百田中道線)	役場～町道2160号線(鶴東鉄炮町線)交差点
	町道2160号(鶴東鉄炮町線)	上記交差点部～町道2162号(熊ノ宮京田線)交差点
	町道2162号(熊ノ宮京田線)	全線
	国道114号(県指定第2次確保路線)	上記交差点部～町道8039号(小塚我下山線)交差点
	町道8039号(小塚我下山線)	上記交差点～山木屋公民館入口
	役場（災害対策本部）と山木屋診療所を結ぶ路線	
	町道1-1号(五百田中道線)	役場～町道2160号線(鶴東鉄炮町線)交差点
	町道2160号(鶴東鉄炮町線)	上記交差点部～町道2162号(熊ノ宮京田線)交差点
	町道2162号(熊ノ宮京田線)	全線
	国道114号(県指定第2次確保路線)	上記交差点～山木屋診療所入口
	役場（災害対策本部）と山木屋小中学校を結ぶ路線	
	町道1-1号(五百田中道線)	役場～町道2160号線(鶴東鉄炮町線)交差点
	町道2160号(鶴東鉄炮町線)	上記交差点部～町道2162号(熊ノ宮京田線)交差点
	町道2162号(熊ノ宮京田線)	全線
	国道114号(県指定第2次確保路線)	上記交差点部～町道8067号(問屋庚申山線)交差点
	町道8067号(問屋庚申山線)	上記交差点～山木屋小中学校・幼稚園入口
	役場（災害対策本部）と山木屋幼稚園を結ぶ路線	
	町道1-1号(五百田中道線)	役場～町道2160号線(鶴東鉄炮町線)交差点
	町道2160号(鶴東鉄炮町線)	上記交差点部～町道2162号(熊ノ宮京田線)交差点
	町道2162号(熊ノ宮京田線)	全線
	国道114号(県指定第2次確保路線)	上記交差点部～町道8067号(問屋庚申山線)交差点
	町道8067号(問屋庚申山線)	上記交差点～山木屋小中学校・幼稚園入口
	役場（災害・対策本部）と山木屋四区コミュニティ消防センターを結ぶ路線	
	町道1-1号(五百田中道線)	役場～町道2160号線(鶴東鉄炮町線)交差点
町道2160号(鶴東鉄炮町線)	上記交差点部～町道2162号(熊ノ宮京田線)交差点	
町道2162号(熊ノ宮京田線)	全線	
国道114号(県指定第2次確保路線)	上記交差点部～町道2-24号(八木線)交差点	
町道2-24号(八木線)	上記交差点～山木屋四区コミュニティ消防センター入口	
役場（災害対策本部）と山木屋乙八区コミュニティ消防センターを結ぶ路線		
町道1-1号(五百田中道線)	役場～町道2160号線(鶴東鉄炮町線)交差点	
町道2160号(鶴東鉄炮町線)	上記交差点部～町道2162号(熊ノ宮京田線)交差点	
町道2162号(熊ノ宮京田線)	全線	
国道114号(県指定第2次確保路線)	上記交差点～山木屋乙八区コミュニティ消防センター入口	

2 第2次確保路線（第1次確保路線以外の国道、県道及び1級2級町道）	
国道	国道459号
県道	主要地方道霊山松川線
	主要地方道原町二本松線
	県道月舘川俣線
	県道二本松川俣線
1級町道	1-1号 五百田中道線
	1-3号 西方飯野線
	1-4号 横大道鉾田
	1-5号 小神秋山線
	1-6号 遠西田代線
	1-7号 頭陀寺線
	1-8号 杉坂大木田線
	1-9号 菅ノ又線
	1-10号 山木屋田代線
	2級町道
2-12号 飯野線	
2-13号 杉坂線	
2-14号 雁ヶ作線	
2-15号 井戸上線	
2-16号 芦沼田線	
2-17号 小手秋山線	
2-18号 坂田ノ入線	
2-19号 峠線	
2-20号 花塚後沢線	
2-21号 谷沢追戸線	
2-22号 大柴線	
2-23号 長滝若松線	
2-24号 八木線	
2-25号 地切線	
3 第3次確保路	
第1次、第2次確保路線以外の集落に通じる緊急輸送路	

● 資料3-6 教育施設一覧

(令和5年4月1日現在)

○認定こども園

校名	所在地	電話
かわまた認定こども園	川俣町字川原田 46	024-572-6188

○幼稚園

校名	所在地	電話
山木屋幼稚園	川俣町山木屋字小塚山9-1 ※平成25年度休園	024-563-2710

○小学校

校名	所在地	電話
川俣小学校	川俣町字宮前36	024-566-2022
山木屋小学校	川俣町山木屋字小塚山9-1	024-563-2101

○中学校

校名	所在地	電話
川俣中学校	川俣町字宮ノ脇14	024-566-4111
山木屋中学校	川俣町山木屋字小塚山9-1	024-563-2104

● 資料3-7 福祉施設一覧

(令和4年5月現在)

施設名称	住所	電話番号
養護老人ホーム 川俣光風園	川俣町字上桜23-1	024-566-3221
特別養護老人ホーム 川俣ホーム 川俣ホームデイサービスセンター	川俣町大字鶴沢字川端2-1	024-565-2881
総合南東北福祉センター川俣 特別養護老人ホーム 南東北シルクロード館 介護老人保健施設 リハビリ南東北川俣	川俣町大字鶴沢字池ノ上30-1	024-538-0081 024-538-1611
複合施設 なでしこ川俣 特別養護老人ホーム はなづか 介護老人保健施設 めがみ 通所リハビリテーションめがみ 済生会かわまた居宅介護支援事業所	川俣町字五百田20-1	024-566-2661
川俣町老人福祉センター (いきいき荘)	川俣町字川原田19-2	024-565-3761
川俣町セルフかえで	川俣町大字鶴沢字学校前49	024-565-5166
川俣町 かえでの森	川俣町八反田3-2	024-565-5515
グループホーム 絹の郷	川俣町宮町47-1	024-565-5302

● 資料3-8 医療機関一覧

	医療機関名	診療科	住所	電話番号
診療所	むとうこどもクリニック	小児科、アレルギー科	川俣町字瓦町31	024-565-2435
	済生会春日診療所	内科、外科	川俣町五百田20-1	024-566-2707
	佐藤医院	内科、耳鼻咽喉科	川俣町字五百田20-9	024-566-2321
	鈴木内科医院	内科、呼吸器科、消化器科、循環器科、肛門科	川俣町字新中町21-3	024-565-2688
	あんざい整形外科クリニック	整形外科、リハビリテーション科	川俣町大字鶴沢字川端28	024-565-3511
	村上医院	内科、心療内科、精神科	川俣町字本町44-1	024-565-3637
	川俣町国民健康保険山木屋診療所	内科	川俣町山木屋字大清水2	024-563-2024
歯科	加藤歯科医院	歯科	川俣町字新中町28	024-566-5151
	シルク 歯科	歯科	川俣町大字鶴沢字芦ヶケ10-2	024-566-4122
	藤川歯科医院	歯科	川俣町字大内6-14	024-566-3621
	笹歯科医院	歯科	川俣町字瓦町76	024-565-3455
	みやび歯科・小児歯科	歯科、小児歯科	川俣町大字鶴沢字西ノ内28	024-565-5257
病院	済生会川俣病院	内科、外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、眼科、循環器科、リウマチ科、糖尿内科	川俣町大字鶴沢字川端2-4	024-566-2323
薬局	アイル薬局川俣店		川俣町字本町41-8	024-573-2886
	石井薬局		川俣町中丁48	024-565-2068
	きりふや薬局		川俣町字鉄炮町76	024-565-2203
	けんこう薬局		川俣町大字鶴沢字京田38-1	024-565-5330
	コスモ調剤薬局瓦町店		川俣町字瓦町 49-1	024-538-2910
	さくら調剤薬局		川俣町大字鶴沢字川端 30-19	024-538-2311

(保健福祉課)

● 資料3-9 宿泊施設一覧

施設名称	住所	電話番号	備考
おじまふるさと交流館	川俣町大字小島字町畑12	024-566-2572	町営
川俣町合宿所	川俣町東福沢字万所内山2-4	024-565-5434	町営

● 資料 3 - 10 その他の公共施設

○公民館

名称	所在地	電話番号
中央公民館	字樋ノ口11	565-2434
鶴沢公民館	鶴沢字学校前3-1	538-0030
小神公民館	小神字曾利田3-1	565-5092
福沢公民館	西福沢字松川木2-1	565-3625
福田公民館	羽田字姥作6-3	566-2785
小島公民館	小島字町畑8-1	566-3297
飯坂公民館	飯坂字南古堂道内4-1	565-2235
大綱木公民館	大綱木字壺貫田1-6	566-5900
小綱木公民館	小綱木字脇11	566-5200
山木屋公民館	山木屋字小塚5-8	563-2301

(川俣町ホームページより)

○その他施設

名称	所在地	電話番号
浄水場	小綱木字出付5	566-2413
織物展示館	鶴沢字東13-1	565-4889
からりこ館	鶴沢字東13-1	565-5786
かわまた銘品館 シルクピア	鶴沢字東13-1	566-5253
川俣町体育館	東福沢字万所内山2-3	565-3931
川俣町火葬場	飯坂字芋ヶ作2	566-2718
羽山の森美術館	西福沢字山耕内20	566-3367
絹の里友ゆうプール	字宮前20	565-2172
川俣高等学校	飯坂字諏訪山1	566-2121
福島市・川俣町学校給食センター	鶴沢字中山1-20	538-2681
放課後児童保育施設 (わいわいクラブ)	字五百田21-1	565-5027

● 資料 3-11 避難所・避難場所一覧

【本編関連箇所：2-2-11-1・3-2-11-1・3-2-11-2】

地区	施設名	所在地	電話	地震災害	風水害	原子力災害	緊急避難場所	避難所
川俣	川俣町役場	字五百田 30	565-2111	◎	◎	◎	○	○
	かわまた認定こども園	字川原田 46	572-6188	◎		◎	○	○
	いきいき荘	字川原田 19-2	565-3761	◎		◎		○
	大作集会所	字大作 9-1	565-2111	○	○	○		○
	瓦町コミュニティ消防センター	字瓦町 24	—	○	○	○		○
	(旧)すみよし保育園	字五百田 21-1	565-3638		○	○	○	○
	川俣町商工会	字八反田 23	565-2377		◎	◎	○	○
	中央公民館	字樋ノ口 11	565-2434	◎	◎	◎		○
	保健センター	字樋ノ口 12	565-2279	◎	◎	◎		○
	川俣中学校	字宮ノ脇 14	566-4111	◎	◎	◎	○	○
	川俣小学校	字宮前 36	566-2022	◎		◎	○	○
	本町コミュニティ消防センター	字中島 6-21	—	○	○	○		○
鶴沢	(旧)富田幼稚園	鶴沢字笛田 25-4	566-2024	◎	○	○	○	○
	(旧)富田小学校	鶴沢字林山 18	565-2184	◎	◎	◎	○	○
	道の駅川俣(駐車場部分)※1	鶴沢字東 13-1	565-2111				○	
	からりこ館	鶴沢字東 13-1	565-4889	◎	◎	◎		○
	鶴沢公民館	鶴沢字学校前 3-1	538-0030	◎	◎	◎		○
小神	小神公民館	小神字曾利田 3-1	565-5092	○	○	○		○
	小神コミュニティ消防センター	小神字曾利田 4-1	—	○	○	○		○
東福沢	川俣町体育館	東福沢字万所内山 2-3	565-3931	◎	◎	◎	○	○
	川俣町合宿所	東福沢字万所内山 2-4	565-5434	○		○		○
	福沢多目的集会所	東福沢字一反田 111	—		○	○		○
	農村広場	東福沢字坊ノ入	—				○	
	上中コミュニティ消防センター	東福沢字杉ノ内 15-1	—	○	○	○		○
	東福沢消防コミュニティセンター	東福沢字糠戸内 8-1	—	◎	◎	◎		○
西福沢	羽山の森美術館	西福沢字山柵内 20	566-3367		◎	◎	○	○
	福沢公民館	西福沢字松川木 2-1	565-3625	○	○	○		○
	西方コミュニティ消防センター	西福沢字白子田 3-1	—	○	○	○		○
	栗和田コミュニティ消防センター	西福沢字北ノ入 84-2	—	○	○	○		○
羽田	(旧)福田小学校	羽田字山ノ坊 15	566-2808	◎		◎	○	○
	福田公民館	羽田字姥作 6	566-2785		○	○		○
	羽田上組コミュニティ消防センター	羽田字羽塔久保 14-3	—	○	○	○		○

地区	施設名	所在地	電話	地震災害	風水害	原子力災害	緊急避難場所	避難所
秋山	秋山集会所	秋山字仲田 2-1	—	○	○	○		○
	芦沼田コミュニティ消防センター	秋山字柳田 6-1	—	○		○		○
	秋止東コミュニティ消防センター	秋山字岩田 3-1	—	○	○	○		○
小島	おじまふるさと交流館	小島字町畑 12	566-2572	◎	◎	◎	○	○
	小島公民館	小島字町畑 8-1	566-3297	○	○	○		○
	小島コミュニティ消防センター	小島字風呂ケ前 8	—	○	○	○		○
	小島田代コミュニティ消防センター	小島字田代前 9-1	—	○	○	○		○
飯坂	(旧)飯坂小学校	飯坂字南古堂道内 5	566-2440	◎		◎	○	○
	飯坂公民館	飯坂字南古堂道内 4-1	565-2235	◎		◎		○
	飯坂コミュニティ消防センター	飯坂字橋本 20-7	—	○		○		○
	下戸集会所	飯坂字エミ堂 3-5	—	○		○		○
大綱木	大綱木下組集会所	大綱木字大小町 10-4	—	○	○	○		○
小綱木	小綱木公民館	小綱木字脇 11	566-5200	○		○		○
	小綱木コミュニティ消防センター	小綱木字岩下 6-1	—	○	○	○		○
	仲田多目的集会所	小綱木字仲田 11-3	565-2111	○		○		○
山木屋	山木屋公民館	山木屋字小塚 5-8	565-2301		○	○		○
	山木屋診療所	山木屋字大清水 2	563-2024		○	○		○
	山木屋小中学校	山木屋字小塚山 9-1	563-2101 563-2104	◎	◎	◎	○	○
	山木屋四区コミュニティ消防センター	山木屋字世戸四山 11-3	—	○	○	○		○
	山木屋乙八区コミュニティ消防センター	山木屋字坂下 19-3	—	○	○	○		○
	山木屋地区復興拠点商業施設（とんやの郷）（駐車場部分）※1	山木屋字日向 40-1	563-2021				○	

地震災害	◎：鉄筋コンクリート構造かつ昭和56年以降、または耐震工事完了 ○：木構造だが昭和56年以降
風水害	◎：浸水想定外かつ土砂災害警戒区域外かつ鉄筋コンクリート構造 ○：浸水想定外かつ土砂災害警戒区域外かつ木構造
原子力災害	◎：コンクリート屋内退避が可能な施設 ○：屋内退避が可能な施設

※1 道の駅川俣、山木屋地区復興商業施設（とんやの郷）は、駐車場部分についてのみ緊急避難場所として使用

・ 資料 4 備蓄物資等

● 資料 4 - 1 備蓄倉庫及び備蓄物資一覧

○防災資機材（原子力災害用）

資機材名称	数量	備考
保護具セット	639 個	不織布防護服、綿手袋、ゴム手袋、長靴カバー、短靴カバー、雨天用防護服、紙帽子、サージカルマスク
ゴム長靴	279 足	
半面保護マスク	320 枚	
マスク吸収缶	3,440 個	
除染キット	1 式	RIクリーナー、テクノクリーン、ポリエチレン広口瓶、綿棒、ハサミ、ガーゼ、ハンドブラシ、爪ブラシ、アルミ収納ケース
ハンドメガホン	10 個	
資機材保管ロッカー	2 式	
衛星携帯電話	2 台	
電子式個人線量計	213 台	
GM管式サーベイメータ	1 台	
シンチレーション式サーベイメータ	1 台	
広報車	1 台	

● 資料4-2 水防倉庫及び備蓄資器材一覧

○水防倉庫

番号	12
管内	県北
設置河川名	広瀬川
管理団体名	川俣町
倉庫名	川俣小神倉庫
所在地名	伊達郡川俣町大字小神字老貫田19-3
倉庫床面積	40.00
事務所名	県北建設事務所
設置年度	平成25年

○備蓄資器材（川俣小神倉庫）

種 別	数 量
ツルハシ（丁）	8
ナタ（丁）	3
掛矢（丁）	5
スコップ（丁）	20
斧（丁）	5
ペンチ（丁）	5
ハンマー（丁）	3
鎌（丁）	5
鋸（丁）	5
土のう袋（枚）	2,000
ビニールシート（枚）	60
縄（巻）	20
ロープ（巻）	20
杭木・鉄筋杭（本）	300
鉄線（kg）	20
一輪車（台）	2
チェーンソー	2
投光器（台）	4
発電機（台）	2

（参考：福島県水防計画 令和4年修正）

・資料5 協定等

● 資料5-1 協定等一覧 【本編関連箇所：2-1-23-1・2-2-5-1・3-1-22-1・3-2-5-1・3-2-7-3】

○自治体間協定

協 定 名	締 結 先	締 結 年 月 日	主 な 内 容
災害時における相互援助協定	福島地方拠点都市地域構成市町村(福島市※1、伊達市※2、桑折町、国見町、二本松市※3、本宮市※4、大玉村)	平成7年8月1日	災害時における物資等の相互援助等
福島・宮城・山形広域圏災害相互応援協定	福島・宮城・山形隣接33市町村	平成9年1月16日	・生活必需物資 ・応急対策
災害時における相互応援に関する協定	愛知県日進市	平成25年4月7日	災害時の物資提供、職員派遣等
大規模災害時における相互応援に関する協定	栃木県野木町	平成25年8月3日	災害時の物資提供、職員派遣等
災害時における相互応援に関する協定	長野県木祖村	平成25年8月10日	災害時の物資提供、職員派遣等
災害時における広域避難の受入	東京都江東区	平成26年1月14日	広域避難時の川俣町民の受入
災害時における相互応援に関する協定	栃木県真岡市	平成27年4月13日	災害時の物資提供、職員派遣等
災害時における相互応援に関する協定	香川県三木町	平成27年12月8日	災害時の物資提供、職員派遣等
福島県災害廃棄物等の処理に係る相互応援に関する協定	福島県、福島県内59市町村、福島県内13一部事務組合	令和3年6月18日	災害廃棄物の処理に係る物資提供、職員派遣等

※1 締結後の平成20年7月1日に、飯野町が福島市に編入合併された。

※2 締結当時は、伊達町・梁川町・保原町・霊山町・月舘町が単独の町であったが、平成18年1月1日に合併し、伊達市となった。

※3 締結当時は、二本松市・安達町・岩代町・東和町が単独の市・町であったが、平成17年12月1日に新設合併し、二本松市となった。

※4 締結当時は、本宮町・白沢村が単独の町・村であったが、平成19年1月1日合併し、本宮市となった。

○消防相互応援協定

協定名	締結先	締結年月日	主な内容
消防相互応援協定	福島市	昭和40年8月20日	全災害
消防相互応援協定	霊山町※2	昭和62年4月17日	全災害
消防組織法に基づく市町村の相互応援協定	浪江町	昭和45年10月20日	火災
町村応援協定	飯野町※1	昭和37年4月19日	火災
消防相互応援協定	岩代町※3	(口頭協定)	火災
消防相互応援協定	東和町※3	(口頭協定)	火災

※1 締結後の平成20年7月1日に、飯野町が福島市に編入合併された。

※2 締結当時は、伊達町・梁川町・保原町・霊山町・月舘町が単独の町であったが、平成18年1月1日に合併し、伊達市となった。

※3 締結当時は、二本松市・安達町・岩代町・東和町が単独の市・町であったが、平成17年12月1日に新設合併し、二本松市となった。

○各機関との協定

協定名	締結先	締結年月日	主な内容
災害時における川俣町内郵便局と川俣町間の協力に関する覚書	日本郵便(株) 川俣郵便局	平成 11 年 6 月 1 日	災害時の郵政事業特別事務及び援護対策等
災害時の医療救護に関する協定	社団法人 伊達医師会	平成 18 年 8 月 9 日	災害時の医療班の編成、派遣等
災害時に要援護者の避難施設として社会福祉法人信達福祉会特別養護老人ホーム川俣ホーム施設を使用することに関する協定	社会福祉法人 信達福祉会	平成 19 年 9 月 27 日	災害時の要援護者の受入れ等
非常災害(大規模停電)発生時の電力供給復旧のための協力	東北電力(株) 福島営業所	平成 19 年 12 月 25 日	大規模停電時の復旧体制及び作業への協力
災害時における応急対策活動に関する協定	川俣町建設同業会	平成 20 年 9 月 1 日	災害時の道路等の応急措置及び障害物除去等
災害時における応急対策活動に関する協定	川俣町管工事同業会	平成 20 年 9 月 1 日	災害時の水道施設等の応急措置及び障害物除去等
原子力発電所に係る通報連絡に関する協定	東京電力(株)	平成 24 年 8 月 9 日	福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の管理状況等の報告
災害時における LP ガス等の供給協力に関する協定	福島県 LP ガス協会県北支部	平成 25 年 12 月 24 日	災害時の LP ガスの優先的供給
災害時における隊友会の協力に関する協定書	公益社団法人福島県隊友会 福島県隊友会川俣、飯野支部	平成 27 年 3 月 11 日	災害時の応急対策業務の援助等
災害時における電力設備の復旧に関する協定書	東北電力(株) 福島営業所	平成 30 年 1 月 22 日	大規模停電時等の円滑な復旧
災害発生時の対応と平常時における高齢者等見守り活動の相互協力及び道路損傷等発見時の対応に関する協定書	川俣町内郵便局及び福島中央郵便局	平成 30 年 1 月 26 日	高齢者等見守り活動等
災害時における相互協力に関する基本協定	東日本電信電話株式会社宮城事業部福島支店	令和 5 年 2 月 3 日	災害時における通信の早期回復に関する協力

・資料6 災害履歴に関する資料

● 資料6-1 災害

年	月日	災害名	災害の概要	備考
S53	6.12	宮城県沖地震 M7.4 震度5	宮城県沖地震による被害 <ul style="list-style-type: none"> ・人的被害 死者 1名 <li style="padding-left: 2em;">負傷者 41名 ・建物被害 全壊 3戸 <li style="padding-left: 2em;">半壊 9戸 <li style="padding-left: 2em;">一部損壊 322戸 <li style="padding-left: 2em;">非住家 38戸 ・道路損壊 11箇所 ・橋架損壊 1箇所 ・山崩れ 136箇所 	
H22	6.9～ 15	集中豪雨	<ul style="list-style-type: none"> ・宅地土手崩落等 34件 ・用水路の損壊 23件 ・農作業道・能動の損壊 12件 ・農地法面の崩落 34件 ・林道法面の崩落 13件 ・林道路肩の損壊 3件 	
H23	2.5	雪害	<ul style="list-style-type: none"> ・人的被害 死者1名 	山木屋字細畑山地内
	3.11	東日本大震災 M9.0 震度6弱	東日本大震災による被害 <ul style="list-style-type: none"> ・人的被害 死亡者29名（関連死29名） （平成30年3月31日現在） ・建物被害 住家等 <ul style="list-style-type: none"> 全壊 59棟 大規模半壊 2棟 半壊 148棟 一部損壊 1,618棟 <li style="padding-left: 2em;">工場及び商店 <ul style="list-style-type: none"> 全壊 2棟 半壊 7棟 一部損壊 155棟 <li style="padding-left: 2em;">その他 29棟 <li style="padding-left: 2em;">公共施設 <ul style="list-style-type: none"> 全壊 3棟 一部損壊 8棟 ・農村環境施設 （路面亀裂、沈下、崩落） 5箇所 ・町道、林道 （路面亀裂、沈下、路肩崩落） 102箇所 	<ul style="list-style-type: none"> ・住家等について、平成24年12月21日以降、り災程度の判定はしていない ・工場及び商店について、平成23年度～平成29年度 ※詳細は、「川俣町災害記録誌」及び「川俣町災害記録誌2」参照
	9.21	台風15号	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂流入による排土 4棟 ・法面崩落による原形復旧 2箇所 	
H24	4.4	暴風	<ul style="list-style-type: none"> ・宅地関連災害復旧 住宅等建物の損壊 145件 	<ul style="list-style-type: none"> ・宅地関連災害復旧について平成24年度～平成27年度

年	月日	災害名	災 害 の 概 要	備 考
	7.23 ～24	大雨	<ul style="list-style-type: none"> 建物被害 住 家 床下浸水 3棟 非住家 床下浸水 5棟 ” 床上浸水 1棟 土砂流出 (国道114号、非住宅敷地) 2箇所 	
H26	2.15	大雪	<ul style="list-style-type: none"> 人的被害 重傷1名(自宅除雪作業中屋根から落下) 宅地関連災害復旧 住宅等建物の損壊 232件 停電(小島字田代、秋山字山ノ神・根元・芳作・大鹿、飯坂字峠・蛾籠・蒲ヶ作・上風早・下風早・三本梨子・下追戸・東町裏、字宮内) 	<ul style="list-style-type: none"> 宅地関連災害復旧について平成26年度～平成27年度 小島地区電線切断による停電
	8.22	大雨	<ul style="list-style-type: none"> 建物被害 住 家 床下浸水 1棟 非住家 床下浸水 1棟 国道114号土砂流出(小綱木字沢地内) 1件 停電(山木屋、新中町、小作、大作、仁井町) 	
H27	9.10	関東・東北豪雨	<ul style="list-style-type: none"> 雨量 131.0mm 宅地関連災害復旧 宅地土手崩落等 宅地 97件 敷地 185件 	<ul style="list-style-type: none"> 宅地関連災害復旧について平成27年度～平成28年度
H29	10.22 ～23	台風 21号	<ul style="list-style-type: none"> 建物被害 住 家 床下浸水 1棟 住 家 一部損壊 1棟(屋根) その他の被害 町道 土砂崩れ 3件 林道花塚線 倒木 1件 住宅裏(秋山字山ノ神) 1件 小神地区第1仮置場 1件 芦沼田共同墓地 1件 	

R元	10. 12 ～13	台風 19号	<p>令和元年東日本台風 (11日～13日) 午前4時 積算雨量 301.5mm 時間最大雨量 40.5mm</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人的被害 本町住民1名が飯館村管内で水死 ・建物被害 <ul style="list-style-type: none"> 全壊(流出) 2棟 床上浸水 70棟 床下浸水 75棟 宅地(土砂災害) 430件 取付道路 17件 宅地冠水 9件 その他 169件 ・道路、河川等被害 <ul style="list-style-type: none"> 道 路 299件 河川及び水路 29件 橋 梁 3件 公 園 1件 国道114号 1箇所 国道349号 1箇所 県道月舘川俣線 1箇所 一級河川 <ul style="list-style-type: none"> 小谷沢川 3箇所 口太川 10箇所 高根川 8箇所 女神川 6箇所 三百川 7箇所 広瀬川 14箇所 田代川 2箇所 ・農地、農業施設等被害 <ul style="list-style-type: none"> 農 地 197件 ため池、農道、用水路等 90箇所 林 道 5路線 70箇所 山地崩落 小島睦地区転作研修施設 床上浸水、土砂流入 ・公共施設・文教施設等の被害 <ul style="list-style-type: none"> 川俣小学校裏山から流入、職員室等浸水 飯坂小学校取付道路橋梁崩落 消防団第6分団屯所 流失1件 消防車両 2台損壊 ・水道等の被害状況について <ul style="list-style-type: none"> 飯坂地区簡易水道 濁水のため取水制限 上水道濁水のため取水制限 土砂の流入等により各地区において井戸の濁水等が発生 ・工業団地等の被害状況 <ul style="list-style-type: none"> 羽田産業団地 敷地南側法面が崩壊 西部工業団地 上段広場下法面一部が崩壊 中山工業団地 土手の一部が崩壊 	<p>避難者最大581名 (10/13明け方) 役場他11箇所避難 所を開設</p> <p>12日22時役場へ の避難者数が132 名となったため、 中央公民館を開設</p> <p>県、福島河川国道 事務所からリエゾ ン着任</p> <p>国交省より土木技 術者応援</p> <p>福島自衛隊駐屯地 から応援</p> <p>川俣社会福祉協議 会によるボランテ ィア開設</p> <p>保健センター、各 地区公民館9箇所 に臨時給水所設置</p>
----	---------------	-----------	---	--

年	月日	災害名	災 害 の 概 要	備 考
R2	7.4	大雨	<ul style="list-style-type: none"> ・建物被害 住 家 床下浸水 1棟 <li style="padding-left: 100px;">非住家 床下浸水 1棟 ・町施設被害 床上浸水 1件 	
R3	2.15	地震 M7.3 震度6弱	福島県沖地震による被害 <ul style="list-style-type: none"> ・建物被害 住 家 半 壊 1棟 <li style="padding-left: 100px;">準半壊 9棟 <li style="padding-left: 100px;">一部損壊 235棟 	<ul style="list-style-type: none"> ・被害は罹災証明発行データより ・住宅応急修理事業 令和3年5月～令和4年8月
R4	3.16	地震 M7.4 震度5強	福島県沖地震による被害 <ul style="list-style-type: none"> ・建物被害 住 家 半 壊 1棟 <li style="padding-left: 100px;">準半壊 4棟 <li style="padding-left: 100px;">一部損壊 400棟 	<ul style="list-style-type: none"> ・被害は罹災証明発行データより ・住宅応急修理事業 令和4年5月～令和5年3月

・資料7 その他のデータ、資料等

● 資料7-1 地区別人口・世帯数

地区名	人口（人）	世帯数（戸）
川俣	4,311	1,815
富田	3,655	1,372
福田	1,284	441
小島	563	204
飯坂	1,278	514
大綱木	258	90
小綱木	502	201
山木屋	319	143
総数	12,170	4,780

(令和2年度 国勢調査)

● 資料 7-2 要配慮者の状況

○高齢者の状況

区分	人数等
総人口	12,526 人
65歳以上人口	5,235 人
高齢化率	41.8 %
ひとり暮らし高齢者	597 人

(資料：保健福祉課、令和3年4月1日現在)

○介護保険による介護認定者数

区 分		認定者数
要支援	要支援 1	132人
	要支援 2	136人
要介護	要介護 1	240人
	要介護 2	182人
	要介護 3	151人
	要介護 4	146人
	要介護 5	126人
合 計		1,113人

(資料：保健福祉課、令和3年4月1日現在)

○乳幼児の状況

区 分	人 数
0 歳	37人
1 歳	46人
2 歳	42人
3 歳	43人
4 歳	59人
5 歳	47人
6 歳	61人
合 計 (町人口)	35人 (12,526人)

(資料：町民税務課、令和3年4月1日現在)

○外国人の状況

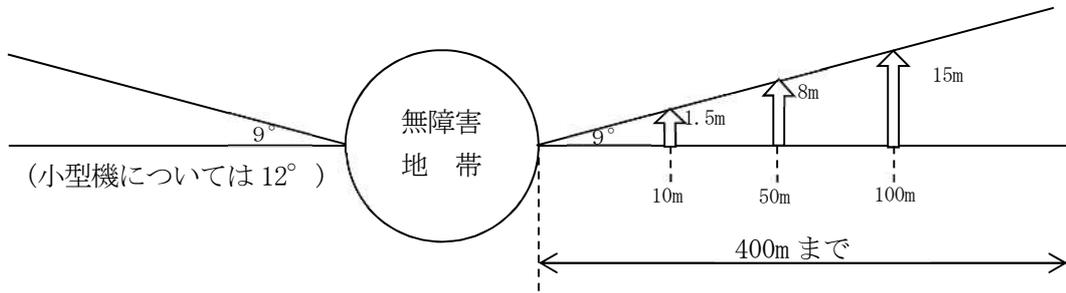
国 籍	人 数
中国	34人
フィリピン	29人
韓国・朝鮮	2人
インドネシア	29人
その他	52人
合 計	150人

(資料：町民税務課、令和3年3月31日現在)

● 資料 7-3 ヘリコプターの発着所の設置基準等

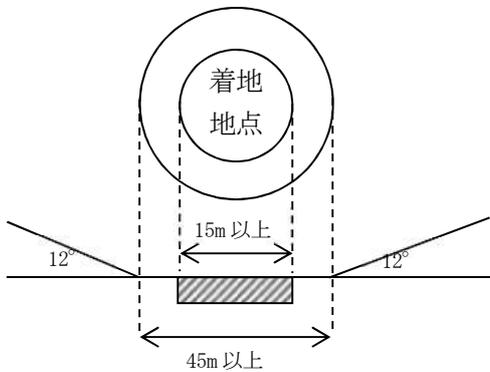
【本編関連箇所： 2-2-9-7・3-2-9-7】

- (1) ヘリコプターの発着所の設置基準
 下記基準を満たす地籍を確保すること。

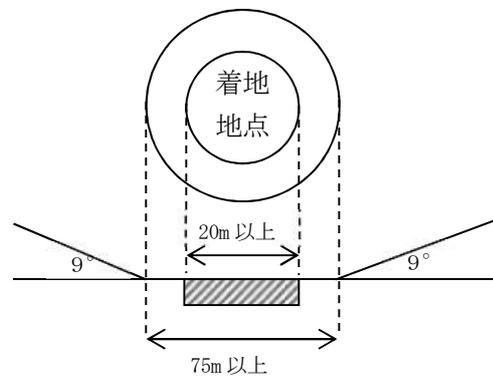


- (2) 着地点及び無障害地点の基準

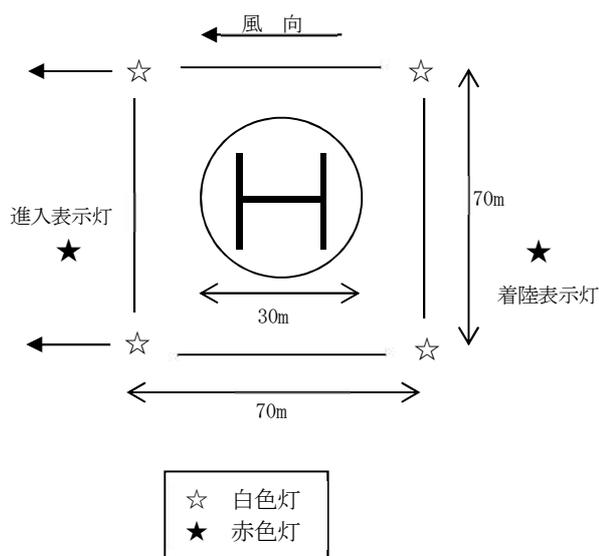
①小型機(OH-6)の場合



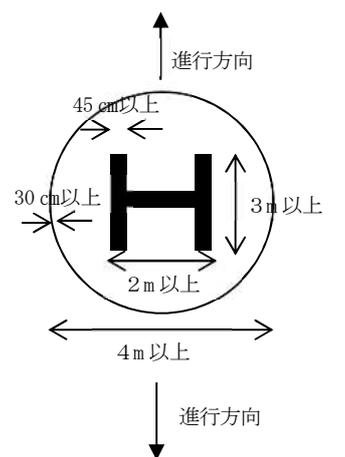
②中型機(HU-1)の場合



③大型機(V-107)の場合

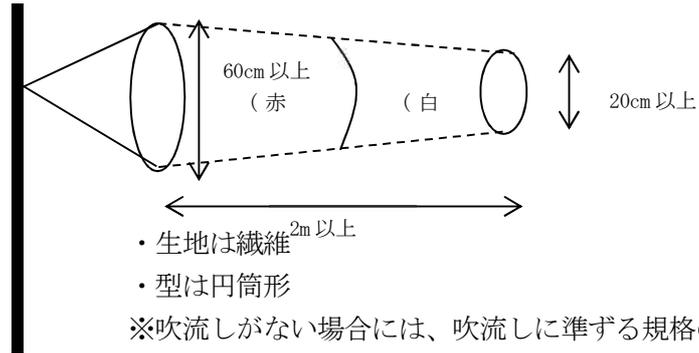


④H記号の基準



・石灰で表示、積雪時は
 墨汁、絵具等で明瞭に表示

⑤吹流しの基準



(3) 川俣町内のヘリコプター臨時離発着場

NO	離着陸場の場所	名 称	管理者
①	東福沢字祭田 74	農村広場	川俣町
②	東福沢字万所内山 2	川俣町体育館	川俣町
③	飯坂字諏訪山 1	川俣高校	福島県
④	山木屋字小塚山 9-1	山木屋小学校	川俣町

被害区分		判定基準
人的被害	死者	当該災害外原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認できないが死亡した事が確実な者。
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いがある者。
	負傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者。 (重傷) 1ヶ月以上の治療を要する見込みのある者。 (軽傷) 1ヶ月未満で治療できる見込みの者。
住家の被害	住家	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全壊	住家がその居住のため基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする事。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもとする事。
	一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものである。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全焼、半壊には該当しないが、土砂、竹木等の堆積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
	非住家	住家以外の建物をいう。ただし、神社、仏閣等の施設に常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
非住家の被害	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。

被害区分		判定基準
その他	田の流失、埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため耕作が不能となったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	田の流出・埋没・畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	橋りょう	道路を連絡するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法（昭和39年第167号）が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床上その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	ろ・かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、船行不能になったもの及び流出し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。	
ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。	
罹災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。	
罹災者	罹災世帯の構成員とする。	
公立文教施設	公立の文教施設をいう。	
農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。	
公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律97号）による国庫負担の対象になる施設をいい、具体的には河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。	
その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。 災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ書きするものとする。	

○被害の認定に関する用語の定義

用語	定義
住家	<p>現実にその建物を居住のために使用しているものをいい、必ずしも一棟の建物に限らない。例えば炊事場、浴場又は便所が別棟である場合、又は離れ屋敷を別棟であるような場合には、これら生活に必要な部分の棟数は合わせて一戸とする。</p> <p>なお、社会通念上住家と称せられるものであることを要しない。</p> <p>例えば一般に非住家として取り扱われる土蔵、小屋等であっても、現実に、住家として人が居住しているときは、住家に入れるものとする。</p>
世帯	<p>生計を一にしている実際の生活単位をいう。従って同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となる。</p> <p>また、主として学生等を宿泊させている寄宿舍、下宿その他これらに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては原則としてその宿舍等を1世帯として取り扱うものとする。</p>
非住家被害	住宅以外建物で、全壊、半壊程度の被害を受けたものをいう。
罹災世帯	災害により、全壊、半壊程度の被害を受けたものをいう。
罹災者	罹災世帯員の構成員をいう。

● 資料 7-5 福島県災害救助法施行細則

昭和三十五年六月二十一日
福島県規則第四十九号

福島県災害救助法施行細則をここに公布する。

福島県災害救助法施行細則

(被害調査)

第一条 知事は、災害に際し、市町村における災害が、災害救助法施行令(昭和二十二年政令第二百二十五号。以下「令」という。)第一条第一項各号のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、当該市町村の長に対し、直ちに被害状況を、被害状況調(第一号様式)により、求めるものとする。

(平一二規則六八・全改、令和元年規則一一・一部改正)

第二条 削除

(法適用地域の告示)

第三条 知事は、災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号。以下「法」という。)による救助を行なうときは、すみやかにその旨及び適用地域を告示するものとする。

(昭三七規則一〇三・一部改正)

第四条 削除

(平一二規則六八)

(救助の程度、方法及び期間)

第五条 令第三条の規定による救助の程度、方法及び期間は、別表第一に定めるところによる。

(昭三七規則一〇三・昭五四規則五三・平一二規則六八・平二六規則六・令元規則一一・一部改正)

(物資の保管命令等令書)

第六条 災害救助法施行規則(昭和二十二年総理庁令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第一号。以下「規則」という。)第一条の公用令書、公用変更令書及び公用取消令書は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

一 公用令書(第二号様式の一～第二号様式の四)

二 公用変更令書(第三号様式)

三 公用取消令書(第四号様式)

2 前項第一号の公用令書を交付したときは、強制物件台帳(第五号様式)に所定の事項を登録するものとする。

3 第一項第二号又は第三号の公用変更令書又は公用取消令書を交付したときは強制物件台帳にその理由その他必要な事項を記録するものとする。

第七条 前条第一項の公用令書、公用変更令書又は公用取消令書の交付を受けた者は、その令書に添付してある受領書に受領年月日を記入し、署名及び押印して、直ちにこれを知事に返付しなければならない。

(収用物資の占有者の立会い)

第八条 規則第二条第二項の当該職員は、収用又は使用すべき物資の引渡を受けた場合において同条第三項の規定により受領調書(第六号様式)を作成するときは、その物資の所有者又は権原に基づいてその物資を占有する者(以下「占有者」という。)を立ち合わせるものとする。ただし、やむを得ない場合においては、この限りでない。

(平一八規則六五・平一九規則四七・一部改正)

(損失補償)

第九条 規則第三条の規定による損失補償請求書は、第七号様式による。

2 損失補償請求書の提出があつたとき又はこれに基づき損失補償を行なつたときは、所定の事項を強制物件台帳に記録するものとする。

(救助業務従事命令書)

第十条 規則第四条の公用令書及び公用取消令書は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

一 公用令書(第八号様式)

二 公用取消令書(第九号様式)

2 前項第一号の公用令書を交付したときは、救助従事者台帳(第十号様式)に所定の事項を登録するものとする。

3 第一項第二号の公用取消令書を交付したときは、救助従事者台帳にその理由を詳細に記録し、前項の登録にかかる事項を朱線でまつ消するものとする。

第十一条 第七条の規定は、前条第一項の公用令書又は公用取消令書の交付を受けた者について、これを準用する。

(救助業務従事不能の届出)

第十二条 規則第四条第二項の規定による届出は、次の各号に掲げる書類を添附して行なわなければならない。

一 負傷又は疾病により救助に関する業務に従事することができない場合においては、医師の診断書

二 天災その他さけられない事故により救助に関する業務に従事することができない場合においては、市町村長、警察官その他適当な職員の証明書

(平一九規則四七・一部改正)

(実費弁償)

第十三条 令第5条の規定による実費弁償の額の限度は、別表第二に定めるところによる。

(昭五四規則五三・平二〇規則九三・平二六規則六・令元規則一一・一部改正)

第十四条 規則第五条の実費弁償請求書は、第十一号様式による。

(立入検査証票)

第十五条 法第十条第三項の規定により準用する法第六条第四項の証票は、第十二号様式による。

(平二六規則六・一部改正)

(扶助金の申請)

第十六条 規則第六条の扶助金支給申請書は、第十三号様式による。

2 扶助金を申請しようとする者は、前項の扶助金支給申請書に休業扶助金の支給を申請しようとする場合にあつては負傷し、又は疾病にかかつたため従前得ていた収入を得ることができず、かつ、他に収入のみちがないこと等特に休業扶助金の給付を必要とする理由を詳細に記載した書類、打切扶助金の支給を申請しようとする場合にあつては療養の経過、症状、治癒までの見込期間等に関する医師の意見書を添付しなければならない。

3 法第8条の規定により協力命令を受けて、救助に関する業務に協力した者又はその遺族が、規則第六条の規定により扶助金支給申請書を提出しようとするときは、同条及び前項に定めるもののほか、救助業務に協力したことを証する知事の証明書を添付しなければならない。

(平二六規則六・令元一一・一部改正)

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 災害救助法施行細則(昭和二十三年福島県規則第六号)は、廃止する。

別表第一(第五条関係)

(昭四〇規則七四・全改、昭四二規則四七・昭四二規則九二・昭四三規則九七・昭四四規

則八八・昭四五規則九一・昭四六規則六〇・昭四七規則六六・昭四八規則六六・昭四八規則八八・昭四九規則五二・昭四九規則八三・昭五〇規則七二・昭五三規則五・昭五三規則四七・一部改正、昭五四規則五三・旧別表(一)・一部改正、昭五五規則四〇・昭五六規則四八・昭五七規則四九・昭五八規則五三・昭五八規則五二・昭六〇規則五八・昭六一規則七〇・昭六二規則五六・昭六三規則四八・平元規則七五・平二規則四七・平三規則五二・平四規則七〇・平五規則六二・平六規則九五・平七規則六二・平一一規則四七・平一二規則六八・平一二規則一七一・平一二規則一八八・平一四規則一二・平一四規則一〇〇・平一五規則六八・平一六規則五四・平一八規則六五・平一八規則八一・平一九規則四七・平一九規則六三・平二〇規則七二・平二二規則九・平二二規則六〇・平二四規則四四・平二六規則六・平二六規則五三・平二七規則八七・平二八規則六〇・平二九規則五三・平三〇規則五三・令元規則四一・令三規則五三・令三規則七一・一部改正)

救助の程度、方法及び期間

救助の程度、方法及び期間は、救助の種類ごとに、次に定める基準によるものとする。この場合において、その基準により難い特別の事情があるときは、その都度内閣総理大臣に協議して、特別基準を設定することがあるものとする。

一 避難所及び応急仮設住宅の供与

1 避難所

- (一) 避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するものとする。
- (二) 避難所には、学校、公民館等の既存の建物を充てることを原則とするが、これら適当な建物が得難い場合には、野外に仮小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施するものとする。
- (三) 避難所の設置のために支出する費用は、次に掲げるもの（法令第四条第二項の避難場所にあつては、災害が発生する恐れがある場合において必要となる別に定める経費）とし、その額は、一人一日当たり三二〇円以内の額とする。ただし、高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であつて避難所での生活において特別な配慮を必要とするものに供与する福祉避難所を設置した場合は、特別な配慮のために必要な避難所を設置した地域における通常の実費を加算することができる。
 - (1) 避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費
 - (2) 消耗器材費
 - (3) 建物の使用謝金
 - (4) 器物の使用謝金、借上費又は購入費
 - (5) 光熱水費
 - (6) 仮設便所等の設置費
- (四) 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館等宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。
- (五) 法第四条第一項第一号の避難所を開設する期間は、災害発生の日から七日以内とし、同第二項の避難場所を開設する期間は、法第二条第二項の規定による救助を開始した日から、別に定める日までの期間とする。

2 応急仮設住宅

応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し、又は流出し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借り上げて供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）又はその他適切な方法により供与するものとする。

(一) 建設型応急住宅

- (1) 建設型応急住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用するものとする。ただ

し、適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することができる。

- (2) 一戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、五、七一八、〇〇〇円以内とする。
- (3) 建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね五〇戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、五〇戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。
- (4) 福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であつて日常生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）を建設型応急住宅として設置することができる。
- (5) 建設型応急住宅の設置については、災害発生の日から二十日以内に着工し、速やかに設置しなければならない。
- (6) 建設型応急住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十五条第三項又は第四項の規定による期間内とする。
- (7) 建設型応急住宅の供与終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とする。

(二) 賃貸型応急住宅

- (1) 賃貸型応急住宅の一戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて（一）(2)に定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。
- (2) 賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、これを提供しなければならない。
- (3) 賃貸型応急住宅を供与できる期間は、（一）(6)と同様の期間とする。

二 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

1 炊き出しその他による食品の給与

- (一) 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者、又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行うものとする。
- (二) 炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食べることができる現物によるものとする。
- (三) 炊き出しその他による食品の給与を実施するために支出する費用は、主食費、副食費、燃料費等とし、一人一日当たり一、一六〇円以内とする。
- (四) 炊き出しその他による食品の給与を実施する期間は、災害発生の日から七日以内とする。

2 飲料水の供給

- (一) 飲料水の供給は、災害のために現に飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。
- (二) 飲料水の供給を実施するために支給する費用は、水の購実入費並びに給水及び浄水に必要な機械、器具等の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品費及び資材費とし、その地域における通常の実費とする。
- (三) 飲料水の供給を実施する期間は、災害発生の日から七日以内とする。

三 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

- 1 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となつたものを含む。以下同じ。）若しくは船舶の遭難等により生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失し、又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うもの

とする。

2 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。

- (一) 被服、寝具及び身の回り品
- (二) 日用品
- (三) 炊事用具及び食器
- (四) 光熱材料

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のために支出する費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり次の額以内とする。この場合において、季別は夏季（四月から九月までの期間をいう。以下同じ。）及び冬季（十月から三月までの期間をいう。以下同じ。）とし、災害発生の日をもって決定するものとする。

(一) 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

世帯区分 季別	一人世帯	二人世帯	三人世帯	四人世帯	五人世帯	一世帯当たり 六人以上一人 を増すごとに 加算する額
夏季	一八、八〇〇 円	八二四、二〇 〇円	三五、八〇〇 円	四二、八〇〇 円	五四、二〇〇 円	七、九〇〇円
冬季	三一、二〇〇 円	四〇、四〇〇 円	五六、二〇〇 円	六五、七〇〇 円	八二、七〇〇 円	一一、四〇〇円

(二) 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

世帯区分 季別	一人世帯	二人世帯	三人世帯	四人世帯	五人世帯	一世帯当たり 六人以上一人 を増すごとに 加算する額
夏季	六、一〇〇円	八、三〇〇円	一二、四〇〇 円	一五、一〇〇 円	一九、〇〇〇 円	二、六〇〇円
冬季	一〇、〇〇〇 円	一三、〇〇〇 円	一八、四〇〇 円	二一、九〇〇 円	二七、六〇〇 円	三、六〇〇円

4 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から十日以内に完了するように行うものとする。

四 医療及び助産

1 医療

(一) 医療は、災害のために医療の途を失った者に対して、応急的に処置を行うものとする。

(二) 医療は、救護班によつて行うものとする。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合においては、病院又は診療所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師若しくはきゆう師又は柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）に規定する柔道整復師（以下「施術者」という。）を含む。）において、医療（施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。）を行うことがあるものとする。

(三) 医療は、次の範囲内において行うものとする。

- (1) 診察
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他の治療及び施術
- (4) 病院又は診療所への収容

(5) 看護

(四) 医療のために支出する費用は、救護班による場合は、使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は、国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は、協定料金の額以内とする。

(五) 医療を実施する期間は、災害発生の日から十四日以内とする。

2 助産

(一) 助産は、災害発生の日以前又は以後七日以内に分べんした者であつて、災害のために助産の途を失つたものに対して行うものとする。

(二) 助産は、次の範囲内において行うものとする。

- (1) 分べんの介助
- (2) 分べん前及び分べん後の処置
- (3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

(三) 助産のために支出する費用は、救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は、慣行料金の二割引以内の額とする。

(四) 助産を実施する期間は、分べんした日から七日以内とする。

五 被災者の救出

1 被災者の救出は、災害のために現に生命又は身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者の捜索又は救出のために行うものとする。

2 被災者の救出のために支出する費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

3 被災者の救出を実施する期間は、災害発生の日から三日以内とする。

六 被災した住宅の応急修理

1 住宅の応急修理は、災害のために住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものとする。

2 住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最少限度の部分に対し現物をもつて行うものとし、その修理のために支出する費用は、一世帯当たり次に掲げる額以内とする。

(一) 次に掲げる世帯以外の世帯 五九五、〇〇〇円

(二) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 三〇〇、〇〇〇円

3 住宅の応急修理は、災害発生の日から三箇月以内（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十三条の三第一項に規定する特定災害対策本部、同法第二十四条第一項に規定する非常災害対策本部又は同法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、六箇月以内）に完了するように行うものとする。

七 生業に必要な資金の貸与

1 生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、災害のため生業の手段を失つた世帯に対して行うものとする。

2 生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械、器具、資材等を購入するための費用に充てるものであつて、生業を回復する見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与するものとする。

3 生業に必要な資金として貸与する金額は、次の額以内とする。

(一) 生業費 一件当たり 三〇、〇〇〇円

(二) 就職支度費 一件当たり 一五、〇〇〇円

4 生業に必要な資金の貸与には次の条件を付すものとする。

(一) 貸与期間 二年以内

(二) 利子 無利子

5 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から一箇月以内に完了するように行うものとする。

八 学用品の給与

1 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部その他これらに相当するものとして知事が認めるもの（以下「高等学校等」という。）の生徒（以下「高等学校等生徒」という。）に対して行うものとする。

2 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもつて行うものとする。

(一) 教科書

(二) 文房具

(三) 通学用品

3 学用品の給与のために支出する費用は、次の額以内とする。

(一) 教科書代

小学校児童及び中学校生徒 教科書（教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号）第二条第一項に規定する教科書をいう。以下同じ。）及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出て、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

高等学校等生徒 教科書及び教科書以外の教材で、知事が高等学校等の授業で使用すると認めものを給与するための実費

(二) 文房具及び通学用品費

小学校児童 一人当たり 四、五〇〇円

中学校生徒 一人当たり 四、八〇〇円

高等学校等生徒 一人当たり 五、二〇〇円

4 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については一箇月以内、その他の学用品については十五日以内に完了するように行うものとする。

九 埋葬

1 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものとする。

2 埋葬は、原則として、棺又は棺材をもつて、次の範囲内において、行うものとする。

(一) 棺（附属品を含む。）

(二) 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）

(三) 骨つぼ及び骨箱

3 埋葬のために支出する費用は、一体当たり大人二一五、二〇〇円以内、小人一七二、〇〇〇円以内とする。

4 埋葬は、災害発生の日から十日以内に完了するように行うものとする。

十 死体の搜索

1 死体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものとする。

2 死体の搜索のために支出する費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

3 死体の搜索は、災害発生の日から十日以内に完了するように行うものとする。

十一 死体の処理

1 死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものとする。

2 死体の処理は、次の範囲内において行うものとする。

- (一) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置
- (二) 死体の一時保存
- (三) 検案

3 検案は、原則として救護班によつて行うものとする。

4 死体の処理のために支出する費用は、次に掲げるところによる。

- (一) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、一体当たり三、五〇〇円以内とする。
- (二) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は一体当たり五、四〇〇円以内とする。また、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、その地域における通常の実費を加算することができる。
- (三) 救護班により検案ができない場合は、当該地域の通常の実費の額以内とする。

5 死体の処理は、災害発生の日から十日以内に完了するように行うものとする。

十二 災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去

- 1 障害物の除去は、災害によつて居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれたため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では当該障害物を除去することができない者に対して行うものとする。
- 2 障害物の除去のために支出する費用は、ロープ、スコップその他障害物の除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、市町村内において障害物の除去を行つた一世帯当たりの平均が一三七、九〇〇円以内とする。
- 3 障害物の除去は、災害発生の日から十日以内に完了するように行うものとする。

十三 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

- 1 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出する範囲は、次に掲げる措置に要する費用とする。
 - (一) 被災者（法第四条第二項の救助にあつては避難者）の避難に係る支援
 - (二) 医療及び助産
 - (三) 災害にかかつた者の救出
 - (四) 飲料水の供給
 - (五) 死体の搜索
 - (六) 死体の処理
 - (七) 救済用物資の整理配分
- 2 応急救助のために支出する輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。
- 3 応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用をする期間は、知事が当該救助の実施を必要と認める期間以内とする。

別表第二（第十三条関係）

（昭四〇規則七四・全改、昭四三規則九七・昭四四規則八八・昭四五規則九一・昭四六規則六〇・昭四七規則六六・昭四八規則六六・昭四九規則五二・昭五〇規則七二・昭五三規則五・昭五三規則四七・一部改正、昭五四規則五三・旧別表（一）・一部改正、昭五五規則四〇・昭五六規則四八・昭五七規則四九・昭五九規則五二・昭六〇規則五八・昭六一規則七〇・昭六二規則五六・昭六三規則四八・平元規則七五・平二規則四七・平三規則五二・平四規則七〇・平五規則六二・平六規則九五・平七規則六二・平一一規則四七・平一二規則六八・平一二規則一七一・平一四規則一二・平一五規則六八・平一六規則五四・平一九規則六三・平二〇規則九三・平二二規則九・平二二規則一八・平二二規則六〇・平二四規則四四・

平二六規則六・平二六規則五三・平二七規則八七・平二八規則六〇・平二九規則五三・平三〇規則五三・令元規則一一・令二規則四六・令三規則五三・一部改正)

実費弁償の額の限度

一 令第四条第一号から第四号までに規定する者

1 日当

- (一) 医師及び歯科医師 一人一日当たり 二二、七〇〇円以内
- (二) 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 一人一日当たり 一六、二〇〇円以内
- (三) 保健師、助産師、看護師及び准看護師 一人一日当たり 一六、三〇〇円以内
- (四) 救急救命士 一人一日当たり 一四、〇〇〇円以内
- (五) 土木技術者及び建築技術者 一人一日当たり 一五、七〇〇円以内
- (六) 大工 一人一日当たり 二八、二〇〇円以内
- (七) 左官 一人一日当たり 二六、五〇〇円以内
- (八) とび職 一人一日当たり 二六、七〇〇円以内

2 超過勤務手当

1の(一)から(八)までに掲げる者のそれぞれの日当額の二十一日分を給料月額と、その者の一週間の勤務時間を三十八時間四十五分とみなして職員の給与に関する条例(昭和二十六年福島県条例第九号)第十六条の規定により算出した勤務一時間当たりの給与額に基づき、同条例第十三条の規定により算出した超過勤務手当の額に相当する額

3 旅費

福島県旅費条例(昭和二十八年福島県条例第二十四号)の知事等以外の職務にある者が同条例の規定により支給を受ける旅費額に相当する額

二 令第四条第五号から第十号までに規定する者

業者のその地域における慣行料金による支出実績額に手数料としてその百分の三に相当する額を加算した額

(別紙以下省略(資料9-13に記載))

資料 8 原子力災害関連資料

● 資料 8 - 1 発電所施設の状況及び周辺地域図

○福島第一原子力発電所 設備の概要

		1号機	2号機	3号機	4号機	5号機	6号機	
プラント 主要諸元	電気出力(万kW)	46.0	78.4	78.4	78.4	78.4	110.0	
	建設着工	1967/9	1969/5	1970/10	1972/9	1971/12	1973/5	
	営業運転開始	1971/3	1974/7	1976/3	1978/10	1978/4	1979/10	
	原子炉形式	沸騰水型軽水炉(BWR)						
	格納容器形式	マークI					マークII	
	国産化率(%)	56	53	91	91	93	63	
	主契約者	GE	GE・東芝	東芝	日立	東芝	GE・東芝	
原子炉	熱出力(万kW)	138	238.1			329.3		
	燃料集合体数(体)	400	548			764		
	燃料集合体全長(m)	約4.35	約4.47			約4.47		
	制御棒本数(本)	97	137			185		
	圧力容器	内径(m)	約4.8	約5.6			約6.4	
		全高(m)	約20	約22			23	
		全重量(t)	440	500			750	
	格納容器	全高(m)	約32	約33	約34		約48	
		円筒部直径(m)	約10	約11			約10(上部)	
		球部直径(m)	約18	約20			約25(底部)	
圧力抑制プール水量(t)		1,750	2,980			3,200		
タービン	回転数(rpm)	1,500						
	入口蒸気温度(°C)	282						
	蒸気圧力(kg/cm ² g)	66.8						
燃料	種類	二酸化ウラン						
	ウラン装荷量(t)	69	94			132		
	燃料集合体(本)	400	548			764		

※ 1～4号機については、平成24年4月19日付けで廃止となった。

※ 5、6号機については、平成26年1月31日付けで廃止となった。

○福島第二原子力発電所 設備の概要

		1号機	2号機	3号機	4号機	
プラント 主要諸元	電気出力(万kW)	110.0	110.0	110.0	110.0	
	建設着工	1975/11	1979/2	1980/12	1980/12	
	営業運転開始	1982/4	1984/2	1985/6	1987/8	
	原子炉形式	沸騰水型軽水炉(BWR)				
	格納容器形式	マークII		マークII改良		
	国産化率(%)	98	99	99	99	
	主契約者	東芝	日立	東芝	日立	
原子炉	熱出力(万kW)	329.3				
	燃料集合体数(体)	764				
	燃料集合体全長(m)	約4.5				
	制御棒本数(本)	185				
	圧力容器	内径(m)	約6.4			
		全高(m)	約23			
		全重量(t)	約750			
	格納容器	全高(m)	約48			
		直径(m)	約26	約29		
圧力抑制プール水量(t)		3,400	4,000			
タービン	回転数(rpm)	1,500				
	入口蒸気温度(°C)	282				
	蒸気圧力(kg/cm ² g)	66.8				
燃料	種類	二酸化ウラン				
	ウラン装荷量(t)	132				
	燃料集合体(本)	764				
建物	原子炉建屋	地上高約58m、地下約18m (地上6階・地下2階)				
	タービン建屋	地上高約33m、地下約15m				
	廃棄物処理建屋 (共用設備)	地上高約41m、地下約18m (地上6階・地下2階)				
	集中式排気筒	地上高約120m、海拔約150m				

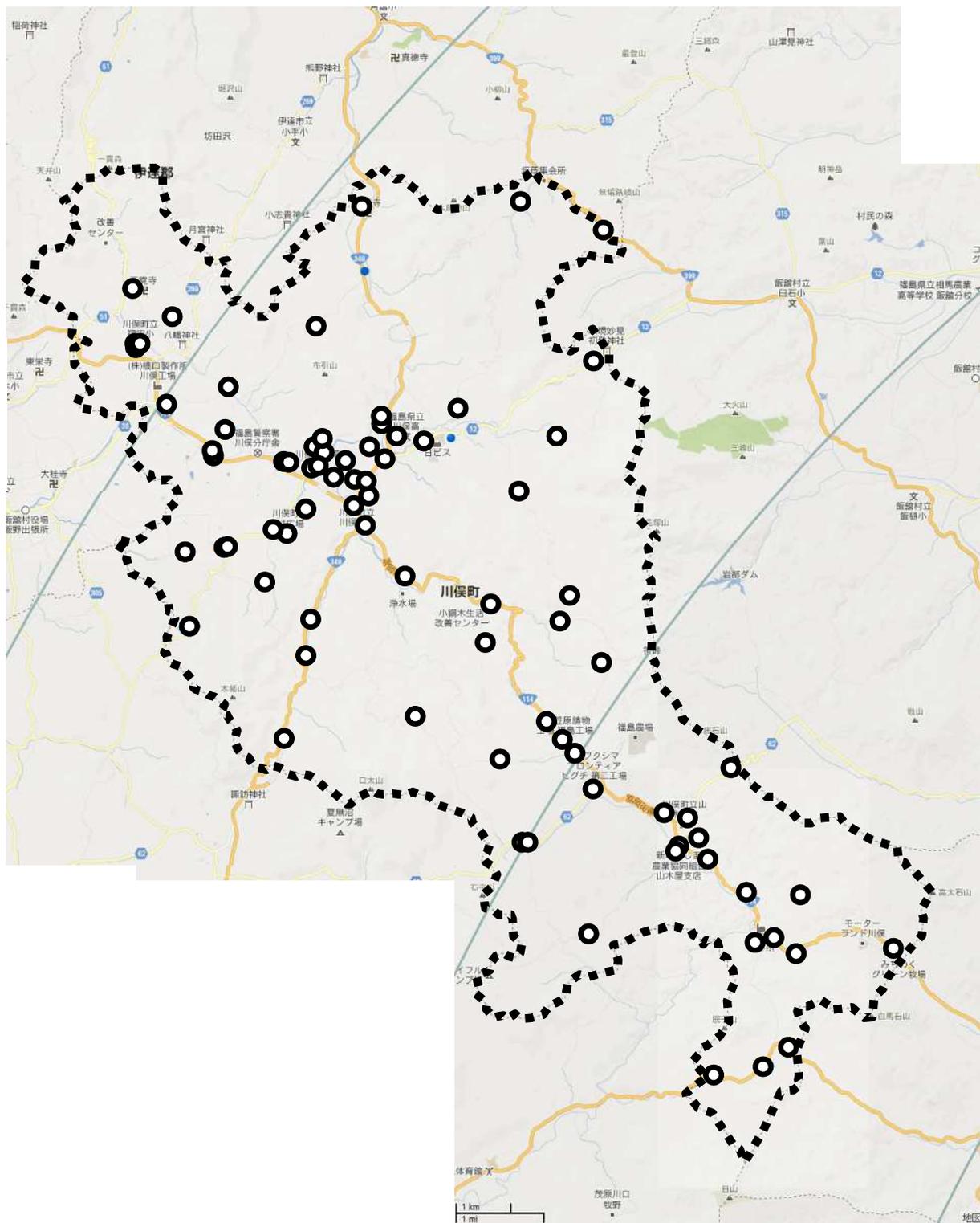
(東京電力㈱ホームページより)

○発電所施設の周辺地域図



この背景地図等データは、国土地理院の電子国土Webシステムから配信されたものである。

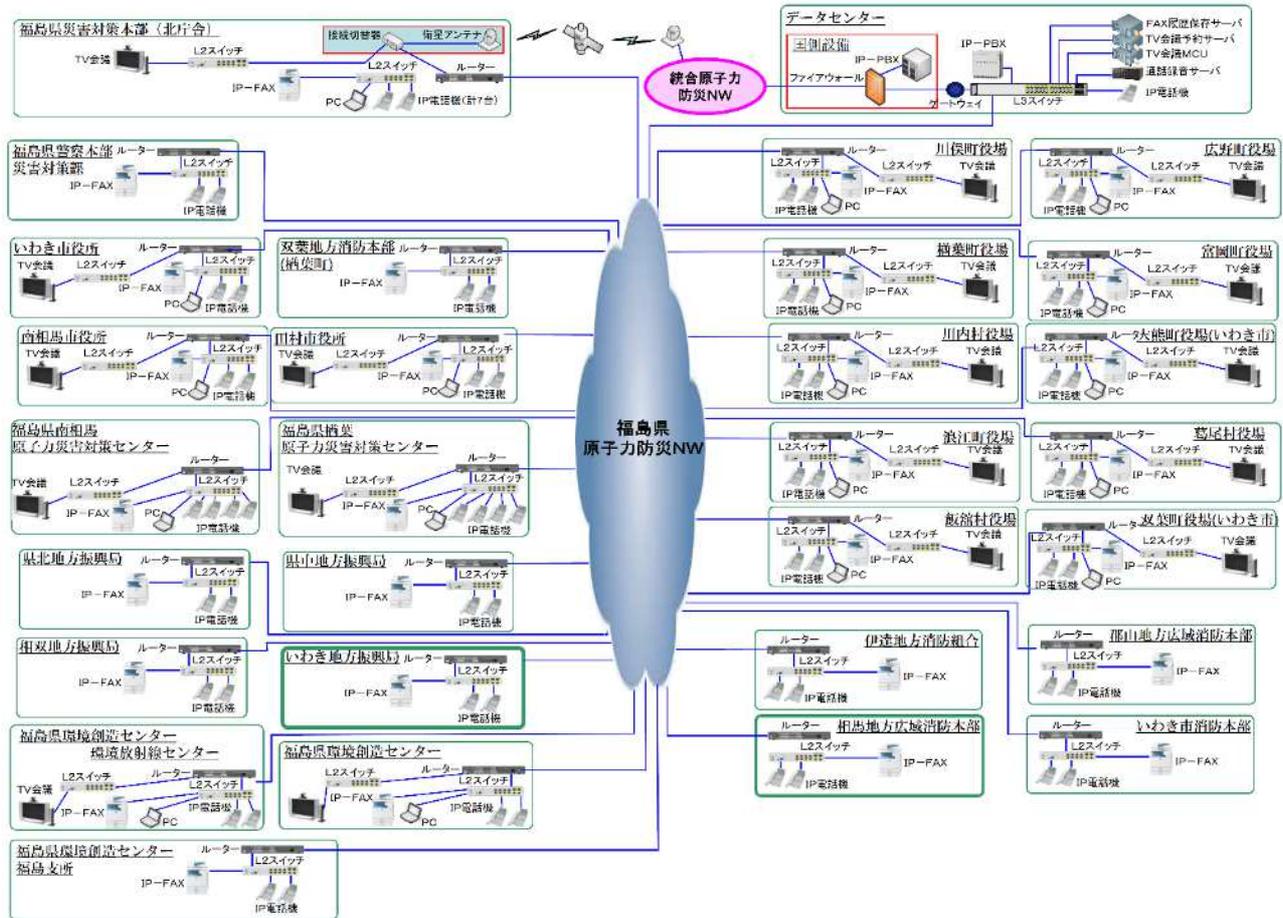
● 資料 8-3 環境放射線モニタリング位置図



(資料：福島県ホームページ)

● 資料8-4 SPEED I ネットワークシステムの整備状況

福島県緊急時連絡網システム概要図



● 資料 8-5 原災法第10条第1項に基づく通報基準

略 称	法 令		
<p>(1) 敷地境界 放射線量 上昇</p>	<p>政令第4条第4項第1号 第1項に規定する基準以上の放射線量が第2項又は前項の定めによるところにより検出されたこと。</p> <p>政令第4条第1項（第1項に規定する基準） 法第10条第1項の政令で定める基準は、$5\ \mu\text{Sv/h}$ の放射線量とする。</p> <p>政令第4条第2項（第2項の定めによるところ） 法第10条第1項の規定による放射線量の検出は、法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備の一又は二以上について、それぞれ単位時間（2分以内のものに限る。）ごとのガンマ線の放射線量を測定し1時間当たりの数値に換算して得た数値が、前項の放射線量以上のものとなっているかどうかを点検することにより行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。 一 当該数値が1地点のみにおいて検出された場合（検出された時間が10分間未満であるときに限る。） 二 当該数値が落雷の時に検出された場合</p> <p>政令第4条第3項（第3項の定めによるところ） 前項の定めによるところにより検出された放射線量が法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備のすべてについて第1項の放射線量を下回っている場合において、当該放射線測定設備の一又は二以上についての数値が$1\ \mu\text{Sv/h}$ 以上であるときは、法第10条第1項の規定による放射線量の検出は、前項の規定にかかわらず、同項の定めるところにより検出された当該各放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において原子力規制委員会規則で定めるところにより測定した中性子線の放射線量とを合計することにより行うものとする。</p> <p>通報すべき事象等に関する省令4条（原子力規制委員会規則で定めるところ） 令第4条第3項の規定による中性子線の測定は、中性子線（自然放射線によるものを除く。）が検出されないことが明らかとなるまでの間、防災業務計画等に関する省令第4条第1項の規定により備え付けることとされた中性子線測定用可搬式測定器によって、瞬間ごとの中性子線の放射線量を測定し、1時間当たりの数値に換算することにより行うものとする。</p>		
<p>(2) 放射線物質 通常経路 放出</p>	<p>政令第4条第4項第2号 当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が第1項に規定する放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。</p> <p>第1項に規定する放射線量：$5\ \mu\text{Sv/h}$（1）参照。 原子力規制委員会規則で定める基準、原子力規制委員会規則で定めるところ：通報すべき事象等に関する省令第5条。添付参照。</p>		
<p>(3) 火災爆発 等による 放射線物質 放出</p>	<p>政令第4条第4項第3号 当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域（その内部において業務に従事する者の被ばく放射線量の管理を行うべき区域として原子力規制委員会規則で定める区域をいう。）外の場所（前号に規定する場所を除く。）において、次に掲げる放射線量又は放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。 イ $50\ \mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量 ロ 当該場所におけるその放射能水準が$5\ \mu\text{Sv/h}$ の放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質</p> <p>通報すべき事象等に関する省令第6条第1項（原子力規制委員会規則で定める区域） 令第4条第4項第3号に規定する区域は、次の表の上欄に掲げる原子力事業者の区分に応じ、それぞれ同表下欄に掲げる区域とする。</p> <p style="text-align: center;">(抜粋)</p> <table border="1" data-bbox="347 1933 1388 2033"> <tr> <td data-bbox="347 1933 507 1966">原子炉設置者</td> <td data-bbox="507 1933 1388 2033">实用発電用原子炉の設置の許可を受けた者にあつては实用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第1条第2項第4号に、(略) 規定する管理区域。</td> </tr> </table> <p>前号に規定する場所：当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所。（2）参照。</p>	原子炉設置者	实用発電用原子炉の設置の許可を受けた者にあつては实用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第1条第2項第4号に、(略) 規定する管理区域。
原子炉設置者	实用発電用原子炉の設置の許可を受けた者にあつては实用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第1条第2項第4号に、(略) 規定する管理区域。		

略 称	法 令
	<p>通報すべき事象等に関する省令第6条第3項（原子力規制委員会規則で定めるところ） 令第4条第4項第3号の規定による放射線量又は放射性物質の検出は、次に定めるところによるものとする。</p> <p>一 放射線量については、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、令第4条第4項第3号イの放射線量の水準を10分間以上継続して検出すること</p> <p>二 放射性物質については、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、前項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準を検出すること</p> <p>通報すべき事象等に関する省令第6条第4項 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量又は放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、前項の検出により令第4条第4項第3号イの放射線量の水準又は第2項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定にかかわらず、当該放射線量又は放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。</p> <p>通報すべき事象等に関する省令第6条第2項（原子力規制委員会規則で定める基準） 令第4条第4項第3号ロの原子力規制委員会規則で定める基準は、空気中の放射性物質について、次に掲げる放射能水準とする。</p> <p>一 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合にあつては、放射性物質の種類に応じた空気中濃度限度に50を乗じて得た値</p> <p>二 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合にあつては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度</p> <p>三 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあつては、空気中濃度限度（当該空気中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに50を乗じて得た値</p>
<p>(4) 事業所外 運搬放射 線量上昇</p>	<p>政令第4条第4項第4号 事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、100μSv/h以上の放射線量が原子力規制委員会規則・国土交通省令で定めるところにより検出されたこと。</p> <p>通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第2条第1項（原子力規制委員会規則・国土交通省令で定めるところ） 令第4条第4項第4号の規定による放射線量の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に検出することとする。</p> <p>通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第2条第2項 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であつて、その状況に鑑み、前項の検出により令第4条第4項第4号の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定にかかわらず、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。</p>
<p>(5) スクラム 失敗</p>	<p>通報すべき事象等に関する省令第7条第1項第1号イ（1） 原子炉の非常停止が必要な場合において、通常の中性子の吸収材（略）により原子炉を停止することができないこと。</p>
<p>(6) 原子炉冷 却材漏え い</p>	<p>通報すべき事象等に関する省令第7条第1項第1号イ（2） 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材（略）の漏えいが発生すること。</p>
<p>(7) 原子炉給 水喪失</p>	<p>通報すべき事象等に関する省令第7条第1項第1号イ（3） 原子炉（略）の運転中に当該原子炉へのすべての給水機能が喪失した場合において、非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ高圧で注水する系に限る。）が作動しないこと。</p>
<p>(8) 原子炉除 熱機能喪 失</p>	<p>通報すべき事象等に関する省令第7条第1項第1号イ（5） 原子炉（略）の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能（略）が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。</p>
<p>(9) 全交流電 源喪失</p>	<p>通報すべき事象等に関する省令第7条第1項第1号イ（6） 原子炉の運転中にすべての交流電源からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。</p>
<p>(10) 直流電源 喪失（部 分喪失）</p>	<p>通報すべき事象等に関する省令第7条第1項第1号イ（7） 原子炉の運転中に非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。</p>

略 称	法 令
(11) 停止時原子炉水位低下	<p>通報すべき事象等に関する省令第7条第1項第1号イ(8)</p> <p>原子炉(略)の停止中に原子炉容器内に照射済み燃料集合体がある場合において、当該原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置が作動する水位(略)まで低下すること。</p>
(12) 燃料プール水位低下	<p>通報すべき事象等に関する省令第7条第1項第1号イ(10)</p> <p>照射済み燃料集合体の貯蔵槽の液位が、当該燃料集合体が露出する液面まで低下すること。</p>
(13) 中央制御室使用不能	<p>通報すべき事象等に関する省令第7条第1項第1号イ(11)</p> <p>原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能又は原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。</p>
(14) 原子炉外臨界蓋然性	<p>通報すべき事象等に関する省令第7条第1項第2号</p> <p>原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の内部を除く。)において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にあること。</p>
(15) 事業所外運搬放射性物質漏えい	<p>通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第3条</p> <p>火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、事業所外運搬(核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示第3条並びに第5条第1項第1号(液体又は気体であって専用積載としないで運搬する場合におけるものを除く。)及び第2項第1号、船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示第4条並びに第10条第1項第1号(液体又は気体であって専用積載としないで運搬する場合におけるものを除く。)及び第2項第1号並びに航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示第4条並びに第7条第1項第1号(液体又は気体であって専用積載としないで運搬する場合におけるものを除く。)及び第2項第1号に規定する核燃料物質等の運搬を除く。)に使用する容器から放射性物質が漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。</p>

○添付 原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する省令第5条第1項の規定に基づく水準

場 合	基 準	検 出
一 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、1種類の放射性物質である場合	イ 濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、放射性物質の種類に応じた空气中濃度限度を排気筒その他これらに類する場所における1秒間当たりの放出風量で除して得た値に、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る別表に基づく係数を乗じて得た値	イの値を10分間以上継続して検出すること。
	ロ 放射能の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、放射性物質の種類に応じた空气中濃度限度に、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る別表に基づく係数を乗じて得た値	ロの値を累積（原子炉の運転等のための施設の通常の運転状態における放射性物質の放出による累積を除く。）して検出すること。
	ハ 水中の放射性物質にあつては、放射性物質の種類に応じた水中濃度限度に50を乗じて得た値	ハの値を10分間以上継続して検出すること。
二 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、2種類以上の放射性物質がある場合	イ 濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質の濃度についての前号イの規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度	イの値を10分間以上継続して検出すること。
	ロ 放射能の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、それらの放射性物質の放射能のそれぞれその放射性物質の放射能についての前号ロの規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の放射能の値	ロの値を累積（原子炉の運転等のための施設の通常の運転状態における放射性物質の放出による累積を除く。）して検出すること。
	ハ 水中の放射性物質にあつては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質の濃度についての前号ハの規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度	ハの値を10分間以上継続して検出すること。
三 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合	イ 濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、空气中濃度限度（当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）を排気筒その他これらに類する場所における1秒間当たりの放出風量で除して得た値のうち、最も低いものに、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る別表に基づく係数を乗じた値	イの値を10分間以上継続して検出すること。
	ロ 放射能の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、空气中濃度限度（当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る別表に基づく係数を乗じて得た値	ロの値を累積（原子炉の運転等のための施設の通常の運転状態における放射性物質の放出による累積を除く。）して検出すること。
	ハ 水中の放射性物質にあつては、水中濃度限度（当該水中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに50を乗じて得た値	ハの値を10分間以上継続して検出すること。

空气中濃度限度：実用発電用原子炉の設置，運転等に関する規則第15条第4号の原子力規制委員会
が定める濃度限度に係るもの（略）をいう。

水中濃度限度：実用発電用原子炉の設置，運転等に関する規則第15条第7号の原子力規制委員会
が定める濃度限度に係るもの（略）をいう。

○別表（原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する省令第5条関係）

(1) 濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質に関する係数 単位 [m³/s]

		排気筒等の放射性物質の測定を行っている場所から敷地境界までの水平距離 (m)																		
		20未満	20以上 30未満	30以上 40未満	40以上 50未満	50以上 60未満	60以上 70未満	70以上 80未満	80以上 90未満	90以上 100未満	100以上 200未満	200以上 300未満	300以上 400未満	400以上 500未満	500以上 600未満	600以上 700未満	700以上 800未満	800以上 900未満	900以上 1000未満	1000以上
放射 性 物 質 が 放 出 さ れ る 拠 点 の 地 表 か ら の 高 さ (注) (m)	1未満	1×10 ¹	5×10 ¹	1×10 ²	1×10 ²	1×10 ²	1×10 ²	5×10 ²	5×10 ²	5×10 ²	1×10 ³	1×10 ³	1×10 ³	5×10 ³	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	5×10 ⁴	5×10 ⁴	5×10 ⁴
	1以上 10未満	1×10 ²	1×10 ²	1×10 ²	1×10 ²	5×10 ²	5×10 ²	5×10 ²	1×10 ³	1×10 ³	1×10 ³	5×10 ³	1×10 ⁴	5×10 ⁴	5×10 ⁴	5×10 ⁴				
	10以上 20未満	1×10 ³	1×10 ³	1×10 ³	1×10 ³	1×10 ³	1×10 ³	1×10 ³	1×10 ³	1×10 ³	1×10 ³	1×10 ³	1×10 ³	1×10 ³	1×10 ³	1×10 ³	1×10 ³	5×10 ³	5×10 ³	5×10 ³
	20以上 30未満	1×10 ³	1×10 ³	1×10 ³	1×10 ³	1×10 ³	1×10 ³	1×10 ³	1×10 ³	1×10 ³	1×10 ³	1×10 ³	1×10 ³	1×10 ³	1×10 ³	1×10 ³	1×10 ³	1×10 ³	1×10 ³	1×10 ³
	30以上 40未満	1×10 ³	1×10 ³	1×10 ³	1×10 ³	1×10 ³	1×10 ³	1×10 ³	1×10 ³	1×10 ³	1×10 ³	1×10 ³	1×10 ³	1×10 ³	1×10 ³	1×10 ³	1×10 ³	1×10 ³	1×10 ³	1×10 ³
	40以上 50未満	1×10 ³	1×10 ³	1×10 ³	1×10 ³	1×10 ³	1×10 ³	1×10 ³	1×10 ³	1×10 ³	1×10 ³	1×10 ³	1×10 ³	5×10 ³						
	50以上 60未満	5×10 ³	5×10 ³	5×10 ³	5×10 ³	5×10 ³	5×10 ³	5×10 ³	5×10 ³	5×10 ³	5×10 ³	5×10 ³	5×10 ³	5×10 ³	5×10 ³	5×10 ³	5×10 ³	5×10 ³	1×10 ⁴	1×10 ⁴
	60以上 70未満	5×10 ³	5×10 ³	5×10 ³	5×10 ³	5×10 ³	5×10 ³	5×10 ³	5×10 ³	5×10 ³	5×10 ³	5×10 ³	5×10 ³	5×10 ³	1×10 ⁴					
	70以上 80未満	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴
	80以上 90未満	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴
	90以上 100未満	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴
	100以上 110未満	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴
	110以上 120未満	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴
	120以上 130未満	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴
	130以上 140未満	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴
	140以上 150未満	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴
	150以上	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	5×10 ⁴	5×10 ⁴	5×10 ⁴

(注) 高さは、吹き上げ高さや建屋、地形の影響等を考慮した見かけの放出源高さをを用いることができる。

● 資料 8-6 原災法第15条第1項に基づく原子力緊急事態の判断基準

略 称	法 令
<p>(1) 敷地境界 放射線量 異常上昇</p>	<p>法第15条第1項第1号 第10条第1項前段の規定により内閣総理大臣、原子力規制委員会が受けた通報に係る検出された放射線量又は政令で定める放射線測定設備及び測定方法により検出された放射線量が、異常な水準の放射線量の基準として政令で定めるもの以上である場合。</p> <p>政令第6条第1項（政令で定める放射線測定設備） 法第15条第1項第1号の政令で定める放射線測定設備は、所在都道府県知事又は関係周辺都道府県知事とその都道府県の区域内に設置した放射線測定設備であって法第11条第1項の放射線測定設備の性能に相当する性能を有するものとする。</p> <p>政令第6条第2項（政令で定める測定方法） 法第15条第1項第1号の政令で定める測定方法は、単位時間（10分以内のものに限る。）ごとのガンマ線の放射線量を測定し、1時間当たりの数値に換算することにより行うこととする。ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。</p> <p>政令第6条第3項（政令で定める基準） 法第15条第1項第1号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。 一 第4条第4項第1号に規定する検出された放射線量（法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備の一又は二以上についての数値が5μSv/h以上である場合にあっては、当該各放射線測定設備における放射線量と第4条第3項に規定する中性子線の放射線量とを合計して得られる放射線量）又は第1項の放射線測定設備及び前項の測定方法により検出された放射線量 500μSv/h 二（以下、略）</p>
<p>(2) 放射性物質 通常経路異常放出</p>	<p>政令第6条第4項第1号 第4条第4項第2号に規定する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が前項第1号に定める放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。</p> <p>通報すべき事象等に関する省令第12条第1項（原子力規制委員会規則で定める基準及び原子力規制委員会規則で定めるところ） 令第6条第4項第1号の原子力規制委員会規則で定める基準及び同号の規定による放射性物質の検出は、加工事業者、原子炉設置者、貯蔵事業者、廃棄事業者又は使用者にあっては、通報すべき事象等に関する省令第5条の表の上欄に掲げる場合に応じ、基準についてはそれぞれ同表の中欄に掲げる基準に100を乗じて得たものとし、検出についてはそれぞれ同表の下欄に掲げるものとする。</p>
<p>(3) 火災爆発等による 放射性物質異常放出</p>	<p>政令第6条第3項 法第15条第1項第1号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。 一（略） 二 第4条第4項第3号イに規定する検出された放射線量 5mSv/h 三（略）</p> <p>政令第6条第4項第2号 第4条第4項第3号に規定する場所において、当該場所におけるその放射能水準が500μSv/hの放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。</p> <p>通報すべき事象等に関する省令第13条第1項（原子力規制委員会規則で定める基準及び原子力規制委員会規則で定めるところ） 令第6条第4項第2号の原子力規制委員会規則で定める基準は、通報すべき事象等に関する省令第6条第2項各号の場合に応じ、それぞれ当該各号の基準に100を乗じて得たものとする。 2 令第6条第4項第2号の規定による放射性物質の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、前項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準を検出することとする。 3 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、前項の検出により第1項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定にかかわらず、当該放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。</p>

略 称	法 令
(4) 事業所外 運搬放射 線量異常 上昇	政令第6条第3項 法第15条第1項第1号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。 一 (略) 二 (略) 三 第4条第4項第4号に規定する検出された放射線量 10mSv/h
(5) 原子炉外 臨界	政令第6条第4項第3号 原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の本体の内部を除く。)において、核燃料物質が臨界状態(原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。)にあること。
(6) 原子炉停 止機能喪 失	通報すべき事象等に関する省令第14条第1項イ 原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止するすべての機能が喪失すること。
(7) 非常用炉 心冷却装 置注水不 能	通報すべき事象等に関する省令第14条第1項ロ 原子炉(略)の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合又は沸騰水型軽水炉等において当該原子炉へのすべての給水機能が喪失した場合(略)において、非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。
(8) 格納容器 圧力異常 上昇	通報すべき事象等に関する省令第14条第1項ハ 原子炉の運転中に原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、原子炉格納容器内の圧力が当該格納容器の設計上の最高使用圧力に達すること。
(9) 圧力抑制 機能喪失	通報すべき事象等に関する省令第14条第1項ニ 原子炉(略)の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失したときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。
(10) 原子炉冷 却機能喪 失	通報すべき事象等に関する省令第14条第1項ホ 原子炉の運転中(沸騰水型軽水炉等及び加圧水型軽水炉についてはすべての交流電源からの電気の供給が停止した場合に限る。)において、原子炉を冷却するすべての機能(略)が喪失すること。
(11) 直流電源 喪失(全喪 失)	通報すべき事象等に関する省令第14条第1項ヘ 原子炉の運転中にすべての非常用直流電源からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。
(12) 炉心溶融	通報すべき事象等に関する省令第14条第1項ト 原子炉容器内の炉心の溶融を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の温度を検知すること。
(13) 停止時原 子炉水位 異常低下	通報すべき事象等に関する省令第14条第1項チ 原子炉の停止中に原子炉容器内の照射済み燃料集合体の露出を示す原子炉容器内の液位の変化その他の事象を検知すること。
(14) 中央制御 室等使用 不能	通報すべき事象等に関する省令第14条第1項ヌ 原子炉制御室及び原子炉制御室外からの原子炉を停止する機能又は原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。
(15) 事業所外 運搬放射 性物質異 常漏えい	通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第4条 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、放射性物質の種類(核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示別表第一、別表第二、別表第三、別表第四、別表第五又は別表第六の第一欄、船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示別表第一、別表第二、別表第三、別表第四、別表第五又は別表第六の第一欄及び航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示別表第二、別表第三、別表第四、別表第五、別表第六又は別表第七の第一欄に掲げるものに限る。)に応じ、それぞれ核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示別表第一の第三欄、別表第二の第三欄、別表第三の第三欄、別表第四の第二欄、別表第五の第二欄又は別表第六の第三欄、船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示別表第一の第三欄、別表第二の第三欄、別表第三の第三欄、別表第四の第二欄、別表第五の第二欄又は別表第六の第三欄及び航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示別表第二の第三欄、別表第三の第三欄、別表第四の第三欄、別表第五の第二欄、別表第六の第二欄又は別表第七の第三欄に掲げる値の放射性物質が事業所外運搬(核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第3条第2項、危険物船舶運送及び貯蔵規則第80条第2項及び航空法施行規則第194条第2項第2号イ(4)に規定する

略 称	法 令
	低比放射性物質又は表面汚染物の運搬を除く。)に使用する容器から漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。

・資料9 様式等

● 資料9-1 被害状況報告様式等

● 資料9-1-1 被害状況報告

災害名 _____

第 報

報告時刻月日 :

確定時刻月日 :

市 町 村 名		
報 告 者 名		
災害対策本部	設置時刻	:
	解放時刻	:
水 防 本 部	設置時刻	:
	解放時刻	:
消防職員出動延べ人数		
消防団員出動延べ人数		

		被 害 数	具体的被害地区	被 害 概 況	
人的被害	死 者				
		うち災害関連死者			
	行 方 不 明				
負 傷 者	重 傷				
	軽 傷				
物的被害	全 壊	棟 数			
		世 帯 数			
		人 数			
	大規模半壊	棟 数			
		世 帯 数			
		人 数			
	中規模半壊	棟 数			
		世 帯 数			
		人 数			
	半 壊	棟 数			
		世 帯 数			
		人 数			
準半壊	棟 数				
	世 帯 数				
	人 数				
準半壊に至らない (一部破損)	棟 数				
	世 帯 数				
	人 数				

	床上浸水	棟数			
		世帯数			
		人数			
	床下浸水	棟数			
		世帯数			
		人数			
非住家	公共建物	棟数			
	その他	棟数			
避難指示	避難指示				
	発令時刻				
	解除時刻				
	地区名				
	世帯数				
	人数				
	避難指示				
	発令時刻				
	解除時刻				
	地区名				
	世帯数				
	人数				
	避難指示				
	発令時刻				
	解除時刻				
	地区名				
	世帯数				
	人数				
	避難指示				
	発令時刻				
	解除時刻				
	地区名				
	世帯数				
	人数				
	避難指示				
	発令時刻				
	解除時刻				
	地区名				
	世帯数				
	人数				

	ライフライン被害状況	具体的被害地区	被害概況
	上水道		
	下水道		
	電力		
	ガス		
	鉄道		
	電話		
	道路		
	その他		

● 資料9-1-2 人的被害調査表

人的被害調査表		課 支 所 その他	
被 害 の 区 分		調 査 内 容	
死 者	住 所		
	氏 名 性別・生年月日	男・女	大・昭・平・令 年 月 日 才
	死 亡 原 因		
行方不明	住 所		
	氏 名 性別・生年月日	男・女	大・昭・平・令 年 月 日 才
負 傷 者	重 傷	住 所	
		氏 名 性別・生年月日	男・女 大・昭・平・令 年 月 日 才
		負 傷 原 因	
		負 傷 箇 所	
		処 置	
	軽 傷	住 所	
		氏 名 性別・生年月日	男・女 大・昭・平・令 年 月 日 才
		負 傷 原 因	
		負 傷 箇 所	
		処 置	
備 考	<p style="text-align: right;">調査日時： 年 月 日 時 分</p>		

※男女、大・昭・平・令は○で囲むこと。

● 資料 9-1-3 道路・橋梁等被害調査表

道路・橋梁等被害調査表		課 支所 その他		
被害の区分		調査内容		
道 路	道路の種別	高速自動車道・一般国道・県道・市道・林道		
	路線名及び巾員	線 巾員 m		
	被害の場所	川俣町		
	自動車の通行	可 能 不 可 能		
	被害の程度			
	復旧の状況			
橋 梁	橋梁の種別	国道・県道・市道		
	被害の場所	川俣町		
	被害の程度	一部流出 全部流出		
	復旧の状況			
堤 防	河川等の種別	1級河川	2級河川	準用河川 普通河川
	被害の場所	川俣町		
	被害の程度	決 壊 は ん ら ん		
田 畑	冠 水	田	アール	畑 アール
	流 失	田	アール	畑 アール
	陥 没	田	アール	畑 アール
崖 く ず れ	被害の場所			
	被害の程度			
備 考				
調査日時： 年 月 日 時 分				

● 資料 9-1-5 公衆衛生、環境衛生関係

被 害 状 況 報 告 書				
災害の種類				
災害の発生場所		市		町
		郡		村
災害発生年月日		年	月	日 時
報告の時限		日 時現在	受信時刻	時 分
発 信 者		受 信 者		
発信担当者		受 信 担 当 者		
ア	被 害 戸 数	全 壊	戸	
イ		半 壊	戸	
ウ		床上浸水	戸	
エ		床下浸水	戸	
オ	罹 災 人 口		人	
カ	赤痢患者発生数	真 性	人	
キ		擬 似	人	
ク		保 菌	人	
ケ		死 者	人	
区 分		単 位	数 量	被 害 額
コ	公衆衛生施設	上 水 道		
サ		簡易水道		千円
シ		し尿浄化槽		
ス		塵芥処理場		
セ		隔離病舎		
ソ				
タ		計		
応急措置・状況・その他				

● 資料 9-1-6 農林水産業関係

被害状況報告書									
災害の種類									
災害の発生場所		市				町			
		郡				村			
災害発生年月日		年		月		日		時	
報告の時限		日		時現在		受信時刻		時	
発信者				受信者					
発信担当者				受信担当者					
区分		件数		数量		被害額(千円)			
アイウエオカキク	農地	田	流失・埋没						
			冠水						
		畑	流失・埋没						
			冠水						
		(再掲)	果樹園						
			桑畑						
小計									
区分		流失埋没	土砂流入	冠水	浸水	その他	計(ha)	被害額(千円)	
ケコサシスセソ	農作物等	主要食糧農作物							
		そ菜類							
		果樹							
		葉たばこ							
		主要食糧農作物							
		小計							
区分		件数		数量		被害額(千円)			
タチツテトナニヌネ	家畜								
		水産関係	漁船						
			漁具						
			生産施設						
			その他の施設						
水産									
小計									
ノハヒフヘ	林業関係	林道							
		林産物							
		林業施設							
		小計							
ホマミムメ	治山関係	崩壊							
		地すべり							
		治山施設							
		小計							
モヤイユエヨ		溜池							
		頭首工							
		水路							
		堤とう							
		道路							
		路梁							
		橋							
		揚水機							
		小計							
応急措置状況その他									

● 資料 9-1-7 商工関係

被 害 状 況 報 告 書			
災害の種類			
災害の発生場所	市	町	
	郡	村	
災害発生年月日	年	月	日 時
報告の時限	日 時現在	受信時刻	時 分
発 信 者		受 信 者	
発信担当者		受信担当者	
区 分	件 数	被 害 額 (千円)	
ア 鉱 業			
イ 工 業			
ウ 商 業			
エ 計			
応急措置・状況・その他			

● 資料 9-1-8 土木関係

班

被 害 状 況 報 告 書						
災害の種類						
災害の発生場所		市 郡		町 村		
災害発生年月日		年		月		日
報告の時限		日	時現在	受信時刻		時 分
発 信 者		受 信 者				
発信担当者		受 信 担 当 者				
区 分	県 工 事		市町村工事		計	
	ヶ所	被 害 額	ヶ所	被 害 額	ヶ所	被 害 額
ア	河 川					
イ	海 岸					
ウ	砂防施設					
エ	時すべり 防止施設					
オ	急傾斜地崩 壊防止施設					
カ	道 路					
キ	橋 梁					
ク	漁 港					
ケ	港 湾					
コ	下水道					
	計					
応 急 措 置 ・ 状 況 ・ そ の 他						

● 資料 9-1-9 文教関係

班

被 害 状 況 報 告 書				
災害の種類				
災害の発生場所		市	町	
		郡	村	
災害発生年月日		年	月	日 時
報告の時限		日 時現在	受信時刻	時 分
発 信 者		受 信 者		
発信担当者		受信担当者		
区 分	単 位	数 量	被 害 額 (千円)	
ア	高等学校			
イ	中学校			
ウ	小学校			
エ				
オ	小 計			
カ	社会教育施設			
キ	文化財			
ク				
ケ	合 計			
応急措置・状況・その他				

● 資料 9-1-10 その他

班

被 害 状 況 報 告 書				
災害の種類				
災害の発生場所		市	町	
		郡	村	
災害発生年月日		年	月	日 時
報告の時限		日 時現在	受信時刻	時 分
発信者		受信者		
発信担当者		受信担当者		
区 分	単 位	数 量	被 害 額 (千円)	
ア				
イ				
ウ				
エ				
オ				
カ				
キ				
ク				
ケ				
応急措置・状況・その他				

● 資料 9-2 救助日報等様式

● 資料 9-2-1 救助実施記録日計票

救助実施記録日計票

救助の種類	避	炊	水	救出
	修理	学	死捜	死処
	障			

_____ 班

地区名等 _____

責任者 _____

印

担当者 _____

印

No.

(月 日 曜日)

員数 (世帯)	
品名 数量 金額	
受入先	
払出先	
場所	
方法	
記事	

● 資料 9-3-2 避難状況報告書

避 難 指 示					避 難			備 考
月日時	部落 (町)	世帯数	人員	避難予定場所	世帯数	人員	避難時間	

● 資料9-3-4 避難者カード（世帯／個人）

No. _____

避難所名						担当職員名	
住所							
氏名	続柄	性別	年齢	入所日	備考（退所日等）		
合計	男	女	計				
	名	名	名	名			

● 資料9-3-6 避難所日誌

年 月 日 () 曜日												
避難所名				避難所責任者								
避難所住所				収 容 状 況								
				世帯数	男			女			乳児	計
避難所職員	時間	天気	気温		大人	小人	計	大人	小人	計		
	4:00		℃									
	8:00											
	12:00											
	16:00											
	20:00											
	24:00											
合 計												
避 難 所 の 運 営 状 況												
食糧等の調達・配給状況												
施設内設備の状況												
情報伝達の状況												
協力体制												
避難者の生活状況												
傷病者の状況												
その他												

- 1 乳児は外書きとする。
- 2 小人は中学生以下（14才以下）とする

● 資料 9-3-7 避難所の設置及び収容状況

【本編関連箇所：2-2-11-3・3-2-11-3】

避難所の名称	所在地	種別	開設期間	実員数	開設日数	延人数	備考
避難所			から まで	人	日間		
避難所			から まで	人	日間		
避難所			から まで	人	日間		
避難所			から まで	人	日間		
避難所			から まで	人	日間		
避難所			から まで	人	日間		
避難所			から まで	人	日間		
避難所			から まで	人	日間		
避難所			から まで	人	日間		
避難所			から まで	人	日間		
避難所			から まで	人	日間		
避難所			から まで	人	日間		
避難所			から まで	人	日間		
避難所			から まで	人	日間		
避難所			から まで	人	日間		
避難所			から まで	人	日間		
計		既存建設	から まで 日間				カ所
		野外仮設	から まで 日間				カ所

- [注] 1. 「種別」欄は、既存建物利用の場合と、野外仮設の場合に区別すること。
 2. 「計」欄には、既存建物利用の場合と、野外仮設の場合の区分別に合計しておくこと。

● 資料 9-4 消耗器材調達関係様式

● 資料 9-4-1 消耗器材調達先帳簿

商品名	責任者 氏名	電話	所在地	在庫 場所	保有車両			品名	単価	即時調達 可能数	備考
					大	中	小				

● 資料 9-5 給与関係様式

● 資料 9-5-1 飲料水供給記録簿

【本編関連箇所：2-2-17-1・3-2-18-1】

給水 年 月 日	給水地区	供給 水量	対象 人員	供給用機械器具			備考
				名 称	数 量	所有者（管理者）氏名	

(炊出し場所：)

年月日	摘 要	受 払					備 考
		品 名	数 量	品 名	数 量	残 量	

(現場責任者氏名：)

● 資料9-5-4 炊出し用物品等借用記録簿

【本編関連箇所：2-2-17-2・3-2-18-2】

(炊出し場所：)

年月日	備用品名	数量	期間	所有者(管理者)氏名	備考

(現場責任者氏名：)

生活必需物資受払記録簿

(支給責任者:)

年月日	摘要	受		払			残量	備考
		品名	数量	品名	数量	給与、貸与の別		

生活必需物資給(貸)与簿

(支給責任者:)

世帯主名	家族数	被害種別	給(貸)与内訳																備考
			寝具類		外衣類		肌着類		見廻り品		炊事道具		食器類		日用品類		光熱材料		
			品目	数	品目	数	品目	数	品目	数	品目	数	品目	数	品目	数	品目	数	

(注 備考欄に給与、貸与の別を記載すること。)

● 資料 9-6 医療救護活動関係様式

● 資料 9-6-1 助産台帳

【本編関連箇所：2-2-12-2・3-2-12-2】

(救護責任者：)

分 べ ん 者			分べんの日時 場 所	助産機関名	期 間	備 考
住 所	氏 名	年齢				

● 資料 9-6-2 応急医療実施状況記録簿(その1) 【本編関連箇所:2-2-12-9・3-2-12-9】

(救護責任者:)

年月日	診療患者数		移送人員数	死体 検案数	従事人員数				備考
	内科	外科			医師	看護師	その他	計	

● 資料 9-6-3 応急医療実施状況記録簿（その2） 【本編関連箇所：2-2-12-9・3-2-12-9】

（救護責任者： ）

年月日	患者氏名	年齢	住 所	世帯主氏名 (続 柄)	病 名	処置概要	備 考

● 資料 9-6-4 医薬品衛生材料受払簿

【本編関連箇所：2-2-12-2・2-2-12-9・3-2-12-2・3-2-12-9】

(救護責任者：)

年月日	摘 要	受 払					備 考
		品 名	数量	品 名	数量	残	

- 資料 9-7 交通規制関係様式

- 資料 9-7-1 災害時における通行の禁止又は制限についての標示の様式

【本編関連箇所：2-2-14-3・3-2-15-3】

(災害対策基本法施行規則第5条別記様式第2)



- 備考
- 1 色彩は、文字、縁線および区分線を青色、斜めの帯および枠を赤色、地を白色とする。
 - 2 縁線および区分線の太さは、1センチメートルとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
 - 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

(災害対策基本法施行規則第6条別記様式第3)



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒字、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

(災害対策基本法施行規則第6条別記様式第4)

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
福島県知事 ㊟			
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）			
使用者	住所	() 局 番	
	氏名		
通行日時			
通行経路	出発地	目的地	
備考			

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

● 資料 9-8 防疫活動関係様式

● 資料 9-8-1 防疫活動状況報告書

【本編関連箇所：2-2-15-1・3-2-16-1】

(防疫班責任者：)

年月日	実施区域	被害の概要		避難所の開設状況		検病調査健康診断	実施人員数	実施人員数	消毒実施戸数	箇所数	消毒剤配布戸数	そ族昆虫駆除実施	戸数・箇所数	伝染病発生患者数				備考
		被害の区分	被害戸数	避難所名	収容人員									患者	疑似	保菌者	計	
計																		

● 資料 9-9 住宅関係様式

● 資料 9-9-1 応急仮設住宅入居該当者調

【本編関連箇所：2-2-19-1・3-2-20-1】

番号	世帯主氏名	職 業	住 所	家 族 人 員		生活程度	摘 要
				人員数	内可働者数		

応急仮設 住宅番号	世帯主氏名	住 所	家族数	入居年月日	敷地区分	摘 要

番号	世帯主氏名	職 業	住 所	家 族 人 員		生活程度	被害状況	修理予 定箇所	備 考
				人員数	内可働 者数				

● 資料 9-10 遺体の搜索・火葬・埋葬関係様式

● 資料 9-10-1 遺体搜索状況記録簿

【本編関連箇所：2-2-20-2・3-2-21-2】

年月日	搜索地区	搜索対象者名	年齢	搜索原因	搜索の概要及び 搜索結果	備考

● 資料 9-11 文教関係様式

● 資料 9-11-1 教科書及び学用品支給記録簿

【本編関連箇所：2-2-22-3・3-2-24-3】

児童、生徒の 氏名	小中の別	学 年	保護者 (世帯主) 氏名	教 科 書										学 用 品 類					
				国語	算数	数学	理科	社会	音楽	英語	図工	地図			ノート	鉛筆	下敷	傘	

- 資料 9-12 リ災証明

- 資料 9-12-1 リ災証明書

(様式第1号)

(No.)

罹災証明書

世帯主住所	
世帯主氏名	

罹災原因	年 月 日の 福島県沖地震 による
------	-------------------

被災住家 [※] の所在地	
住家 [※] の被害の程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない(一部損壊)
浸水区分	<input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 床下浸水

※ 住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

被害状況	
------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

川総第 号

川俣町長

印

● 資料 9-12-2 被災証明書

(様式第1号)

(No.)

被災証明書

世帯主住所	
世帯主氏名	

使用目的	
------	--

被災原因	年 月 日の による
被災場所の所在地	
被害状況	
特記事項	

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

川総第 号

川俣町長

印

● 資料 9-13 福島県災害救助法施行細則関連様式

● 資料 9-13-1 災害救助費繰替支弁金請求書

別紙第1号様式

災害救助費繰替支弁金請求書

年 月 日 災害により、福島県災害救助法施行細則に基づく救助費を繰替支弁したので、関係書類を添えて請求します。

年 月 日

川俣町長

印

福島県知事 様

1 請求金額	円
内訳	
県負担基準額	円
概算交付額	円
差引精算所要額	円

2 災害救助費算出内訳 別紙1

3 救助費種目別掲載書 別紙3～別紙13

(添付書類)

1 歳入歳出決算見込抄本

2 被害状況調 別紙2

● 資料 9-13-2 災害救助費繰替支弁金請求書（概算）

別紙第2号様式

災害救助費繰替支弁金請求書（概算）

年 月 日 災害により、福島県災害救助法施行細則に基づく救助を実施した費用について、概算交付を願いたく関係書類を添えて請求します。

年 月 日

川俣町長

印

福島県知事 様

1 請求金額 円

2 災害救助費算出内訳 別紙1

（添付書類）

1 歳入歳出予算書抄本

2 被害状況調 別紙2

● 資料 9-13-3 災害救助費算出内訳書

別紙1

災害救助費算出内訳書

川俣町

災害名

種目別区分	市町村実支出額 A (市町村支支出見込額)			算定基準による算定額 B			県負担基準額 (AかBか多い方の額) 円	備考
	員数	単価	金額 円	員数	単価	金額 円		
1 救助費								
(1) 収容施設供与費								
避難施設設置費	延 人			延 人				
応急仮設住宅設置費	戸			戸				
(2) 炊出しその他による 食品給与費	世帯			世帯				
(3) 飲料水供給費	延 人			延 人				
(4) 被服寝具その他生活 必需品(貸)与費	世帯			世帯				
(5) 医療費及び助産費	延 人			延 人				
医療費	延 人			延 人				
助産費	延 人			延 人				
(6) 災害にかかった者の 救出費	人			人				
(7) 住宅の応急修理費	世帯			世帯				
(8) 生業資金の貸与費	世帯			世帯				
(9) 学用品の給与費	人			人				
小学校児童	人			人				
中学校生徒	人			人				
(10) 埋葬費	体			体				
大人	体			体				
子供	体			体				
(11) 死体の搜索費	体			体				
(12) 死体の処理費	体			体				
(13) 障害物の除去費	世帯			世帯				
(14) 輸送費								
(15) 人夫費								
2 事務費								
(合計)								

● 資料 9-13-4 災害状況調

別紙2

災害状況調

川俣町

区 分		被 害 状 況			
人 的 被 害		死 者			
		行 方 不 明			
	負 傷		重 傷		
			軽 傷		
			小 計		
		計			
住 家 の 被 害	棟 数		全壊・全焼		
			半壊・大規模半壊・半焼		
			準半壊		
			準半壊に至らない (一部損壊)		
			床 上 浸 水		
			床 下 浸 水		
	世 帯 数 及 び 人 員	全壊・全焼		世 帯	
				人 員	
		半壊・大規模半 壊・半焼		世 帯	
				人 員	
		準半壊		世帯	
				人員	
準半壊に至らない (一部破損)			世 帯		
			人 員		
床上浸水			世 帯		
			人 員		
床下浸水			世 帯		
			人 員		

● 資料 9-13-5 避難施設設置費

別紙3

避難施設設置費

川俣町

避難施設名	設置期間 (月日~月日)	収容延人員	実支出額							算定基準 による算 定額	備考
			人夫費	消耗 機材費	建物器 等の使 用謝金	燃料 費	仮設便 所等設 置費	衛生管 理費	計		
	~		円	円	円	円	円	円	円	円	
	~										
	~										
	~										
	~										
	~										
	~										
	~										
	~										
	~										
	~										
	~										
	~										
	~										
計 (箇所)											

● 資料 9-13-6 炊出しその他による食品供与費

別紙4

炊出しその他による食品供与費

川俣町

給食月日	炊出し所数	給食延人員	実支出額	算定基準による算定額	備 考
計(日間)					

● 資料 9-13-8 被服・寝具その他生活必需品給与費

別紙6

被服・寝具その他生活必需品給与費

川俣町

														給与完了月日	年 月 日	
区 分		世帯構成員別世帯数												実支出額	備 考	
		1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	人	人			計
全 壊 全 焼 流 失	基準額 A															
	世帯数 B														世帯	
	算定額 A×B														円 円	
半 壊 半 焼 床上浸水	基準額 A															
	世帯数 B														世帯	
	算定額 A×B														円 円	
計															円 円	

※ 基準額 10人以上1人増すごとに加算する額 全壊・全焼・流失 円
半壊・半焼・床上浸水 円

● 資料 9-13-9 医療費及び助産費

別紙7

医療費及び助産費

川俣町

医 療 費										助 産 費					
診療 機関名	患者 氏名	診療 期間	病名	診察区分		診療報酬 点数		実支 出額	備考	分べん 者氏名	分べん 日 時	助 産 機関名	分べん 期 間	実支 出額	備考
				入院	通院	入院	通院								
						点	点	円						円	
計															

● 資料 9-13-11 住宅の応急修理費

別紙9

住宅の応急修理費

川俣町

世帯主氏名	修理箇所概要	完了月日	実支出額	算定基準による算定額	適用
			円	円	
計	世帯				

● 資料 9-13-12 学用品の給与費 (小学校分)

別紙10-1

学用品の供与費 (小学校分)

川俣町

学校名	給与完了月日		教科書		通学用品・文房具			実支出額 合計	算定基準額 合計	備考
	教科書	通学用品 文房具	児童数	A 金額	児童数	B 実支出額	基準額C (円)	A+B	A+C	
				円		円	円			
計										

● 資料 9-13-13 学用品の給与費 (中学校分)

別紙10-2

学用品の供与費 (中学校分)

川俣町

学校名	給与完了月日		教科書		通学用品・文房具			実支出額 合計	算定基準額 合計	備考
	教科書	通学用品 文房具	生徒数	A 金額	生徒数	B 実支出額	基準額C (円)	A+B	A+C	
				円		円	円			
計										

● 資料 9-13-14 死体の搜索費

別紙11-1

川俣町

年 月 日	搜索人員	実 支 出 額				備 考
		借上費	修繕費	燃料費	計	
	人	円	円	円	円	
計						

● 資料 9-13-15 死体の処理費

別紙11-2

死 体 の 処 理 費

川俣町

年月日	洗浄・縫合消毒等処置分			一時保存分			検案分			実支出額 合計	算定基準に よる算定額 合計	備考
	件数	実支出額	算定基準に よる算定額	件数	実支出額	算定基準に よる算定額	件数	実支出額	算定基準に よる算定額			
	件	円	円	件	円	円	件	円	円	円	円	
計												

● 資料 9-13-16 障害物の除去費

別紙12

障 害 物 の 除 去 費

川俣町

住宅被害 程度区分	氏 名	除去に要した 期 間	実支出額	算定基準による 算定額	除去に要すべき状態の概要	備 考
		～	円	円		
計						

● 資料 9-13-17 輸送費及び人夫賃

別紙13

輸送費及び人夫費

川俣町

目的	輸送費			人夫費			
	輸送月日	実支出額	備考	雇用月日	雇用人員	実支出額	備考
被災者の避難		円				円	
医療及び助産							
被災者の救出							
飲料水の供給							
死体の捜索							
死体の処理							
救助用物資の 整理配分							
計							